

始



331
161

改選の産茶経済誌

337/61



改造の産業経済誌

早川千吉郎氏題

大正
10 1.21
内交

Handwritten text in cursive script, likely a signature or name, oriented vertically on the left page of the notebook.

男爵武井守正氏題

北平時報

西華河成

國民教育圖書

國民教育圖書

勝
題
存
培
根

題 氏 人 勝 浦 笑

改造の産業經濟誌趣意

世界總べての事情は歐洲の大戦に因りて甚しく變化し愈々錯雜し來れり。而して凡ての窮達消長且夕を計る可からずして人は其の多事なるに忙殺さる。就中經濟產業に關する事其最たるものにして各國の興亡一に之に懸り、我邦家の安危亦實に此に存す邦人たるもの宜しく常に心を此處に致し其實際に通じ其真相を知悉し以て大勢の順應に努めざる可からず。而して之れが智識を得るは讀書に依るを最も便利とす然も博識の學者と雖も其全般に通じての詳細を盡すは極めて至難なり。同人此に鑑みる所あり經濟產業の各般を理論より實際に亘り簡潔にして其要を得べき改造の産業經濟誌を刊行し以て我産業經濟界の實情を詳かにし斯界發展の一端に資せんとす。幸ひに之れに依りて聊かたりとも得る所あらば欣快に不堪るなり、一言刊行の趣意に代ふ。

大正十年一月

目

第一章 世界の改造と日本の使命

第一節 世界平和に對する日本の天職

第二節 新日本龍興の發端

第三節 新日本の建設

第四節 日清戦役と帝國

第五節 日露戦役と帝國

第六節 世界戦亂と帝國の活躍

第七節 世界に對する日本の使命

第二章 世界の大勢と戦後の日本

第一節 大戦後に於ける世界の大勢

第二節 世界政策の由來と其衝突

第三節 英獨の世界政策と其衝突

第四節 露國の世界政策英獨關係

第五節 佛伊の世界政策と獨逸關係

第六節 大戦後に於ける日本の國是

第三章 世界經濟界と我斯界の關係

第一節 大戦後に於ける世界經濟界

第二節 中央關稅同盟と巴里會議

第三節 世界經濟界の將來

第四節 世界經濟戰に對する我斯界の覺悟

目次

次

第四章 日支經濟提供施設

第一節 日支親善は我國是

第二節 日支親善と帝國の財政經濟

第三節 對支金融の整備改善の一

第四節 同

第五節 同

第六節 對支經濟借款の一

第七節 同

第八節 對支政治及弊政借款

第九節 借款以外の日支經濟重要事項

第十節 日支貿易の趨勢

第十一節 結 論

第五章 日支經濟共同經營

第一節 日支經濟關係

第二節 列國の勢力範圍政策

第三節 借款問題

一 借款の現狀

二 借款負擔能力

三 支那の借款と日本

第四節 支那改革と經濟機關

一

目次

- 一 經濟組織の欠陥
- 二 支那人は株式組織をなす智識と技能に欠く
- 三 支那金融機關
- 四 金融機關と外國銀行會社
- 五 我金融機關の活動
- 第五節 支那參戰と關稅問題其他
- 一 關稅問題
- 二 賠償金及び借款元利金支拂延期
- 第六節 鐵道問題並海上運輸機關
- 一 支那各港出入船舶
- 二 鐵道普及の急務
- 三 鐵道の現況
- 國有鐵道
- 民有鐵道
- 借款商辦
- 借款商辦
- 合辦鐵道
- 國際鐵道
- 豫定線
- 輕便鐵道
- 四 鐵道借款の現狀
- 五 將來の建設費

- 六 既設鐵道の産業に及ぼしたる影響
- 第七節 日支貿易關係
- 一 貿易の概況
- 二 鐵棉花及羊毛の需給關係
- 第八節 結 論
- 第六章 滿洲及朝鮮の産業と經濟狀態
- 第一節 朝鮮の産業
- 一 農業
- 二 水産及製鹽
- 三 鑛業
- 四 工業
- 第二節 滿洲の産業
- 一 農業
- 二 鑛業
- 三 製鹽及木材
- 四 大豆、豆油、豆粕

代表的人物及事業

- 日本郵船株式會社
- 三井物産株式會社
- 三井銀行
- 三井礦山株式會社
- 南滿洲鐵道株式會社
- 高島屋
- 大日本製糖株式會社
- 臺灣製糖株式會社
- 增田増藏商店
- 東京毛織株式會社
- 橫濱正金銀行
- 朝鮮銀行
- 富士瓦斯紡績株式會社
- 臺灣銀行
- 第百銀行
- 東洋拓殖株式會社
- 古河鑛業株式會社
- 大谷商店と大谷嘉兵衛氏
- 大連取引所信託株式會社
- 函館船渠株式會社
- 羊毛紡績株式會社

- 旭川木工株式會社
- 石橋醬油製造店
- 滿洲殖産株式會社
- 北秋木材株式會社
- 株式會社安部幸兵衛商店
- 江原忠氏
- 鈴木豊三郎君
- 龍口銀行
- 澤山兄弟商會釜山支店
- 上川倉庫株式會社
- 釘本藤次郎君
- 大日本木管株式會社
- 東省實業株式會社
- 中外綿業株式會社
- 栖原商店と栖原角兵衛君
- 久原鑛業株式會社
- 朝鮮郵船株式會社
- 松澤萬三人君
- 日露漁業株式會社
- 東北實業銀行
- 樽棧工場高橋長五郎商店
- 株式會社三泰油房
- 拓殖貯金銀行小樽支店

- 東洋製糖株式會社
- 橫濱船渠株式會社
- 大連郊外土地株式會社
- 大連工業株式會社
- 齋藤合資會社齋藤彌三郎君
- 東亞煙草株式會社釜山販賣所
- 深井製材所
- 西村莊右衛門酒造店
- 北海道拓殖銀行旭川支店
- 大連製油株式會社
- 杉本材木店
- 川崎造船所大連出張所
- 柳谷製材木場
- 株式會社旅順銀行
- 三菱家の事業
- 住友總本店
- 北海道拓殖銀行
- 帝國製糖株式會社
- 鐘ヶ淵紡績株式會社
- 川崎造船所
- 大阪商船株式會社
- 秋草正五郎君
- 原富太郎商店

改造の産業經濟誌

第壹編 總論

第一章 世界の改造と日本の使命

第一節 世界平和に對する日本の天職

西歷一千九百十八年十一月、驚天動地の世界戰亂漸く終熄を告ぐるや、世界改造の大事業は着々として行はれ、世界各國は其の距離益々接近し、東西兩洋の關係亦た甚だ密着して國際政局は一步を進めて同洋相互の關係より、更に東西兩洋相互の問題に突入するに至りたり、夫れ世界の大勢を大別すれば、之を東西の兩洋と爲すことを得べく、而して從來世界は此の兩洋に分別して、東洋は東洋に於て權力を争ひ、西洋は西洋に在りて勢力を競ひたり、而も世界戰亂の結果、正義人道主義の下に立つ世界平和思想及其の運動漸く盛ならんとするものありて、今や總ての問題は世界的となり來れるなり、茲に於てか、之を單なる勢力競争の關係より云ふも、東

洋と西洋との問題となり、平和運動より云ふも、東洋の平和、西洋の平和以上に超越して、兩洋を打ちて一丸となしたる問題となりたるなり、故に吾人は國際政局より見る時は東洋と西洋とは互に各洋の勢力を糾合して大なる勢力を作り、以て兩者相對立せざる可らざるの時期に達せんする趨勢の下にあるを知るが故に、先づ我等は我等の國家を守り、我等の民族を保つがために、東洋諸國の勢力を一所に糾合して一大勢力を作り、以て彼等西洋諸國の大勢力に對峙せざるべからざるなり、且つ又、一步退いて世界平和なる点より見る時は到底斯大事業は、短時日を以て成就せらるべきものにあらざるを以て、先づ小局より基礎を築成し漸次此の大目的に達すべき方針を以て進む必要あり、是の故に東洋諸國は世界平和の完成するに先立ち、互に其短を補ひ、長を與へ、以て鞏固なる東洋の平和を確立せざる可らざるなり、即ち何れの点より之を論ずるも現代は東洋諸國が打つて一丸となるべき時代にして、斷じて相互反目すべき時期にあらざるなり、然而して此の東洋の團結、即ち大亞細亞主義を確立すべき大任務を擔へるものは實に我が大日本帝國ならんばならず、見よ、支那は領土に於て民衆に於て、將た富源に於て殆んど世界無比と云ふべし、然れ共其の實力は果して如何文物軍備、政治、教育、風俗、財政等如何なる點より云ふも、一國にすら對抗し得ざる状態ならずや、若し夫れ印度、暹羅、其の他の小弱國に至つては到底問題とならざるなり、之に反して我帝國の實力は如何、今や世界五大強國の一として東洋に雄飛せり、則ち東洋の保全を確立すべき主盟者たり、其平和を確保すべき指揮者たらざらんとするも能はざる所なり、我帝國の責任や重にして、使命や大なること云ざる可らず、然りと雖も、其の責任を責任とし、使命を使命として之を果す所なくんば、帝國の前途憂ふべきものあるは勿論、東洋諸國の運命又危殆に瀕すべく、東洋の平和は蹂躪せられ、同時に世界の平和は全く期待する能はざるに至るべきなり、此に於てか、日本國民たるもの、此の重大なる使命と責任とを自覺して以て、之が達成に勇往邁進せざる可らざるなり。

第一節 新日本隆興の發端

我が大日本帝國の世界に於ける使命や責任や、略上述の如くにして、帝國は今や世界改造の大事業に大關係を有する宇内の雄邦を以て國光洵に六合に灼々たるの盛運に在り、而も此の盛況や固より突如として一朝一夕にして之を獲得したるものにあらず、蓋し事の茲に至れる抑々亦た歴史の成果たらんばあらず、上古、中古、近古は暫らく之を措いて問はず、乞ふ之を最近五十年の史跡に觀ん。

夫れ寛政以來露艦の一度、警を我北邊に傳へてより、尋いで米艦來り、英艦來り、鎖國長夜の夢又茲に破れて開國攘夷の議論起り、幕府政治の晩鐘一撞せられて尊王佐幕の二黨生じ、徳川氏の覇業は既に黄昏となり、暗澹たる幕末騷擾の夜は明けて明治の光輝ある曉となりぬ、是より先き徳川光圀大日本史を著はして尊王の大義を鼓吹してより、所謂水戸學派なるもの勃興して皇室の衰頹を歎き、公卿亦た其の説を喜びて幕府の專横を憤り、爲めに武を磨くもの多く、寛政年間に至つては會澤正志、藤田東湖、高山彦九郎、蒲生君平等の志士輩出して大義を論じ、名

分を説き幕府の威望漸く志士の間を離れんとす、而も文恬武熙二百年の昇平は流俗奢侈に走り、淫佚の風盛に、文弱の弊極に達して松平樂翁、水野忠邦の賢相出で、局に當るも、遂に頽波を支ふるに由なく、舉世又た危機の其の間に輾轉し來るを知るものなかりき、是時に當りて歐洲列國は國力内に充ちて將に争ふて其の力を東方に伸さんとし、露西亞は既に西比利亞を略して東察加に出で、天明年間には樺太の地端より進んで千島を侵し、寛政四年に至り遂に國書を幕府に送りて通商を通りぬ、尋で英艦又長崎及浦賀に來りて開港を求め、歐洲列國の輿勢は潮の如く極東を襲ひぬ、和蘭の使者爲めに幕府に説くに通商開國の已むべからざるを以てせしも、幕府又耳を之に假さざりき、此の以後より開國論起り、渡邊華山、高野長英等、其の領袖たり、既にして嘉永六年米國の使節ペルリ、國書を齎らして浦賀に來り互市を乞ふ、ペルリ去つて幾ならずして露國の使節亦た長崎に來りぬ、超えて安政元年、ペルリ再び來りて答書を促すこと頗る急なり、攘夷鎖港の論是より紛々として海内に湧くが如く、佐久間象山、吉田松陰等洋書に通じ形勢を審にするを以て開港論を唱へ、幕府の忌避に觸れて獄に下れり、安政三年米使ハルリス下田に來りて重ねて互市を乞ひ終に江戸に入りて將軍に謁す、時に堀田正篤老中たり、開港の已むべからざるを知るも物議を憚り、爲めに勅裁を乞ふ、朝廷聽かず、ハルリス答を促すこと益々急なり、正篤等大に窮し、井伊直弼を推して大老となし、事に當らしむ、直弼亦た時勢を察し勅裁を待たずして擅に假條約を結ぶ、是に於て天下の志士皆其の專斷を憤り、國論は翕然として攘夷に傾きぬ、斯くて内には尊王論の盛なるあり、外に對しては攘夷説の沸くあり、尊王と攘

夷と相合して以て幕政の專横と開港とを非議し、天下騷然志士の捕へられて獄に下るもの頗る多く、吉田松陰、橋本左内、頼三郎、梅田雲濱の徒皆斬に處せらる、之を安政の疑獄と云ふ、徳川齊昭亦光國の遺風を紹けて尊王の志厚く、豪傑の士之に従うて攘夷を唱へ重きを一世に爲し、宛然尊王攘夷の中心たり、直弼等之を忌み、齊昭を禁錮す、水戸の志士深く直弼を惡み、萬延元年三月三日直弼の登城を要して之を櫻田門外に斬る、後安藤信正代はりて幕政の局に當り、亦志士の襲ふ所となりて傷きぬ、幕府則ち公武合體論を講じて國內の不平を緩和せんと欲し、將軍家茂の爲に皇妹和宮の降嫁を乞ふ、朝廷之を許し、文久元年を以て和宮を東下せしむ、蓋し直弼の遺志に出づと云ふ、幕府又朝旨を奉じて一橋慶喜に命ずるに將軍の補佐を以てし、松平春嶽をして政治總裁職たらしめ、以て輿望を繋がんごせり、然れ共、鼎の輕重は問はれたり、幕府の權威は既に公卿を左右するに足らず、皇室の威權是れより盛に政治の中樞漸く江戸を離るゝに及び、輦下甚だ多事にして京師騷然たり、毛利慶親、島津久光、山内容堂乃ち入て朝廷を衛る、薩長、土藩之れより勢力あり、既にして將軍家茂の入朝するや、朝廷之時を以て攘夷を宣せんごし、天皇男山八幡に幸し、將に社前に於て節刀を家茂に賜らんとす、家茂病と稱して出でず、志士之を憤り、親征を乞ふに及んで家茂乃ち入朝して勅を奉じ、攘夷を誓ひ、令を諸侯に傳ふ、實に文久三年五月十日なり、此の日長藩米艦を馬關に砲撃す、後英佛蘭、米の諸艦來り攻め互に勝敗決せずして遂に和し、薩藩又英艦を撃て之を却く、然れ共、薩藩は稍公武合體に傾き、長藩は攘夷討幕に傾きしを以て二藩の議相合はず、松平容保、薩藩と議して天皇親征の議を止め、長藩をして京都

を去らしむるや、三條實美等の七卿走りて長藩に投じ尊王黨の勢輩下に衰へ、家茂又入親して公武一時合體し、攘夷の事遂に行ふこと能はざりき志士之を憤りて所在兵を擧げ、皆幕軍の爲めに破らる。元治元年長藩の老臣等兵を率ひて入京し、七卿及藩士の爲めに陳謝する所あり、廷議聽さず、遂に會薩二藩と相戦ひ敗れて國に還る。是に於て征長の軍起り、徳川慶勝關西の兵を督して長藩を討つ。長藩の一黨爲めに事に與れる老臣を斬りて罪を謝し、慶勝乃ち軍を班せり。長藩の志士高杉晋作等大に怒り、奇兵隊を率ひ藩主を奉じ、藩中の異論者を斬り兵を擧ぐ、幕府再び征長の軍を發し、家茂大阪に赴き自ら軍を督す。晋作等能く戦ひ幕軍利あらず、土藩の士坂本龍馬亦薩長の間説きて二藩を和せしめ、長藩の勢大に振ふ。既にして慶應二年將軍家茂薨じて征長の軍散じ、幕府の威望この時を以て全く地に墜ちぬ。尋いで一橋慶喜將軍となり、翌慶應三年孝明天皇崩じ、明治天皇位に則く。

當時薩長の二藩は勤王の首領たり、會桑の二藩は佐幕の巨魁たり、初め薩長攘夷を唱へしも其藩臣の外國に遊びて歸るもの交々鎖國の行ひ難きを説くに及んで、幕論は一變して開國となり勤王は急進して討幕となり、開國王政は革命の二大綱領と爲りて明治政府樹立の序政は開かれぬ。土佐藩主山内容堂、豫め時運を察し、其の臣後藤藤象二郎をして慶喜に説かしむるに、政權の奉還を以てし、薩藩の小松帶刀亦た之を慶喜に勸む。慶喜夙に尊王の志を抱き、又頗る時勢を觀るの明あり、慶應三年十月を以て遂に政權を朝廷に奉還せんことを乞ひ、尋いで亦將軍職を辭しぬ。朝廷乃ち七卿及長藩の罪を赦して京師に入らしめ、會桑二藩の守兵を撤して代ふる。

に薩長、土藝及尾越の六藩兵を以てし、大に官職を改め、關白征夷大將軍を廢し、有栖川宮熾仁親王を以て總裁となし、嘉彰親王、三條實美岩倉具視、島津茂久、山内容堂等を議定とし、西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通、後藤藤象二郎等を參與となしぬ。時に慶喜二條城に在り、會桑二藩及幕臣等此の改革を以て薩長の私を弄するに出づるものとなし、憤激甚だしく將に慶喜を擁して大に爲す所あらんとす。慶喜豫め之を知り、其の變あらんことを憂ひ、近臣十數騎と遁れて大阪に走り、更に海に航して江戸に還りぬ。然れ共二藩及東北諸藩の佐幕に黨するもの名を討薩に托して、會桑二藩を先鋒となし、兵を進めて將に京都に入らんとし、薩軍の爲めに破られて還る。之を鳥羽伏見の戦と爲す。時に明治元年正月なりき。朝廷因つて熾仁親王を大總督に任じ、西郷隆盛を參謀と爲し、二月東下して江戸を討たしむ。慶喜其の臣勝安房と謀り、城を開きて罪を謝し、屏いて水戸に居る。而も東北諸藩及幕臣の一半尙ほ従はず。彰義隊は上野に據り、榎本武揚は軍艦を率ひて北海道に走り、大島圭介は總野に轉戦して宇都宮に據る。官軍乃ち五月を以て東叡山を攻め之を抜く。彰義の敗兵走りて大島の軍に投ず。尋いて宇都宮亦陥るに及び、相合して會津に走り、仙臺、米澤、白河、庄内の諸藩皆之に應じ、以て官軍に抗しぬ。官軍兵を二道に分ち、一は越後に出で、長岡を陥れ、一つは白河を経て二本松を略し、齊しく會津に進み、力を合して之を攻む。城陥り、藩主松平容保出で、降る。奥羽の諸藩命に抗するもの亦次いで歸順す。獨り榎本武揚函館に在り、大島圭介之に合して敢て降らず。明治二年官軍之を攻め、武揚圭介出で、降り、身を以て士卒に代らんことを乞ふ。是に於て海内全く平定し、干戈漸く收まれり。源賴朝幕府を開きてよ

り八百餘年、武門政治の餘燼此に全く滅し、地方分権の弊根を一掃して先づ國家瓦崩の大患を除き、王權の回復は中央の集權となりて王土統一の基を鞏ふし、以て光輝ある明治政治を見るに至れり、天皇即位の初大に公卿諸侯を紫宸殿に會して天地の神祇を祀り、誓ふに五事を以てす、一に曰く廣く會議を起し萬機公論に決すべし、二に曰く上下心を一にし盛に經綸を行ふべし、三に曰く官民一途庶民に至るまで各其の志を遂げ人心をして倦まざらしむ、四に曰く舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、五に曰く智識を世界に求め大に皇基を振起すべしと是れ實に開國進取の皇謨により皇祖皇宗建國の大精神に出でたるものにして國政の大本茲に定まり、立憲政治の基礎早く此時に成れり、因つて新政を外國に告げ開國を國內に宣す。

第三節 新日本の建設

大權の一たび朝廷に歸してより、明治政府は内政の整理舊弊の打破に忙殺せられ、明治二年には先づ大久保利通の議を採りて皇都を江戸に遷し、次いで薩長土肥の四藩先づ藩籍の奉還を請ひ、他の諸藩亦皆之に倣ひて遂に廢藩置縣の詔あり、四年には郵便局の設置あり、五年には太陽曆を用ひ、銀行條例を發布し、徵兵令を布き、此年亦京濱鐵道成れり、翌六年小學校令を發布し、全國の地租を改正し、九年士民の佩刀を禁じ、十年内國勸業博覽會を開き、十一年郡區町村編制法を發布し、其他庶政の改善せらるゝもの甚だ多く、皆範を歐洲に採り、間々大寶の舊令を酌めり、之を明治政府の創始時代となす、此間又征臺の役あり、神風連の亂あり、佐賀の變あり、前原

一誠の叛ありて、明治十年には西南の役起りぬ、維新の初め朝廷隣疆の舊交を尋ねんと欲し、使節を朝鮮に派遣すること再三、朝鮮之を斥けて顧みず、且つ東策府使官を侮蔑すること甚だし是れより征韓の議論沸然として當路の間に生じ、西郷隆盛其の首たり、副島種臣、板垣退助、江藤新平、後藤象二郎等之を賛し、勝安房、大隈重信等之を非とす、議未だ決せざるに偶々岩倉具視、大久保利通、木戸孝允等の西洋文物を視て歸るもの、先づ我内治の急にせざるべからざるを説きて皆征韓の議を排するに及びて、西郷、副島、板垣、後藤等一時に冠を掛けて朝を去りぬ、隆盛の故山に歸るや、薩南の健兒之を擁して兵を擧げ、新政厚徳の旗を掲げて在廷の異論者を一掃するを名とし、進んで熊本城を圍む、時に陸軍少將谷干城、熊本鎮臺に在り善く禦ぎて城陥らず、既にして官軍大舉西下するに及び薩摩遂に破れ、退いて城山に據る、官軍進んで之を陥れ、隆盛死し、事漸く定まるを得たり、時に明治十年十月なり、西洋文物の輸入と共に民權自由の思想も亦天下に傳播せり、板垣退助は其魁首なり、明治七年一月板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平等上書して、民選議員の開設を乞ふ、廷議其尙ほ早きを唱へて之を卻く、是に於て退助等愛國公黨を組織し、自由民權を唱道して、天不に呼號し、同志を集む、之を政黨組織の端と爲す、爾後土佐の立志社、阿波の自助社、其の他各地の政黨相亞いで起り、以て民權論の鼓吹に努めぬ、民權説の旺盛燎原の火に似たる時に方り、之に反抗して又帝政黨の起るあり、就中神風連の如きは攘夷の殘夢を帯びたるものなりき、是に於て進歩保守の議論紛々として相争ひ、互に其の黨社あり既にして大隈重信亦た野に下りて改進黨を組織せり、自由權説は民選議院開設に志を得ざり

しと雖も、而も其の所論は民間を風靡して、益々其の勢を得るに及び政府も亦國權民法編纂の歩を進め、國憲編纂係を置き以て憲政實施の準備に怠らず、遂に明治八年に至つて大阪會議は開かれ、大久保利通、木戸孝允、板垣退助等相會して朝野意見の妥協を爲し、板垣退助復た政府に入りて大久保利通兇手に斃れてより、明治二十三年の國會開設に至るの間、朝に在りては伊藤博文、野に於ては板垣退助を中心として立憲政治の準備に日も是れ足らざりき、此間明治十五年には韓人の我公使館を襲ひ爲めに日韓の紛議を生せるあり、尋いで十七年には閔黨再び我公使館を焼き親日拜清の二黨を生じて相軋轢し、互に勢力の消長を争ひ日清の威力交々半島に加はり遂に十八年に及んで天津條約の締結となり、兩國各駐韓の兵を撤退するに至つて暫らく半島問題の一段落を告げたり、此歳又公侯伯子男の爵制を立つ、翌十九年各省官制の發布あり、此前後に於て條約改正の問題は紛々として朝野の間に起りぬ、當時成が國際條約なるものは曾て幕府が列國の壓迫を受けて安政年間に締結したるものにして開港地に外人居留地を設け治外法權の制を定め、輸入税の最低額を規定し、我屈辱の最も甚だしきものなり、唯だ此の條約は明治五年以後に及んで相互締盟國の承認を経て更改を爲すを得るものなりと雖も、期に及んで列國一として改締の準備を爲すものなく、皆其の異教主義の國に向つて對等條約を結ぶべきや否やを疑問とせり、故に明治四年岩倉大使一行の歐米に赴くや心大に之が改締を期したりしも、遂に其の素懷を行ふの餘地なかりき、後十五年井上馨の外務卿となるや先づ英國政府と其の豫備談判を開き、各締盟國代表者亦之に參列して大に我に讓歩するの意を示

したるも彼我の主張懸隔して遂に相合するを得ず、十九年より翌二十年に亘りて會を重ねること二十八の多きに及んで、而も一事を反覆するに過ぎざりき、偶々紀州海に於ける英船ノルマントン號沈没の事あり、乗組員、船長皆身を以て逃るを得たるも我同胞の之に乗せしもの一人生を全ふせしものなく、國民の排外思想は此の悲報によりて勃然として發し、延いて條約改正に對する不満となり、爲めに政府は改締を中止するの止むなきに至りぬ、尋いで同二十一年大隈重信の外務大臣となり、再び列國と交渉を重ねしも、其の外人法官の採用を條件とするや輿論の激烈なる反對に遇ひ、重信は遂に一兇漢の狙撃する所となりて止みぬ、既にして二十二年には千古不磨の憲法發布あり、二十三年には帝國議會の開會あり、我國力は此百機勿忙の間にも駁々として發達休む時なく、殖産興業より教育學術に至るまで全く其の面目を一新して其の贏ち得たる新文明は憲政の運用に於て、日清戰役に於て試験せらるべき時機は來りぬ、而して列國の條約も又此實力の發達により帝國の面目を全ふして容易に改締することを得たり。

第四節 日清戰役と帝國

憲法は布かれたり、議會は開かれたり、制度は盡く改善の緒に就き、教育進み殖産興り、明治二十三年の頃に至つて内政の整理は略ぼ一段落を告げぬ、されど條約改正の一大懸案は依然として其の解決を見る能はず、大隈重信に代りて青木周藏の外務大臣となり、大隈案に修正を

加へて治外法權は向後五ヶ年居留地に限り之を存置し、其の他は一切日本の裁判權に服さしむる事、土地所有權を許さざる事、外人法官を任用するの約なき事、沿岸貿易を許さざる事、内地を解放する事、稅權は酒、煙草、醬油、油の四種は任意課稅とし、其の他の輸入品は一割一二分の標準に由りて課稅する事を以て其の改締の條件と爲し、三たび列國と交渉を開くに及びて時の英國政府は先づ善意を以て此の提議を容れしも、恰も來遊露國皇太子の天津に遭難せらるゝに遇ひ、周歲責を負ひて職を辭しぬ、榎本武揚乃ち之に代りて外務の局に當る、偶々議會政府の豫算案衝突あり、爲めに松方内閣の瓦解となり、武揚亦た其の任を辭し、尋いで二十六年に至りて衆議院は改正條約に關し領事裁判制度の撤退、稅權回復、沿岸貿易の禁止を決議し、之を上奏せり、是に於て政府は外國の折衝に加ふるに内議會の操縦を以てし、其の境甚だ苦難を極めぬされど時の英國政府幸に我に同情し、其の提唱に依りて再び談判を開き、遂に二十七年七月を以て倫敦に於て調印を見るに至れり、米、伊、露、佛、獨、埃等亦皆之に倣うて三十年末には歐洲主要國と對等條約を締結したり、顧みれば異教國と侮られ、後進國と蔑せられ、屈辱の條約を結びて多年の苦境を脱する能はざりし帝國が、茲に一躍して其の權利を對等にするを得たるは畢竟國力充實して文化進み、新興の勢列國をして齊しく認識せしめたるに由れり、是れ蓋し日清戰役の結果與つて大に力あるものと云ふべし。古來朝鮮半島は日本、支那、露西亞三國勢力の湊合地にして東洋國際政治の伏魔殿となり、日支兩國紛争の骨子たりしこと幾世紀の間なりしを知らず、然るに明治十四年に及び新に一國の參加するありて半島の問題は更に一國を加へ

て其の紛糾をして一層重大ならしむるに至れり、露勢の東漸乃ち之れなり、而も新國の勢常に日支を凌駕して半島を壓迫し、韓廷を以て外藩となし、韓廷亦之に擁するの力なし、二十七年韓國革新黨の首領金玉均亡命して久しく我國に在り、韓人洪鐘宇なるもの韓皇の命を帯べりと稱し、金を誘出して之を上海に殺し、清國則ち軍艦を以て死屍を韓國に送りぬ、韓廷屍を得て四肢を斷ちて市に曝し、尋いで又其の三族を夷し、洪に與ふるに重賞を以てせり、是に於て我邦人の憤激すること甚だしく、爲めに對韓同志會なるもの起りて我當局の軟弱を攻めぬ、是年五月偶々東學黨の蜂起して奸吏を殺し、弊政の改革を圖るあり、清國乃ち以て奇貨措くべしとなし、急に兵三千を威海衛より牙山に送り、之を我に通告したり、蓋し日清兩國の出兵に際しては兩國互に相通告して兩國同一の舉に出づべきは天津條約の規定なればなり、是に於て我帝國も亦兵八千を以て混成旅團を組織し、進んで京城に入らしめんとす、清國固く拒んで肯せず、却つて我の撤兵を求めて止まず、因つて我帝國は事此に至れば自由行動を執るの止むなきを訴へ、其の反省を促すこと懇々たるに際し、露國は突如として我に通告して日本にして若し半島より撤兵する無くんば平和を破るの責は日本に在りとなし、以て陰に陽に清國の行動に聲援を與へ我を牽制せんとしたりき、而も我尙ほ諄々として平和人道の大義を説き、共同事に當らんことを清國に求めて遂に要を得る能はず、兵火は遂に七月二十五日を以て豊島海の一角に開かれ、我第一遊撃艦隊は清國の二軍艦を撃つて之を走らし、又英國旗を掲げたる清國運送船高陞號の清兵を牙山に送らんとせざるに遇ひ、我令に従はざるを以て之を擊沈せしめ、其の二十九

日には我軍進んで清兵を牙山に破り八月一日を以て遂に征清の大詔は下り十年の宿憤に酬ゆるは正に此の時に在りとなし、閩國の民感奮興起せざるはなく、舉國一致して義勇奉公を競ひたりき、初め清國の韓半島に出兵するや清國の駐韓公使袁世凱及駐日公使汪鳳藻は此年我朝野の衝突甚だしく、議會は屢々解散せられ内閣は幾回も更迭せられ國政政争の紛々たるを見て又其の力を外に用ふる能はざるを察し李鴻章に勸めて以て此の舉に出でしめたりと云ふ、既にして我征清の諸軍は陸上に於ては一戦平壤を略取し、再戦九連城を占領して清軍を半島より一掃し、海上に在りては海洋島の一戦に清國艦隊の大半を撃破して制海權を收めぬ、尋いで長驅して金州大連、旅順口を陥れ、二十八年二月威海衛を略し、其の勢破竹の如く、籌ふ所風靡せざるなく將に進んで北京を略せんとす、清軍遂に支ふる能はず、其の四月全權李鴻章自ら馬關に來りて和を媾じ、時の總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光全權として之に接し、清國は韓國の獨立を承認し、我に割讓するに遼東半島及其の沿海臺灣及澎湖島を以てし、又戰費二億兩を我に償ひ、沙市、重慶、蘇州、杭州等を開港場とし、楊子江の自由航行を許すの條件を以て議案く成り、始めて大戰の局を結ぶを得たり、馬關條約則ち之れなり、此條約の締結あるや、獨露佛の三國は同盟して我國に干渉し、我國の遼東半島領有を以て東洋平和に害ありとなし、清國に還附すべきを勸めぬ、而も此の勸告は實に一の脅迫にして我にして之に應せざらんか、新に三國と干戈を交へざる可らず、既に二年の大戰を経て國力消耗せるを奈何、戰勝の榮譽是に於て光なからんとす、終に遼東還附の詔あり、舉國涙を呑んで詔を奉じ、必ず此の汚辱を雪ぐの時ある

を思へり、實に明治二十八年五月十日なり、されど日清の戰役は我實力を列國に認識せしむるに於て大なる價值を有せしのみならず、遼東還附の怨恨は却つて我國民をして互に相砥礪して他日雄飛の素地を作らしめたり、爾來十年軍備の擴張に、殖産の發達に、國家興隆の具一として駭々たる進歩を遂げざるはなかりき、日清戰役に、次で更に我實力の試験石となりしは北清事變なり、日清役後我帝國の實力の列強に認識せらるゝと共に、清國の無實力をも又列強に認められ、清國は端なく列國の角逐場に供せられんとしたり、恰も明治三十年の末、獨逸の一牧師の清國兇徒に殺害せらるゝや、獨逸は之を奇貨として膠州灣を占領し、遂に其の租借權を得るに及んで、港灣の租借、鐵道布設權又は勢力範圍の劃定等、列國の要求陸續相踵ぎ、清國領土は宛も一變して粗上一片の肉と化したるの觀あり、清國の志士乃ち變法自疆の説を立て、時事の非を慨し、内政の改革を唱ふ、光緒帝最も其の説を喜びしも、革新の施設甚だ急なりしを以て却つて守舊派の大反對に遇ひ、遂に爲す所なくして止みぬ、西太后又帝に譏罵たり、遂に帝を幽閉して自ら垂簾の政を聽き、又端郡王の子溥儀を立て、皇儲と爲す、端郡王の勢力是れより舉朝を傾く、王人となり精悍果敢外人を惡むこと蛇蝎の如し、自ら外事に味く、居常中華の夷狄に侵さるゝを慨き、將に機に乗じて之を攘はんとせり、守舊の百官又此の説を贊して、排外の士氣爲めに一時に鬱興し、遂に團匪の徒を煽動し、明治三十三年の春に至つて、先づ山東省の各地に基督教を虐殺して所在暴舉を逞うし、五月益々其の聲を添へて、鐵道を破壊し、電信を斷絶し、居留民を力害して兇暴の勢猖獗當るべからず、而も清國政府之を剿滅するの意なく却つて匪徒

を煽動して其の禍亂を大ならしむるもの如し是に於て駐清各國使節相會して急遽列國艦隊の水兵を上陸せしめ以て北京を守らしめんとし英國東洋艦隊司令官を以て其の全司令と爲す而して聯合軍遂に團匪及び清兵の要する所となり重圍の中に陥りて進むを得ざるに早くも北京の使臣亦た匪軍の圍む所となり事頗る急なり因つて帝國は列國の請に應じ直に一個師團の兵を動かして北京に入らしめ各聯合軍と共に團匪を掃ふて使臣及び居留民を瀕死に救ひ始めて安きを得たり此の一舉は支那領土の和平に於て我帝國の武力が如何に重大の關係を有するかを列國に知らしむるに絶好の證左たりきされど明治初年より日清戦役に至る間は我國が他の文化の吸収に日も是れ足らざりし時代にして所謂模倣文明の域に在り而して其の影響として我舊來の文明は閉却されて政治産業文學教育より國民の生活狀態に至るまで全然歐化せんとするの傾向を來しぬ昔に舊文明の閉却されたるのみならず西洋思想に反するものは何者をも破壊せんとしたりき其の最も甚だしきに至つては人種の改良論さへ唱ふるものあり舞踏の輸入をも見たりき深く西洋文明に心酔したる社會は物の適否事の善惡をも問ふの暇なく一氣に西洋文明を輸入し聊か過食の嫌なきにあらざりしも明治二十年以後に於ては漸く國民の自覺を喚起し反動漸く起り國粹保存の傾向を來し自國の寶庫をも顧るの餘裕を生じたりき爾來二十年思想界は常に渾沌たり然れ共之に依りて又彼是の比較は行はれ眞に文明撰擇の域に入りぬ之を明治の文明消化時代となす而して此の消化に依りて贏ち得たるものは則ち此の時代の副産物なりき。

第五節 日露戦役と帝國

日清戦役は我上下の人心に至大の刺戟を與へ朝野凡百の施設之が爲めに一段の生氣を帶ぶるに至りぬ殊に戦後經營の至難は大に商工業の振興を促し戦前に在りては我商工業は國內の需用供給を目的としたりしも戦後に於ては力を最も對外貿易に注ぎ主として支那市場に角逐するの準備を爲せり而して其の競争者の大なるに伴ふて小資本事業の分立は不利とせられ同種事業統一の機運を來せり商工業の發達と共に實業教育の勃興も亦喚起せられたり更に戦時に於ける國家的尙武的精神の旺盛は延いて國民教育の上に及ぼし軍隊教育と學校教育とは戦時に於て著しく接近して體育の奨励とは爲れり女子教育も亦此の時代に於て振ひたり宗教界に在りては維新以來殆ど死したる如かりしを戦後は各宗派其の距離を接近して總べて國家を以て中心となし互に握手するの傾向を生ぜり其他文學美術等各其の面目を新にせざるはなく總べて新文明の輸入舊文明の黒守に満足することなく相融和して一箇日本の新文明を作り出すに汲々たりき斯くて小黨割據の島國的施設は管に此上に於て其の弊害を自覺せられたるのみならず政治上に於ても亦官僚在野の接近を見たり立憲政友會の組織は則ち是れにして後年桂太郎の同志會を組織したるも亦朝野政治家の握手と云ふべし斯くして朝野百般の施設駁々として進み國民の自覺益々明かに國力漸く充實して我帝國は既に日清戦役當時に於ける帝國に非ず宛然極東の覇者たるに方り露國の侵略主義は益々

其の脚色を東方に現示し、茲に平和擁護の義戦を開かざる可らざるに至りぬ。

北清事變以來露國は益々侵略の鋒先を露出せり、事變後北京會議の開かるゝや英國は先づ清國領土の保全と門戸開放を提唱し、獨逸之に和し、英獨協商は乃ち結ばれたり、日本も固より之を賛せり、米國亦久しく同一の議を持ちぬ、然るに獨り露國は滿洲に獨占の地歩を進めて列國の歩調と反し開放保全の囿外に立ちて東三省の經營にのみ是れ腐心し、他の之に一指を觸るゝを許さざるものゝ如かりき、既にして明治三十五年に及んで露國の行動益々清國を壓迫して封豕長蛇の勢を逞うするや、日英同盟は對滿洲問題を主題として締結せられたり、是に於て露國は將來極東に事を構ふるの日は必ず其の敵手の單獨ならざるべきを思ひ其の與國たる佛國と獨逸の默認を得て露清密約を締結せんと欲しぬ、されど皆列國の妨ぐる所となりて果さず、而して日英米の三國は大に清國に警告して滿洲撤兵條約を結ばしめしむ、其の期に及んで露國敢て之を行はざるのみならず、突如として清國に強ふるに撤兵に易ふるに七箇の條件を以てせんとしたり、則ち清國に於ける撤兵地に自由港を開かざる事、清國は南部の公務に關して露人以外の外人を備はざる事、牛莊は露國の支配の下に在るべき事、露清銀行は稅關の收入を支配すべき事、其他三項一として清國侵略の端ならざるはなかりき、因て日英米三國は直ちに北京政府に移牒して露國の要求を制限するに於ては必ず合同して清廷を助くるの意を致し、同時に我政府は露政府に強力なる議を提出したり、然れども露國の侵略は猶之を以て足れりとせず、更に韓國に對して馬脚を顯露し、多數假裝の露兵は龍巖浦に來りて在留する

に至りぬ、而も我政府は極力平和手段に依りて事を解決せんと欲し、我駐露公使をして兩國特殊利權の範圍を確定するの商議を開かしめたりしも、露國は言を左右に託して談判を遷延し却つて此の間に於てアレキシーフを極東大守に任じ、談判地を東京に移しぬ、是に於て明治三十六年九月駐日露國公使ローセンは大守アレキシーフと協議せんが爲めに旅順に赴き、其歸るや日本政府に提出するに日本は滿洲及其の沿岸が全然其の利益範圍外に在ることを承認する事、及鴨綠江南地線三十九度に至る間を以て韓國の中立地帯と定むる事の二條件を以てせり、是の提案たるや我國民は露國の妄狀を憤慨すること其の極に達し、爲めに政府の軟弱を攻撃する聲頗る盛なり、而も政府は尙ほ樽俎の間に之を解決せんと欲し、滿洲の利權を拋棄するも辭せざらんとせり、露國は是に於て益々我政府の事を好まざるを侮り、極力談判を破壊に導き更に一步を進めて我國をして韓國東南岸に武備を修むることなからん事を要求し、又其の大兵を滿洲に輸送し、其の軍艦を遠くバルチック海より極東に航せしめぬ、事茲に至つて國交遂に斷絶せざるを得ず、明治三十七年二月十日に至つて宣戰の大詔は煥發せられぬ、矢は弦を離れたり、寬政以來の鬱憤は一時に併發せり、國民敵愾心の盛なる未だ此時より甚だしきはあらざりき、海に陸に我軍の嚮ふ所連戰連勝せざるなく、旅順は圍まれぬ、遼陽は守りを棄てぬ、提督マカロフは戰死して艦隊は大半摧かれ、深く軍港に蟄伏して亦た出でず、既にして第二艦隊遠く歐洲より來りて南印度に碇泊せり、猛將コンドラテンコ戰死して旅順の要塞は降り、奉天守を棄て、全軍敗走し、我軍正に長驅して長春に迫らんとせり、第二艦隊亦た日本海に殲滅

せられて提督ロヂエストウエンスキーは囚ご爲りぬ、統帥クロバトキンは更迭してリネウキツチ之に代りぬ、東郷大將の名はネルソンと並び稱せられ、兒玉大將の名はモルトケを歴し、露國十年の戦備、歐亞の銳一朝にして我軍の撃破する處となり、極東侵略の縮圖は全く顛覆され、了んぬ、是に於て米國大統領先づ起て平和を兩國に勧め、媾和は米國ポーツマスに開かれ、露國全權ウキツチと我全權小村壽太郎と折衝旬日相執つて互に降らず、和議幾度か破れんとし、て又開き、遂に最後の決定を見るに至り、露國は樺太の半を我に割譲し、日本の韓國に於て特殊なる權利を有するを認め、清國より租借したる遼東半島及び東清鐵道を日本に譲りぬ、列國皆我の寛量を賞し、露國亦其の多く威嚴を損せざりしを徳とす、唯だ國民之を自するに、戦勝國の屈辱を以てし、一時騒然として、輦下に不祥の暴舉を見たりき、是より帝國の威望日に揚がりて、世界一等國の伍伴に入り、世界の列強と比肩するに至りぬ。

第六節 世界戦亂と帝國の活躍

日露戦役の後我勢固は擴大せられたり、多年の宿題たりし滿洲の門戸開放は我帝國に依りて實行せられ、關東洲は我の勢固に入り、樺太の舊版圖は再び我の領域に歸りぬ、太古以來東洋禍機の伏魔たりし韓國は併合せられて我政治の下に立ちたり、是に於て戦後の經營は更に甚だ多端となり、内には行政財政の整理を行ひ、外には日佛日露の協商を結び、軍備の擴大、産業の獎勵等其の多忙日も是れ足らず、此の間政治の局に當りしは政友會を率ゆる西園寺公望と官

僚を基礎とせる桂太郎にして互に一進一退以て大政輔弼の任に當りしも、大正維新は再び官僚の頭目たる桂太郎をして立憲同志會を組織せしめ、政友會に對立せしめんとしたりき、斯く日清戦役に在りては在朝の元勳伊藤博文も政黨の人と爲れるあり、日露戦役後に於ては官僚の頭目桂太郎の政黨を組織するあり、政黨政治の必要は一戦を経る毎に其の元勳官僚の間に認められしは、是れ亦た憲政進歩の傾向を來せるものなり。

既にして西曆一九一四年振古未曾有の世界戦亂勃發するや、我帝國亦た世界の平和と、日英同盟の誼に依り、敢然起て之に参加し、管に極東に奮戦して獨逸の根據地を剿滅せしのみならず、進んで或は地中海に、世界の隨處に雄大靈敏なる活躍を試み、貢獻寄與する所頗る多く、遂に世界五大國の班に列して、國威更に一層の光耀を加へ、茲に光輝灼々たる大正現時の聖代を顯出するに至りぬ、乞ふ少しく其の顛末を詳叙せん。抑々今次大戰の當初に於て英國は暫らく傍觀的中立の態度を採りしも、中歐の形勢日に險惡の度を加ふるや、永く此の態度に在るを得ざらしめ、茲に英國が斯戰亂の渦中に投すべきは、單に其の時期の早晩に懸るのみとはなりぬ、是に於てか英國政府は一面獨逸に對し、白耳義中立侵害の危險に關し、専ら交渉を試むること共に他面萬一開戦の骸子投せられたるの際を豫想し、日本の態度を確むるの必要を感じ、東京駐劄英國大使に訓電を發し、日本政府に對し、交渉を開始するに至れり、偶々英國大使グリーンは日光中禪寺湖畔に避暑中なりしが、右本國政府の訓電に接するや、急遽東京に歸來し、八月四日外相加藤高明と會見し、日英同盟規約に基き、歐洲の政局及び之れに對する英國の態度方針に

關し巨細に亘りて説明する所あり、萬一の場合日本の援助を希望して止まざる旨を開陳し、加藤外相は之に對し戰局擴大して東洋に波及するに至らば、日本は日英同盟條約の規定を忠實に遵守し、決して違背することなかるべきを告げたり、素より當時大隈内閣に於ても、歐洲戰亂に對し日本の態度を中外に宣明する必要を認め居りしを以て、右會見後臨時内閣會議は開催せられ、愈々態度宣明の議一決され、同日外務省告示を以て、向後戰局の推移に依り萬一英國にして戰禍に投ずるに至り、且つ日英協約の目的或は危殆に瀕するに至らば、日本は協約の義務として必要な措置を執るべきこと』を聲明せり、然るに八月五日に至り、英國は遂に白耳義中立侵害を名として宣戰を布告し、其の結果戰禍は東洋に波及し、獨逸の艦艇は附近の海上に出沒して英國の通商貿易を脅威し、延いて日本の航海貿易にも支障を與ふるに至りたるのみならず、獨逸は進んで極東租借地たる膠州灣に對し戰備を修むるに汲々とし、同地を以て東亞に於ける策源地と爲さんとし、東洋平和の基礎は正に威嚇を感ずる事に至りしを以て日英兩國は其協約の目的とせる東洋政局の全局確保、支那の獨立と領土保全、支那に於ける機會均等主義を確實ならしめ、東亞に於ける日英の領土權を保持し、其の特殊利益を防護する必要を感じ、茲に日英兩國の交渉は頻繁に行はれ、越て八月七日大隈内閣は英國政府より重大事項を含める急電を接受するに及び、同日午後五時早稻田なる大隈首相邸に閣議を開き、翌日午前一時半に及ぶ長時間に亘り鳩首凝議するところあり、加藤外相は八日早朝日光田母澤御用邸に伺候し、親しく閣議の結果を伏奏し、直に歸京したるが、同時に松方山縣、大山三元老參加の

元老大臣會議は首相官邸に開かれ、爰に帝國の態度は全く決定し、政府は其の決意を英國政府に對して考慮を促し、次で十日、大隈首相は東京各新聞及通信社代表者を首相官邸に招致して重大なる時局に關し警告する處あり、着々之れが對應準備に着手せり、而して英國との交渉は益々進捗し、兩國政府の意見一致するに及び、政府は急遽天皇陛下の還幸を奏請し、十四日田母澤御用邸より還幸あらせらるゝや、直に御前會議は開催せられ、元老各大臣參列し、尙ほ長谷川參謀總長、島村海軍々令部長も參加し、凝議の結果帝國の態度に關し最後の斷定をなし、翌十五日、獨逸に對する勸告書を東京駐劄大使レックス伯に送致し、同時に駐獨船越代理大使に訓電を發し、獨逸政府へ下の如き勸告をなさしめたり、之れ實に獨逸に對する帝國の最後通牒の性質を含める通告たり、『帝國政府は現下の情勢に於て極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは、該條約の目的とする東亞の平和を確保するが爲めに、極めて緊要のことなるを思ひ、茲に誠意を以て獨逸政府に勸告するに、同政府に於て次の二項を實行せられんことを以てす(第一)日本海及び支那海方面より獨逸艦艇の即時退去すること、退去する能はざるものは直ちに武裝を解除する事(第二)獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那國に還附するの目的を以て、一九一四年九月十五日限り無償無條件にて日本帝國官憲に交附する事、日本帝國政府に於て叙上の勸告に對し、一九一四年八月二十三日正午迄に無條件に應諾の旨、獨逸政府よりの回答を受領せざるに於ては、帝國政府は其の必要と認むる行動を執るべき事を聲明す』然るに獨逸政府は此の勸告に對し、期限

迄に何等の回答をなさざりしを以て茲に日獨兩國の國交は斷絶するの餘義なきに至り、外務省は駐日獨逸大使レックス伯に對し旅行免狀を交付して國交斷絶を明確にするに共に八月二十三日午後三時東京駐劄各國大公使に對し、日獨國交の斷絶の當日を以て交戰状態に入りたる旨を通告せり斯くて次の如き對獨宣戰の大詔は當日午後五時五十分を以て喚發せられたり。

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ獨逸ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜シク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司は宜ロシク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ昂ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡クシ必ス遺算ナカラシムコトヲ期セヨ朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ當リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜軍備ヲ修メ其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及ヒ與國ノ通商貿易爲メニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂ケ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スル爲メ必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セントスルニ當リ尙ホ努メテ平和ノ手段ヲ悉サンコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸政府ニ對シ勸告スル處アラシメタリ然レ共所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ遂ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ

得ルニ至ラス朕皇祚ヲ踐ミテ幾クナラス且今尙皇妃ノ喪ニ居レリ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而モ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス

嗚ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速カニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚センコトヲ期ス

如上對獨宣戰の布告に續き、陸海軍の活動は開始せられたるが、這次大戰の淵源たる埃匈國に對しては、同國の東洋に於ける利害關係は甚だ薄く従つて利害衝突することなかりしを以て、帝國は平和關係の持續を希望し、埃匈國も亦帝國との葛藤を努めて回避せんとするものゝ如く、日獨國交の斷絶せんとするに當りても、尙ほ埃匈國政府は日本政府に對し、將來兩國交戰の原因たるべき同國軍艦カイセリン、エリザベットを中立港たる上海に回航し、其の武装を解除し、日獨兩國の交戰繼續中は、之を上海に繋留すべきを以て、膠州灣より上海に至る航路の安全を保障されたと提議し、帝國政府も亦其の要請に應じ、廻航せしめんと欲し、我艦隊司令官の指揮下に屬せしめ、當時出動中の英國軍艦の砲撃を免かれしめんことを特に英國政府に交渉し、回答を得んとしたるに、埃國大使ミュレル男は、八月二十七日、日本政府より任地引揚げの電令に接したるの故を以て、突如として旅行券の交附を要求せし爲め、是れ諸般の計畫は畫餅に屬し、我が政府は同大使に對し旅行券を交附すると共に、一方急電を發して駐埃船越代理大使に對し歸國を命令し、日埃兩國の國交は遺憾ながら斷絶の餘義なきに至り、僅に一週日を出ざる少時日の間に於て、獨埃兩國の國交は斷絶せり、是に於て帝國政府は、獨埃兩國に駐在

せる帝國公大使並に在留の帝國臣民の保護を米國政府に依頼し、其の應諾を得たり、斯くて翌月五日臨時帝國議會は中央に召集され、臨時軍事費豫算は滿場一致を以て可決せられ帝國の參戰準備は着々として完成を告ぐ。

斯くて帝國は先づ東亞に於ける獨逸の根據地たる青島を攻陥せしむべく青島攻征軍を組織し、陸軍中將神尾光臣は獨立第十八師團長として青島攻城司令官に、陸軍少將山梨半造は同參謀長に任せられ、何れも出征の命令を拜するに至る。斯くて我が攻城軍は九月二日より漸次海軍の援護を得て山島半島に上陸し、平度、即墨、膠州の諸要地を奪ひ、漸く青島の背面に肉薄せり、當時青島要塞内に於ては守將ワルデック約五千の精兵を督し、死守奮闘の覺悟を以て日夜戰備を講じ、以て我軍の來着を待ちたりき、既にして郡黑附近に陣容を整へたる我が獨立第十八師團の主力は二十六日奮然白沙河の線に迫りし敵の第一線陣地を奪取し、二十七日李村河の線に迫り、二十八日浮山、孤山に互る一帯の高地を攻め悉く敵の第二前進陣地を奪取せり、越えて十月二十九日、神尾司令官は全軍に令を下し、攻圍軍諸隊は一齊に進撃を開始し、翌三十日四方より辛家庄に至る一線に進出し、三十一日に至りて總攻撃に轉せり、かくて彼我の間に猛烈なる砲火は交へられしが、日本軍は漸次交撃の陣地を進めて十一月三日青島市街に對して威嚇砲撃を行ひ、七日第二中隊は中央堡壘を奪取し、次で樂東鎮東堡壘を奪取す、更に堀内少將の率ゆる左翼軍も小溝堡壘を強襲して之を拔き、左翼軍たる淨法寺旅團も亦苦闘して遂に海岸堡壘を陥る、是に於て我日本軍は一齊に躍進してモルトケ、ビスマルク、イルチス諸砲臺を陥

れ、茲に青島に於ける陸上防護設備の全部は確實に我日本軍の占領する所となる、既にして同日午前七時敵は一大白旗を高く天文臺上に掲揚し降を我に請ふ、我軍即ち之を許し、同日夕刻我全權委員陸軍少將山梨半造、海軍少佐高橋壽太郎は敵の全權委員海軍大佐ザックセルモルトケバラックに於て會見し、開城契約を締結し、次で十六日我軍は日英兩軍代表部隊を率ひて堂々として入城式を舉行せり、斯くて青島攻略戰は全然帝國の勝利を以て終局を告げ、次で我海軍は南洋に向ひ、十月初旬セール、ポナペトラック、パラオ等の獨領諸島を占領せり、是に於て支那及太平洋方面に於ける獨逸根據地は全く失はるゝに至りたるが、爾後我海軍は或は英海軍と協同して印度洋及太平洋方面の監視の任に當り、以て世界の海上交通を安全ならしめ、或は獨逸が一九一七年二月無制限潜水艇戰を宣言するや、更に地中海に迄出動して聯合國船舶を護衛しつゝ、風浪と戦ひ、辛苦を嘗め、運送船の護送約三百回、其隻數六百數十、獨艦との交戰三十餘回の多きを算したりき、既にして今次大戰も漸く其の終期に近ける一九一八年四月の頃、露國に於ける過激派、反過激派の爭鬭が、彼のチエツク、スロヴァツク族の獨立運動に波及し、反過激派が斯民族の後援者たるに至りて、極東シベリヤの天地は過激派軍對チエツク、スロヴァツク軍の格闘場裡となり、腥風漸く東亞の原野に浴からんとするや、我帝國は亦米國其他與國列強と協同して、チ軍援助の目的の下に大兵を斯方面に出し、奮闘活躍偉大なる貢獻を世界平和の爲めに致せり、乞ふ以下稍々詳かに其の顛末を叙せん。

抑々今次大戰中、我日本帝國の歐洲出兵論は開戰後一年ならずして、佛國外相ピションによ

りて唱道せられし以來屢々歐洲諸國の輿論に上りしが斯の如きは到底實行不可能の事として結局多く顧みらるゝ處なかりき然るに一九一七年二三月の交露國に激甚なる革命起り遂に同帝國の崩壊を見るに至りしより此の方歐亞の天地は日に暗澹たる形勢を見るに至りしかば日本出兵論は再び英佛伊諸國の輿論に現はれ來りしが後一九一八年三月露國過激派政府が獨逸と背信的單獨講和を結び以來日に獨逸勢力東漸の虞れあるや茲に日本歐洲過激派政論は西伯利亞出兵論と變形して聯合與國の間に提唱せられ我日本に於ても亦漸く實際問題として論議せらるゝに至れり斯くて我帝國は同年二三月頃より斯問題に關し英佛米諸國と意見の交換を開始せり當時英佛二國は日本の行爲は正當にして且つ聯合國の爲めに貢獻する所あるべしとて歡迎の意を表せしも獨り米國は東亞の實狀が果して日本の出兵を要する程度に切迫せりや否やに就き疑を抱き言を左右に托して明了なる態度を示す處なかりき然るに同年初夏の候に至り突如として米國は日本に對し西伯利亞共同出兵の提議を爲し來り是に於て我帝國は直に之に應じ爾來日米兩國間に數回の商議を重ねし結果遂に共同出兵の議を決し我帝國は一九一八年(大正七年八月二日)を以て浦潮出兵の聲明を中外に發表せり其の聲明左の如し。

帝國政府は露國並露國人民に對する舊來の隣誼を重んじ露國の速かに秩序を恢復して健全なる發達を遂げんことを衷心切望して止まざるなり然るに近時露國の政情著しく混亂に陥り復た外迫を防禦するの力なきに乘じ中歐諸國は之に壓迫を加ふること愈々甚だし

く其の威壓遠く極東露國に侵漸して現にチエツクスロヴアツク軍の東進を阻害し其の軍隊中には多數の獨逸俘虜混入し實際に於て其の指揮を掌握蹟顯然たるものあり

抑々チエツクスロヴアツク軍は夙に建國の宿志を抱き終始聯合列強と共同對敵するものなるが故に其の安危の繫る所延て與國に影響する所尠なしとせず是れ聯合列強及合衆國政府が同軍に對し多大の同情を寄する所以なり今や聯合列強は同軍が西伯利亞方面に於て獨逸俘虜の爲め著しく迫害を蒙るの報に接し空しく拱手傍觀すること能はず業に其の兵員を浦鹽に派遣したり合衆國政府も亦同じく其の危急を認め帝國政府に提議して先づ速に救援の軍隊を派遣せんことを以てせり是に於て帝國政府は合衆國政府の提議に應じて其の友好に酬ひ且つ今次の派兵に於て聯合列強に對し其武を齊うして履信の實を擧ぐる爲め速に軍旅を整備し先づ之を浦鹽に派遣せん

如上の措置を取るに當つて帝國政府は一意露國及露國人民と恒久の友好關係を更新せんことを希望するを以て常に同國の領土保全を尊重し併て其の國內政治に干渉せざるの既定主義を聲明すると共に所期の目的を達成するに於ては政治的又は軍事的に其の主權を侵害することなく速かに撤兵すべきことを茲に聲明す

右の聲明に依り當時共同出兵の目的たるやチエツクスラヴ軍を獨逸俘虜及過激軍の手より救援すること並に獨逸の勢力を東亞の地より掃蕩することの二つにありしや言を俟たざる所なり而も右聲明中先づ之を浦鹽に發遣せんとすと記し更に時の我首相寺内伯が出兵に

關する説明中チエツクスラヴァツク軍を援助することは即ち露領西伯利亞の秩序恢復を援助する一手段にして……中略……帝國政府は以上の見地を以て米國政府の提議を迎へ慎重考慮の上共同出兵を應諾し先づ應急の兵力を派遣する次第なりと云ひ又今後同軍の行動逐次進展するに際しては軍隊を派遣して其の行動を支持するの必要あるべきことを豫想せざる可らずと云へるに徴するも是等出兵の目的が單にチエツクスラヴァツク軍の救援に止らずして西伯利亞の秩序恢復にあるものなりと推斷すべく即ち當時の共同出兵は日本としては出兵の第一階級に過ぎざることを示し尙ほ他に意圖あることを豫知せしむるものに外ならずと云ふ可し。遼莫、右浦鹽出兵聲明後陸軍大將大谷喜久藏は浦鹽派遣軍司令官に任せられ大命に依りて第十二師團長揮下部隊及英、米、佛、伊支軍を指揮し成るべく速かにハバロフスク附近に進出して烏蘇里鐵道沿線の諸要地を守備し且つ情況に應じ其の一部を更に黒龍鐵道及黒龍江に沿ひ西進せしむる準備をなすべき準備を帯びて八月十二日東京出發同十八日浦鹽に上陸して直に聯合軍を指揮することとなりしが其の麾下に在りし第十二師團は沿海洲方面に出動し又滿洲駐部隊より分遣せられたる藤井支隊(第七師團)船橋支隊(同上)並に第三師團は後具加爾洲方面に活躍し九月初旬に至りて藤井支隊の援助によりてセミヨノ支隊及チエツク軍はオノン河畔に於て中部西伯利亞より前進せる友軍と聯絡し又第十二師團の先頭部隊は八月下旬クラフスキ附近の戰鬪後奮進長驅百餘里を踏破してハバロフスクを占領するに至れり斯くて極東露領に於ける聯合軍の作戦は茲に光輝ある第一段落を劃せり爾來浦

鹽派遣軍は沿岸洲の治安を維持すると同時に兼て黒龍州に於ける敵の剿討に任じ又第三師團は後具加爾洲の治安に任じ更に船橋支隊、藤井支隊と共に浦鹽派遣軍に策應することとなりしが九月下旬に至りて第十二師團先頭部隊と藤井船橋兩支隊とは相對進して黒龍鐵道沿線の敵を壓迫し戮力策應沿線要地を略取して黒龍鐵道全線を占領したる結果敵軍は遠く地方に逃竄し或は投降し且つ其の大部隊は武器を棄て、良民を裝ふこととなり斯くて兎にも角にもチエツク軍は同胞軍隊及友軍との聯絡を恢復するを得るに至りしを以て茲にチエツク軍の存在を脅威したる危険は除去せられ我軍事行動の主要目的は既に達成せらるゝに至れり是に於て我政府は將來の軍事行動を現占領地域内に留むることに決定し軍事當局者は内外の情勢に鑑みて十月以降一部の撤兵を斷行し派遣軍總數約七萬三千餘人なりしを整理して其の半數以上を翌八年二月中旬迄に歸還せしめ且つ此の整理と同時に從來出動部隊の任務及指揮系統の區々たりしものを統一して之を何れも浦鹽派遣軍令官の統轄の下に置くこととせり之れより先き一九一八年九月チエツクスラヴァツク軍救援の事業が將に達成せられんとするに時に當り日米兩國は更に西伯利亞鐵道共同管理に關して新たな交渉を開始せり該交渉は爾來幾多の曲折を経て翌一九一九年二月兩國政府間に協約成立し次で聯合各國も之に同意を表したるを以て三月中旬に至り聯合軍策動地帯内に於ける東清鐵道及西伯利亞橫斷鐵道の監督に關する取極めとして次の如き取極めを發表せり。

一、聯合軍策動地帯内に於ける鐵道の一般監督は現に西伯利亞に軍隊を出動せしめ居る聯

合各國(露國を含む)の代表者を以て組織し、露人を委員長とせる聯合國特別委員會之れを行ふ。

(甲)技術部。現に西伯利亞に軍隊を出動せしめ居る各國の鐵道専門家を以て組織し、前記地帯内に於ける一切の鐵道の技術的及經濟的經營を行ふを以て目的とす。

(乙)聯合國軍事輸送部。當該軍憲指令の下に軍事輸送の調節を計るを以て目的とす。

二、聯合國軍隊は鐵道保護の任に當る。各鐵道に露國現代法の附與する權限を有する露國人の長官或は支配人を留任せしむべし。

三、技術部は部長を選任し、之に鐵道の技術的運行事務を委任す。部長は西伯利亞に軍隊を出動せしめ居る各國々民中より同部員として助手及監督を任命し、之れに技術部本部事務所勤務を命じ、其の職務を定むることを得、技術部長は必要に應じ特に重要な停車場に鐵道専門家を分派することを得。

上述の規定により鐵道専門家を停車場に分派するに當りては同停車場の軍事的保護の任に當れる聯合國各自の利害關係を十分に考慮することを要す。

技術部長は其裁量に依り任命すべき技術部事務員に其の事務を分配す。

四、聯合國特別委員會の事務員は委員長之を任命す、委員長は是等事務員の事務を分配し、且つ之を罷免する權限を有す。

五、本取極めは聯合國が其の策動地帯内より撤退すると同時に消滅すべく、而して本取極め

の下に任命せられたる外國鐵道専門家は總て直に召還せらるべし。

右の取極めに基きて聯合國特別委員會は組織せられ、オムスク政府交通大臣ウストロゴフは委員長に、英國サーチャートノス、エリオット、伊太利ガスコ、米國スミス、日本松平浦潮派遣軍政務部長、支那劉鏡等は委員に、米國スチープンスは技術部長に各選任せられ、又鐵道守備方面に於ては黑龍線には日本軍、烏蘇里線には日、米、支軍、東清線には米、支軍、後貝加爾線には日、米、軍員、加爾以東には日、米軍各配置せられたり。既述の如く極東露領の過激派は日本軍の出動に依り各地に分散し、其の大部分はブラゴエシチエンスク及其の附近に潜伏閉息したるが故に我軍事務局者は茲に派遣軍の整理を斷行し、同時に我軍の行動、及之に關連せる政務並に運輸交通に關する一切の事項を擧げて浦潮派遣軍司令官に屬し、新に第三、第七兩師團を其の指揮下に入れ、以て極東三州の治安維持に任じ、兼て過激派の蹶起に備へしめたるが、爾後極東過激派の首頭ムーヒンは、武市附近を根據地として頻りに同志を糾合し、或は我守備隊を侵し、或は鐵道を破壊し、或は電線を切斷する等漸次暴行を逞うするに至りしを以て、北部沿海州及黑龍州の治安維持に當りつゝありし我第十二師團は即ち起て之れが剿滅に従ひ、日々事功を奏し、其後間もなく首頭ムーヒンは我軍と策動したる露軍に捕はれ、次で其の部下過激軍も次第に我が守備區域内より其の姿を没し、一九一九年(大正八年)三月に至りては漸く小康を得るに至りしが、次で春期に入るや過激派軍は再び所在に蜂起し、黑龍洲に於てはネルチンスキー、ザボードを根據地として互に相策應して暴虐を恣にし、又南部沿海州方面に於てはダウビヘ河谷及蘇城

を根據として活動を開始し、爾來三洲に於ける形勢は日に險惡の状態を呈するに至れり、當時我派遣軍に於ては四月より九月に至る間に逐次師團の交代を行ひ、第三、第十二兩師團は歸還し、第五、十四の兩師團は出征せしが、三洲の形勢上述の如くなると共に一齊に起ちて活躍を始め、第五師團は南部沿海洲に於ける第十四師團は北部沿海洲並黒龍州に於ける各過激派の掃蕩に任じたり、當時我軍と協同して西伯利亞の治安維持に當りつゝありし他國軍はチエツク軍の外備にオムスク政府に隸屬する露國軍隊則ちチロザナーフ將軍に屬するセミョーノフ支隊、クフネツオフの黒龍、哥薩克支隊、カラムイコフの烏蘇里、哥薩克部隊並に極て少數なる米英、佛、伊其他の聯合軍にして、而も是等の内伊、英、佛の兵は八月下旬以來漸次撤退したるを以て同年秋期に於ける我聯合軍の兵力は全部を合して參萬人を出でず、而も其の守備區域は極東三州に互り、其の守備せる鐵道の延長は三千哩を算せり、亦以て如何に我帝國軍隊の精勵刻苦が絶大なりしかを知るに足らん。

世界戰亂に對する帝國の活躍や略々上述の如し、誰か其の勞苦の大なるを認めざるものぞ固より帝國は戰亂の中心地より遠く隔たれり、從て其の戰績の未だ以て世人の耳目を聳動するに足るものなかりしや言を俟たず、然れども這是畢竟地理的關係より武力行使の範圍が自ら局限せられたるに因るものにして深く咎むるに足らざるなり、言ふ迄もなく、假令青島を攻略し、西洋方面の海上を警備するも直接歐州戰局に大なる影響なく、西伯利亞方面への出兵亦世界の戰局に多大の影響を及ぼさしや論なし、然れ共之を積極的貢獻ちふ點より見ればこ

を如上の見解を生ずるなれ、若し更に之を消極的方面より見んか、何人と云へ共多大の寄與する處ありしことを否定するものあらざる可し、即ち東洋殊に西伯利亞に於ては獨塊の勢力を剽滅して秩序の維持に努め、聯合國をして東方に對する憂ひを除去せしめ、又海軍の活動は北歐及大西洋を除く外殆ど全世界の海洋に互りて單獨若しくは聯合與國の海軍と策應共同して其の任務を完全に遂行し、或は海上封鎖の實を擧げ、或は獨塊の糧道を絶ち、或は軍需品其他物資の輸入を不可能ならしめたり、顧みれば一九一四年九月開戰以來、日本海軍は聯合與國の海軍と協同し、艦隊策動の區域は戰争の進展に伴ひて擴大し、支那海より印度洋に互り太平洋は亞米利加西岸に及び、南洋より南太平洋を包括し、西は亞弗利加南岸より遠く地中海に達し、北は極東露領沿岸に互る廣漠なる海上に於て、獨逸東洋艦隊に對する索敵行動は勿論通商貿易の保護及び濠州又は新西蘭土よりの陸軍輸送船護衛の任に當り、更に地中海に於ては與國の海軍と協同して幾多の困難と危險を冒し、獨逸潛航艇の監視を行ひ、以て常に海上の把權に參與し、直接獨逸屈服の機運を作りたるの點に至りては、其の貢獻する處斷じて鮮少なりとせず、加之、之等の直接戰績外に於て陸海軍を甫めとして民間に在りても不斷に聯合與國の要望に應じて艦艇、兵器、彈藥其他の軍需品と製造讓渡し、又屢々赤十字救護班を派遣して與國敵國の傷病將卒を治療し、更に幾度か聯合與國の爲めに財政的援助を與へたり、列舉し來れば帝國が今次戰亂に對する活躍や貢獻や洵に尠少なりとせず、宜なる哉、今や帝國は世界五大國の班に列し、國光更らに一層の灼赫を加へたる事也。

第七節 世界に對する日本の使命

我が日本帝國龍興の史跡と今次世界戰亂に際せる活動と功績や畧々上に序する所の如し是に於てか帝國が向後の世界に對する使命たる本章第一節に既述せるが如く、自ら先づ東亞に於ける盟主として茲地に國を爲せる所謂東亞民族の勢力を糾合し、以て是等諸民族各自の生存力を確實にし、其の努力に依りて實現せられたる新文明を以て、世界人類史上に貢獻せむとするに在りと云はざるを得ず、蓋し此の主義たる同一人種間の争闘を永遠に防止し、且つ人種と人種との均勢によりて、異人種間に起る戦争を防遏する點に於て、洵に今次戰亂講和會議の中心的精神たる世界の永久平和上の一大福音たるを失はざるものなりと云ふべし、然るに世或は斯主義を以て外交策論上の靈端なりとし之を排斥するものあり、而して其の理由の骨子とする處は、白色人種の反感を挑發し、且つ排外的傾向を助長せしむと云ふにあり、然れ共是れ畢竟一個の謬説たるや明かなり、先づ第一の點より述べんに、人種的感情の發揮は、近時に於ける世界大勢の一大事實にして、彼のスラブ民族間に於ける汎露主義、チュートン民族間に於ける汎獨主義、アングロサクソン民族の大英主義、ラテン民族間の汎ラテン主義の如きは、其の顯著なる顯象たり、歐洲に於て既に此の事あり、我が極東人が東亞民族の提携糾合を唱ふ、何の不可か之れあらん、加之白色人種の大聯盟も亦既に歐洲に於て其の萌芽を發せり、吾人黄色人種たるもの之に對して、黄色人種の聯合を唱ふ、何の憚る所か之れあらんや、東亞人が大東亞主義を唱ふには、歐羅巴人が大歐羅巴主義を叫ぶと擇ぶ所なく、又彼の亞米利加人の輓近積極化したるモンロー主義を主張するに比すれば、論理に於て遙かに勝れり、彼の一部論者の大東主義に反對する理由の探るに足らざる事、復た喋喃を要せざるなり、思ふに今次勃發せる世界戰亂の如きも畢竟禍機を巴爾幹に發したるものにして、其の原因の骨子たるや、露國の血族的民族主義と獨逸化せんとせる獨逸の思想的民族主義との衝突に外ならず、蓋し二十世紀の規模は大國家にあらざれば、世界の大局に處するを得ず、相競うて血放的若くは思想的系統を辿り、共同生活に適する民族を其の活動機體内に包容せんことを努めつゝあり、謂ふ所の世界の大勢なるもの即ち之れなり、されば彼の狐疑逡巡、偏に強張の意向を憚り、民族思想をして向ふ所に向はしめざるが如きは、吾人の與みする能はざる處なり、若し夫れ吾人の所謂大東亞主義を以て排外的傾向を助長せしむるものなりと云ふの點に至りては、唯一言以て其の妄を辯ずるに足る、曰く、民族の自衛と文化の攝取とは全然別個の問題に屬す、若し大東亞主義を以て排外思想を激成するものなりと云はば、日本の爲めに國民主義を唱ふること、亦攘夷的傾向を醸生せしむるものとして、是れをしも禁せざる可らざるの結論に達すべしと、要するに民族主義の大勢より論ずるも、東亞民族は同一文化の下に聯合せざる可らざるのみならず、列強の對内發展並に人口増加の爲め、益其勢を加へつゝある帝國主義は、東亞殊に支那に集中し、此の間人種的感情も亦漸く政治的特長を現はさんとし、東亞の黄色人種は四圍の情勢に促されて、東亞を支持せざる可らざる地位に立てり、而も支那にして政治的又は經濟的に其の主權の實質

を失はんか日本は極東に孤立し、日本にして支那を扶けざらんか支那は獨立する能はず如何なる意義より論ずるも東亞に生れたる此の雙生兒は相聯盟せざる可らざるの地位に在り、乃ち黄色人種を中心とする大東亞主義は平和的防禦的のものにして破壊的攻勢的のものにあらざるなり、露國のドストエフスキヤ曾て汎スラブ主義の定義を與へて曰く「スラブ觀念なるものは最高の意味に於ては犠牲の觀念なり、又同胞の爲めに犠牲たらんとする精神及び同族中の強者は弱者を扶け弱者をして強者の如く自由と政治上の獨立を得せしめ、以て將來基督の眞理、則ち人類全部の利益を計り、愛の爲めに勞働し、世界に於ての弱者及び被壓制者を救済せん」とする義侠的精神なりと亦移して以て大東亞主義の説明に充つるを得べし、唯だ其の異なる所は其の解釋に於て汎スラブ主義は挑發的にして急進的なるに反し、吾人の所謂大東亞主義は防禦的にして漸急的の差あるのみ、思ふに國家的競争より民族的競争に移り、更に人種的競争に移るは自然の順序なりと雖も、現下の趨勢より觀察するに、黄白人種の競争は意外に其の時期を早め、或は歐洲に於ける民族整理の完成を俟たず、事實に現はれんも測る可らず、其の理由凡そ三あり、一は今次の世界戦亂に依りて生じたる白色人種間の復讐心、敵愾心、憎惡心を掃蕩又は緩和し、以て歐洲の再亂を免れんとする意思が各國民間に一致し、其の手段として國家間の競争を人種間の競争に轉嫁せしむるに至らんも測り難きなり、第二は歐洲列強の兵力が今次の戦亂に依りて著しき打撃を蒙りたる結果、日本の地位は自ら反比例に向上するを以て、神經過敏に陥れる歐洲人は所謂黃禍論に刺戟せらるゝこと愈々其の度を加へ、日本の未

だ大に活動せざるに先立ち聯合して以て黄色人種に壓迫を加へんとする懸念あることなり、第三は所謂爐中の栗たる支那内外の形勢が禍亂の動機を醸生し易きこと是れなり、現に獨逸のフロベニウス大佐は、曩に其著書(獨逸帝國の危險)に於て、此の事を説きて曰く「羅馬大帝國の滅亡後日耳曼及ラテンの歐羅巴諸國民は文化の開拓者となり、其の努力により地球上の鎖國主義の他の部分を開發し、同時に精神的勢力に止まらず、尙ほ大なる範圍に於て政治的勢力を其の土地に扶殖するに至れり、然れ共、爾て古來の國民發展の經過を討ぬるに、如何なる限度に征服せられたる事あるに關せず、或る性質と品性を有せる優越せる地位を占むる國民が、仍つて以て覇權を維持し來りし、總ての特性並に文化を時の經過と共に悉く自己の所有物と爲し終に進むで其の羈絆を脱せんとするに至る、是に由て之を觀るに歐洲の諸強國は年を趁ふて世界の覇者たる地位を奪はれ、再び祖先傳來の領土内に蟄伏せざる可らざるの危險を感せず、能はず、而も是等の強國が協同一致して以て新興國に對權するに於ては、這般の危險は更に迅速に切迫し來らんとす、吾人は既に此の現象の端緒を日露戦争に於て認むるを得、而して露國の敗衄したる太平洋上の領域に於て、早晚亞細亞、歐羅巴及び亞米利加民族間に於て世界的爭覇戦の行はるゝを覺悟せざる可らず、我がウイヘルム二世が「歐洲の諸國民は自己の神聖なる領土を守護するを要す」と宣べられしは今更に其の眞義の一目瞭然たるを覺へずんばあらず、黄色人種に對する歐人連合の必要なる十分の理由は、何人と雖も之を否定する能はざる可し、既に其の必要を認むる以上は、戮力協心、以て此の危險を防遏する爲めに、歐洲諸國民が

相互に若干の讓歩、領土、殖産、勢力の擴張に關する欲望を抑制し、其の一致の目的を達するを緊要とす、吾人は歐洲人の利害が此の異色人種に對する協同の危険を放棄する迄に、杆格背馳する事は信ずる能はざるなり、然るに實際の國勢は露、英、獨、佛、伊の六大強國が二大勢力に分割せられ、相互に反對的態度を固執して相下らず、過重の武裝に苦みつゝあり、若し兩對手國が一度干戈を交ゆるに至らば、全歐洲をして戰亂の巷と化せしめ、其の結果歐洲諸國は學術的、政治的、軍事的諸方面に於て外方より肉薄し來る勢力に對し、有力なる抵抗を爲すことは長へに不可能となりて分裂するに至らむ云々と、蓋しフロベニウス大佐が此の著書を公にしたるは、世界戰爭開始の數月前にして、獨逸が歐洲協商國に對する策戰方略に關し、研究に餘念なかりし時なり、而も斯る時機に於て尙且つ黄色人種に對しては、輓近其の最高潮に達せる敵愾心を棄て、白色人種の聯盟を唱ふ亦以て執拗にして偏見なる、彼等の對黃人觀念を洞見すべきにあらずや、但し悲惨なる今次の世界戰爭は、聯盟交戰國相互に不俱載天の怨浪を吞ましめたるを以て、其の報復心は益々増長し、白人相呪ふの結果、却つて人種的問題を一時緩和せしむるに至らむも、亦知る可らずと雖も、徒らに之れを付んで自ら戒ることを怠るは萬一を僥倖せんとし、國家を冒險の地位に立たしむるものなり、論じて茲に至らば、吾人の所謂大東亞主義の何たるやは自ら瞭然たるべく、而して我が帝國が斯主義宣傳の盟主を以て任じ、大に東亞民族の勢力を糾合して世界に對するは、是れ世界の永久平和と、人類文化の進展に寄與貢獻する唯一の途にして、世界改造に對する我日本帝國の使命也。

第二章 世界の大勢と戦後の日本

第一節 大戦後に於ける世界の大勢

生を屠ること正に幾千萬、人財を靡すること正に數千億圓、腥風洶に全世界に吹き荒みて、日月爲めに暗かりし、今次世界戰亂の直接原因たるや、西歷一九一四年六月、東歐セルビアの二青年が、愛國概世の念、黙だし難く、奮然起つて、埃甸國皇太子フェルチナンド及其妃に加へたる兇變に、其の端を發せりと雖も、而も更に進んで深く其の遠因を尋求せんか、實に過古數世紀に亘れる歐洲列強間に於ける複雑なる國際的葛藤、換言すれば列強世界政策の杆格衝突に外ならざることを認む可し、而して今や幸にして慘禍五星霜の久しきに亘りし大戦も、狂暴なる獨逸國の屈服により、全然聯合與國の光輝ある勝利を以て終熄を告げ、世界の平和は克復して人生亦赫灼たる榮光に浴せんとす、然りと雖退て、熱々世界の大勢を觀察せんか、列強の世界政策に今次の大戦を以て終末を告げ、向後の世界は各國の利害杆格皆無となり、所謂國際的葛藤は國際聯盟の成立に依つて自動的に安排せられ、世界は永久平和の黄金時代を顯出すべしとは豫期し難く、否、寧ろ各國世界政策の争闘は、向後益々其の激甚の度を加ふべしと豫像するを可とすべき形勢に在り、曩に英國參謀總長ウイリソン元帥は一論文を倫敦刊行のネーション雜誌

に寄せ、英國々民に誨つて曰く、吾人が大戦中に於て屢々耳にしたる、今次の戦争は爾後の戦禍を杜絶するの戦争なり、將來は只平和あるのみとの言は畢竟人を瞞着したる言なりき、看よ現在に於ても世界の各所に二十乃至三十の戦争行はれつゝあるにあらずや、果して然らば吾人は向後の戦争に向て大に準備する所なかる可らず、我帝國の前途は實に危殆なり、不安なりと至言と言ふべし、素より今次大戦の結果各國共に疲弊困憊し、其の恢復は容易ならざるが故に爾後暫時は戦争回避の態度を持せんも尙ほ永久の平和を持続せんとは見るべからず、畢竟一時的反動たる現象ならんのみ、是の時に當り、國を渾圓球上に爲すもの豈、優々緩々待むべからざる思想に囚はれ、徒らに醉生夢死して止む可けんや、宜ろしく勇躍奮奮各自其の懐抱する目的に向て勇往邁進すべきのみ、是に於てか吾人は本章に於て聊か大戦後に於ける世界の趨勢と之れに處すべき我日本國民の態度とに關し叙する所あらんとす、而して吾人は現在並に將來の世界大勢なるものは畢竟過古並に現在に於ける列強世界政策の杆格衝突より馴致し來れるものに外ならずと信するが故に以下先づ世界政策の由來並列強各自の斯政策の如何なるものなるかを概叙し次で我日本帝國の之れに對する覺悟に就きて述ぶる所あらんとす。

第一節 世界政策の由來と其衝突

抑々、世界政策とは一國の經濟發展するに従ひ、開拓若しくは貿易によりて國家經濟を樹立せざる可らざる必要を生じ、是れが爲めに廣大にして且つ富饒はる植民地を設け、或は商業利

權を獲得し、國家發展に資する方策を購する政策にして斯る植民地或は利權獲得地の廣大なれば利益も亦巨大にして其の國の發展も亦顯著なるべきを以て國家の膨脹には何等の制限も範圍も存せず、而も一旦獲得したる植民地及利權獲得地は極力保持して失はざる樞要なる事項なるが、由來植民地たるや多くは何れも海外に存在するを以て之を保持する所以より海軍の防護を要するは言を俟たず、而も是等の植民地と本國との聯結を完全たらしむる爲めに連絡地點を要するは勿論なり、此の世界政策たるや何れの強國に於ても争ひて之を採用し實現するに努力することゝなれり、現今の所謂世界政策として眞の意義を有するものは太古及中古に於ては殆ど無かりしものと想像せらるゝが、往古に於ては大陸國にても侵略併合等によりて膨脹發展すること甚だ易々たりし爲め、必ずしも海洋が大國の發展に當りて絶對的必要とはならざりしが如し、夫の支那の如き、彼得の如き、何れも陸上よりして膨脹を遂ぐるを得たり、唯だ羅馬の如きは其の發展を遂ぐるに當り、海洋との關係を有すれども尙ほ且つ概して消極的なるものにして一時海上に於て恐るべき外敵の存する當時のみ對敵防備を爲したるに過ぎず、而も海上に外敵の滅すると共に其の必要を忘却して更に顧みず、畢竟羅馬人は海洋に大なる親しみを有せざる國民と云ふべく、専ら陸上より發展するを其の理想としたりき然るに近世に至りて海外に發展を企圖するもの荐りに顯はれ、阿弗利加を迂回して印度に至る航路は開かれ、コロンブスの亞米利加發見は海外發展の盛況を誘致し、列國は競ひて植民地、領土等を海外に獲得する事に銳意するに至れるが、之れ即世界政策の發祥とも稱すべく、爾來全

世界に亘りて行はるゝに至れるものなり、斯くの如く列強が所謂世界政策を採用して相互に其の發展を試みたる結果として利益擁護の關係上等強國の衝突は起れり、而も昔時に在りては各國何れも局限せられたる區域に於て貿易せざるべからざりしに、人智の發達は船舶の構造を改良せしめ、磁石測量器等の發明によりて航海術は進歩し、遠洋航海に適することゝなり、又大砲の發明によりて少數を以て海外に於ける智識の低劣なる多數未開の人民を征服すること容海となれること等は其の制限の自然撤廢となり、各國民は世界に亘りて自由に發展をなすを得るに至れり、夫のヴェニスの衰微に赴ける原因を見るも、阿弗利加迂回航路の發見せられ、葡萄牙人の直ちに印度に至り、貿易に従事するを得るに至りたるに依るものとは一般に稱せらるゝ所するも、斯くの如きは決して唯一の衰微原因なりとは云ふ可らず、アレツボを経て往來する對印度貿易は依然として十七世紀の中葉まで存続せり、又波斯貿易も亦同じ航路を辿り、その後に至るまで繼續したり、若し夫れ貿易にして區域局限せられたる時代に於てなれば、ヴェニスに於ける商業貿易は依然繁榮を持続するを得たらんも、時勢の變轉は之を許さず、他の國民も漸次、埃及シリア方面まで競争に参加するに及び自らヴェニスの衰退を誘致せしものたり、遮莫局限されたる地域に於て一國民が其の貿易を獨占し、以て其の隆昌發展を期すること能はざるの結果、遂に大國民は世界の到る所に於て活躍を試み、互に競争し、自疆を時みて他を壓倒し、國民的發展を期せんとするものたり、近世の歴史に於て其の好例甚だ乏しからず。

元來世界政策を最も早く採用して自國の優勝を企圖したる國民は印度に對する葡萄牙人と、亞米利加に對する西班牙人ととなり、而して葡萄牙は西班牙に併合せられ、一時は西班牙王の屬領地は廣大を極め、隆盛の狀當に刮目に値するものあり、當年の世界政策は殆ど西班牙王によりて獨占されたるの觀あり、然るに其の後、西班牙の無敵艦隊は英國艦隊の爲めに撃破せられし爲め、英國人及和蘭人は漸次、西班牙貿易を攪亂し、自國の利益を伸張せしむるに至る、是れ畢竟するに西班牙の植民地策として自國の殖民地及屬領地に對しては、他國人の一指をも染めしめざらんとする意圖を有するを以て活潑有爲なる他國人は斯る制限を餒らす思惟し、常に之を打破せんと欲し、若し彼等を抑壓せんとせば密貿易を用ひ、更らに密貿易を取締らんとせば、海賊と變じ、斯くの如くにして植民地の爭奪は密貿易より海賊に、海賊より侵略に進み、従つて當時の貿易業者海賊侵略者との間には何等の明瞭なる區別をすらし能はざるものあり、踰えて第十七世紀に於て、西班牙の衰退を招きたるものは實に和蘭人の發展になるものといふべく、和蘭人の東洋貿易は一時世界政策に於て他の諸國を壓倒するに至りたり、而も和蘭人は一朝自ら勢力を獲得するや復た貿易を獨占せんと欲して他に莅み、壓迫を加へ、敢て假借するところなく、當時英國は和蘭と東印度に於て競争を試むるところありしも、和蘭は兵力を擁して壓迫をなしたる爲め、遂に勝利を得ること能はざりき、然るに由來強健にして進取的なる英國人は世界政策に於て飽迄も勝利を制せんとの大勇斷を以て和蘭本國に對し數回に互りて戦争を開始し、當初に於ては多く成功せざりしも、時恰も和蘭は政局の變化と人心の倦怠

その爲めに國防を緩くせるに乘じ、殊に英國は海洋に雄飛するの素志を以て優勢なる海軍を起し、佛蘭西も亦陸軍の擴張を計劃したる爲め和蘭は一時に海陸兩方面より優勢なる大敵を控へたる結果異常なる悲境に沈淪し、爾後漸次勢力を失墜し従つて其の主張も亦重せらるること能はず遂に落伍者の悲哀を見るに至り、十八世紀の初葉には既に英吉利は和蘭の地位を取りて之に代はり、世界政策に於て他を壓迫し惹氣揚々たるものあり、佛蘭西も亦時を同うして競争を試らみ、當初は英國と其の勢力を比肩するに足るものありたるも、爾後佛國は大陸戦争に忙殺され、到底英國に拮抗する能はざる状態に陥り、英國のみ獨り海上に活躍したる結果磐石の如き地歩を確立するを得たり、即ち英吉利は彼の埃太利王家相續戦争及び七年戦争によりて佛國に大打撃を與へ、最早敵として起つ能はざらしめ、世界政策上獨歩の地位を占むるに至れり、惟ふに十八世紀に於ける世界政策の争闘は幾多の英主各將續出し、歐洲の活舞臺に於て各自獨特なる技倆を振ひたるは洵に甚深の興味を喚起する處なるも結局是等の事たる英佛兩國に於ける世界政策の衝突に關し、脇師又は助手を勧めたるに過ぎず、夫の不世出の英傑ナポレオン一世の大活動も亦世界政策上英國を壓倒して再び佛國の國光を發揮せんとする目的に出でたるものにして、奈翁にしてセントヘレナに配所の月を見ること無かりせば英國をして今日の優勢を見ることを得せしめしや否や、頗る疑を存せざるを得ず、兎に角ナポレオン一世の活動筋書の骨子たりしものは實に世界政策に外ならざりしなり。

第三節 英獨の世界政策と其衝突

十八世紀は英國崛起の時代にして、十九世紀は實に其の發展活躍の時代と云ふべく、世界海上の第一位を占め、世界政策は殆ど獨り舞臺の觀を呈せり、然るに十九世紀の末葉に至り、世界の形勢は大變化を生じ、幾多の競争者を現出せり、而も從來世界政策を實行し來りたる諸國は何れも其の地勢に於ては各個に相違あるも、海岸には極めて因縁多き國なるが故に必然の勢として世界政策に向ひたるは怪しむを要せざる所なるが、更に十九世紀の末葉より二十世紀に互る間に於ては是等と國情を異にせる純然たる大陸國も亦其の大國たる資格を保持する必要上世界政策の實行に追従參加せざるべからざる事情に遭偶せり、即ち獨逸の如きは其の一にして元來獨逸は純然たる大陸國を以て目すべく、唯た僅に北方のバルト海に面するものあるも、其の門戸甚だ狭く而も其の海岸たるや深く突入して袋の底の如く一朝事あらば北海の海岸は容易に外海より封鎖さるべく、加ふるに其の四境は他國に包圍せられ、従つて歴史上屢々他國の蹂躪を被り幾多の苦楚を嘗めたり、然るに一八七一年に至り、獨逸帝國は建設せられ、人口逐年増加し工業は般盛となり、海外貿易亦隆盛を極め、國富増運の程度刮目に値するものあり、爲めに海外に向つて發展し、豊富なる人口を割きて植民を行ひ、資本を投するの必要を生じ、踏躪たる獨逸本國に満足して止まる能はず、必要の存する處必らず求むる所あり、茲に於て世界政策に參加するの必要に迫られたり、言ふまでもなく獨逸に於ては人口の激増に伴ひ

其の捌け口を求むること甚だ切にして植民熱は既に民間に於て起り來れり、當時獨逸の大宰相ビスマルクは這般の植民地設置に關しては遽かに賛成を表せざりき、即ち彼は大陸に生れ獨逸思想に教養せられ、大陸思想中に活動し、特に獨逸帝國建設に當りては畢世の努力を拂ひ辛ふじて其の理想を實現するを得たるものなれば、只管獨逸帝國の安全固定にのみ焦慮したり、而も植民地の建設は却つて祖國の勢力を外部に向つて放散するものにして決して國威發揚に資するものにあらずと誤信せり、さればビスマルクは英國の埃及を領得するにつきても何等反對の態度に出でず、又佛國のチュニス占領の如きは反對は素より寧ろ進んで之を慈惠し、以て佛蘭西國民が獨逸に對する敵愾海心を外に向つて發せしめんとし、或は巴爾幹及土耳其に對しても亦發展を志せざる露西亞に對しても亦大なる反對に出でず、單に與國たる埃甸國に關し脅威と有害を感せざる程度に於て多少の注意を拂へるに過ぎざりき、されど新興氣鋭なる獨逸國民は發展を欲して止まず、其の勢ひは抑壓せんとして壓する能はず、民間に於ける探検家に私立會社は、亞米利加及太平洋諸島に赴きて探險或は開拓を爲し、逐次地歩を造りつゝ、若りに政府に向つて保護を要求して止まず、頑強傲岸なるビスマルクと雖も亦此の大勢に逆行すること能はず、遂に政策を變更し一八八四年前後に於ては大に殖民地建設に對し注意と努力を爲すに至れり、而も前帝ウイリアム二世は當時獨逸の新思想代表者とも云ふべく極力殖民政策を奨励し、其の政策は徹頭徹尾世界政策を基礎として、ビスマルクの時代は單に歐洲政策を以て根本原則となしたるに反し、帝は世界政策を根本として歐洲政策を採用する

に至り、彼は不斷の努力を以て旅行に、演説に、或は電報宣傳を以て歐洲政界を賑はし、世界政策を高調せり、殊に獨逸國民の痛切に感したるは、假令殖民地を有するも之れと本國たる獨逸との交通連絡を有せざることを遺憾なりき、即ち之れが連絡を保つには先づ海軍及連絡の屬地なかる可らず、茲に於てか帝は貿易及殖民地防禦の必要上海軍擴張を高調し、一八九八年、一九〇〇年及一九〇六年の三回に亘り、海軍大擴張案を建て、急速なる海軍力の増加を圖り、着々之れが實行をなし、竟には超世界を誇れる英國海軍を脅威するに足る、大海軍を設くるに至れり、而して獨逸の世界政策實施の最大要件とせる連絡の屬地を得ることは甚だ容易ならざるものあり、言ふまでもなく、獨逸は世界の政界に於て英佛等に遅くるゝこと遙かにして、絶好の連絡的地點と思惟さるべき處は、既に列強殊に英國に占有せられ、遽かに手足を伸ばすこと能はず、殊に況んや多年その必要を感じ、造次顛沛と雖も海軍の強大を維持することを怠らざる英國海軍に對し、獨逸海軍の威勢は竟にその敵にあらず、斯くの如き事情は獨逸をして英國を敵視せしむべく導きたり、されば獨逸の土耳其に對する政策の如き、經濟上の欲望重大なるものありしには相違なきも、他方には土耳其を其の勢力圈内に收め、一朝有事の日に當り、土耳其を足懸りとして埃及を突撃し、之れによりて英國を威嚇し、敵の狼狽して度を失ふを見計り、自己の都合よき條件に服せしめ、所期の効果を擧げんとして計畫したるなり、由來獨逸聯邦を統一したるものは普魯西にして、往昔その領土は所々に分裂し、小弱云ふに足らざるものなりしが、ビスマルク其他英傑の手腕と、氣運の醸成と相俟ちて統一の目的は達成され、茲に獨逸は強

大なる一帝國となり、今や世界政策に於て海外に散在する植民地との連絡を造らんと企圖す。斯くの如くにして獨逸國民は其の發展を圖るに當り、常に彼等の發展に對して障害となれる英國の勢力を打破せんと思惟するに至れり、之れ素より將來に發展を望める獨逸國民の心理狀よりせば必ずしも無理と稱すべからざるものあるべきも、翻て考ふれば英國國民も多年祖先の努力により辛ふじて贏ち得たる處を袖手傍觀して空しく他國の侵害に委し去るの所以あるなし、彼等が最後まで其勢力を死守せんと欲するも亦止むべからざる處にして英國國民が見て以て獨逸の發展は英國の對外貿易を奪取し、其の利源たる植民地を威嚇するものなりとの自覺をなすに至りては、猛然之れに反對して獨逸の世界政策を破壊し去らんと決心せしも亦已むを得ざるの數と云ふべし。

第四節 露國の世界政策と英獨關係

十九世紀の初めに於ては英國は世界政策上露西亞を除きては大なる反對者を有せざりき、即ち英國は其の無限の寶庫たる印度に對し露西亞の脅威を感じ、之に備へんとするの意を生ぜり、抑々露西亞は純然たる大陸國にして廣漠世界に冠たるものなるが、而も海洋を求むるの念は甚だ強く、其の歴史も亦是れを骨子となせるやの觀あり、由來露西亞の領土は往時海洋を遮斷せられ、海岸は倅に北氷洋に面せる所のみにして、毫も海運の便なし、況んや貿易をや、然るにビーター大帝の時に至り、瑞典王チャールス十二世と戦ひ、當初は戦利あらず、連戦連敗の慘

苦を嘗めたるも、不屈不撓遂に最後の勝利を得たる結果、初めてバルト海沿岸地方を併合することを得、茲に初めて世界政策の第一地歩を進むることとなり、即ちビーター大帝はペトログラードに都を奠むることとせるが、由來ペテログラードは軍港としても將た商業港としても決して完全良好の港と稱すべからず、固より沿岸に絶好の良港なしと雖も亦之れに勝るものなしとせざるなり、而も是等の比較的良港を捨て、沼澤の如き港灣にして大艦巨舶を容るゝこと能はず、猶其の住民も亦露西亞人少數なるを知りつゝ、殊に因縁淺からず、多くの舊き歴史を有する首都モスコウを捨て、國境に近き此の逼陬の地に遷都を敢行せるは、果して之れ何の意を藏せしか、云ふまでもなく、ビーター大帝は從來西歐羅巴は中央諸國及英國より度外視せられしを遺憾とし、歐洲政局に關與するの地位を作らんものと欲し、其の第一着手として先づバルト海を左右し得る地を得ざるべからずとなし、敢へて西歐の海洋に向つて突出を試みたるなり、其の後露西亞は苦心經營の結果漸く黒海沿岸を占有するに至り、一方には哥薩克も亦西伯利亞に侵入して探險を行ひ、東漸して、遂にカムチャツカに達し、更らに毛皮獸を尋ねて、ベーリング海峡を渡りてカラスカに突出し、正に東西に伸展せり、然れ共露西亞は斯くの如く東西に亘りて異常なる膨張を遂げたるも到底其の素志に満足を得る能はず、是れより漸く南下せんと欲する衝動を受くるに至れり、是に於てか英國は寶庫たる印度を領有する關係上當面の對手として露西亞を認めざるを得ざるに至り、最も甚しく露西亞を危險視し、殊に十九世紀の初頭に於て露國がトルキスタンに向つて勢力を扶殖し來れるに際會しては其の脅威

を痛切に感ぜざるを得ざるの破目に陥れり、而して露西亞は上記の如く常に海洋に向つて進展せんとする衝動あり、殊に近年に至りて其の衝動は極めて猛烈なるものあり、最近二十年間に於ける露西亞の農業は非常に進歩し、其の他の富源と亦南露西亞に豊富なり、即ち露國の海外輸出品は精製品にあらずして多くは天然物なり、穀物、石炭、木材、及獸皮の如きもの即ち之れなり、而して是等は多く原料品として輸出され、而も其の大半は南露西亞より輸出せらる。由來露國の輸出超過の大部分は黒海よりせらるゝものに係り、若し是等の輸物無からんか露國は當然莫大なる輸入超過國となるは蓋し疑を容れざる所なり、殊に況んや莫大なる外國債を有し、近年殊に其の額を増加し、累年巨額の金貨は國債利子として英佛等債權國に支拂はるゝ狀況にありては是等の輸出超過無かりせば遠からず國家破産の悲運に逢着するを免れず、而して穀物及原料品の如きは製品に比すれば數量に於てこそ多額に上ると雖も價格は極めて低廉なるを免れず、加ふるに容積大なるが爲め鐵道によりて運搬すること困難なるを以て船舶の便によりて海上より運搬し、以て其の運賃も亦低廉を期するなり、夫の一九一七年三月に於ける露西亞の革命勃發はその原因食物の不足與つて力ありと傳へらるゝが、その食物不足を告げたる地方は南露地方にあらずして北露地方なり、平時に在りては海上に接し、便利を利し、南部に於て過剰せる穀物その他を北部に供給し、有無相通したるも、一朝大戰勃發し、海上より物資を輸送もること困難となれる結果に基くものにして遂に革命惹起の一因をなすに至れり、即ち是れによりて之を觀るも、黒海を経て地中海に出でんと欲するは露西亞の絶對的

必要に由來するものと云ふべし、然るに獨逸の世界政策の一端は亞細亞トルコ地方を勢力圈内に包容して對岸の埃及を威嚇し、勁敵英國を屈せしむる必要あり、露西亞も亦南下するの必要上、英國に肉迫するを得策とする關係を以て、獨露兩國は互に利器擁護の爲め提携すべくして、而も其の提携の實現されざる重大理由の存するあり、由來亞細亞トルコは物質豊富にして開拓を完成せんか正に一大富源を包蔵せり、即ち石油田の如き其の事業を開發せんか、從來中歐諸國に於て露西亞、亞米利加等より輸入を仰ぎたる石油は該地方より供給を得るべく、穀物も亦メソポタミヤの開拓によりて其の需要を充足し得べきは殆ど疑を容れざる所たり、若し夫れチダリス、ユウフラテス兩河より運河を開鑿し、水利を圖り、土地を開拓せんか、其の生産力は當に倍加すべきは古來屢々此の地方に大國興りて水利を開發し、豊富なる耕地となせる歴史に徴して疑を容れず、獨逸の土耳其に對する勢力扶植に腐心する洵に所以なしとせざるなり、是に於てか、獨逸は之れが連絡上、埃太利を経て巴爾幹半島を結合するの必要を感じ、幾多の障礙あるをも顧みず、一八九八年ウイヘルム二世の君府訪問を機とし、土帝よりバグタツト鐵道布設權を得、愈々一九〇三年を以て起工せる所以のもの、其所に遠大なる目的の存せることを窺知するに足る、英國も亦是れを見て徒らに袖手傍觀するものにあらず、年來の巧妙なる外交を以て獨逸の劃策を裏切らんものと、先づアラビヤを懷尋し、ベルンシャ灣口の酋長を自家藥籠中に收め、靜かに時の到るを觀望せり。

英國と雖も曾ては中歐に於て久しきに亘り露國を敵として對抗したるも、漸次獨逸の膨脹

發展するに伴ひ其の勢力の決して侮る可らざるを感知し、忽ち態度を一變して露西亞と提携し、以て獨逸を孤立の地位に置かんことを努め、先づ露西亞と妥協提携する一策としてベルシヤの勢力範圍を確定して未來の分割を期し、其の代償とし英國は露西亞が土耳其に對して其の一部分を占有することに關し、從來の保護態度を棄て、敢て反對を示さず、連りに恩を賣らんことを計れり、是れ素より英國外交の巧妙と云はんよりも寧ろ土耳其が英國の保障必しも恃むに足らずとせし功利的國際間の狀勢遂に茲に至らしめたるものと云べく、而も獨逸は土耳其の保全を以て形式上に於ても將た又經濟上の勢力を確立する上に於ても必要と思惟せるものにして、亞細亞土耳其を其の勢力範圍に納むるは自ら巴爾幹半島殊にコンスタンチノーブルの健命を握るものと考ふるなり、是に於てか、此の獨逸東漸の政策と、夫の露國の南下してコンスタンチノーブルに出でんとする必要との間には自ら彼此利害の點に於て必然衝突を免れざるなり、是れ亦確かに今次大戰の有力なる一原因を爲せるものと言はざる可らざるなり。

第五節 佛伊の世界政策と獨逸關係

列強政策の衝突は叙上の如く竟に破裂して世界大戰の原因を醸成したるが、更に獨逸對佛蘭西の關係も閉却すべからず、夫の一八七〇年に於ける普佛戰爭は佛蘭西の瞬時も忘るゝ能はざる痛恨事にして、佛蘭西は此の一戰に於て新興獨逸の爲めに歐羅巴に於ける覇權を失墜

し、而も巨額の賠償金を課せられ、アルサス、ロートリンゲン二州の地を割かれ、由來燃ゆるが如き愛國心を有する熱血フランス人は遺恨正に骨髓に徹したり、舊史を按ずるに、此の二州は寧ろ獨逸に屬すべきものにして、而も人種よりせば獨逸人に近似するものなり、されば若し獨逸人にして鐵血政策のみを崇拜せず、温情を以て其の住民を囚へんか、住民の獨逸化は極めて易々たりしならんも、獨逸は全く之れに反し、彼等には理想とする自治を與へず、名のみは帝國領と稱するも、其の事實は普魯西の屬領地の如く官僚警察の干涉甚だしかりき、是れに於てか、長く佛國文化に浴したる舊情去り難きアルサス、ロートリンゲンの住民は割讓以來四十年を経たる今日に於ても尙反獨逸の感情強烈にして、壯丁は獨逸兵役に服するを欲せず、却て遠く佛國の海外軍隊に投ずるもの多きを加へ、一九〇〇年より一九一三年に至り、二萬二千人の多數に上り、是れ等割讓地の人民は常に敵本主義を持して佛國人心を極度に刺戟し、その復讐心を煽動せり、然れ共其の後年を閲するに従ひ、敗衄の創夷も殖産業の進歩するに伴ひ、經濟上の發展と共に癒ゆるを得、漸やく佛國の人心は平和の享樂を望むに至り、且つ反獨感情の軍人に利用せられ再び國內の擾亂を招き、革命の慘苦を嘗めて漸く贏ち得たる共和政治の基礎を危殆に瀕せしむることを恐れ、復讐の念も衰へ來りたるが、爾來佛國の發展に最も必要なる世界政策に關し、復た獨逸によりて高壓せらるゝに及び、少しく忘れられんとしたる對獨反感は非常に刺戟せられ、積年の復讐心は茲に又もや油を注がれ、且つ國憲存立の危險に對する自己防衛の觀念と共に合して燃ゆるが如き、反獨敵愾心は湧起せり、蓋し獨逸はその有する植民地との

連絡上、絶えず亞弗利加北部に於て、何れかの地點を獲得して、その勢力を確立せんと欲し、その期の至るを窺へり、況や彼の英佛協商を以て自國に對する反撥策と思惟せるに於てをや、即ち一九〇五年に於て佛蘭西が勢力擴張の爲めモロッコに手を伸ばさんとするに及び、極力之に反對し遂にアルチエシラスの會議を開かしむるの舉に出でたるのみならず、其の結果の爲りて自國を有利に導かざりしを以て一九一一年アガデル問題の起るや、好機到れりとなし、戰を佛國に挑みたり、然れ共英佛兩國の決意は意外にも強硬なるものあり、且つ獨逸財政上の欠陥は前途甚だ不利なるに顧み、劍を收めて僅かに佛領コンゴウの一部を割讓せしめ、漸く局を結び、斯くの如く獨佛の關係は單に歐洲に於ける領土問題にのみ止まらず、阿弗利加に於ける世界政策の衝突あり、是れ又今次の戰亂に甚大の關係を保有せり、實に此の間に於けるモロッコ問題は佛蘭西の爲めには甚だ苦き經驗たりしに相違なかりしも、之れによりて佛蘭西の自覺は甚だ深厚なるものあり、更に獨逸の亞細亞トルコに於ける勢力擴張は佛蘭西のシリアに於ける勢力を脅威するの恐あり、爰に益々對獨反感は逐日其の勢を高めたり、要するに佛獨間に於ける反感は一八七〇年に於ける英佛戰爭の舊怨あるのみならず、世界政策に於ては亞弗利加其他に於て佛國の勢力範圍を獨逸の侵さんとするの危険あり、佛蘭西の以て許す能はざる所にして、戰爭は單に時機の問題に止まりしなり。

次に伊太利對埃太利及獨逸關係は如何由來伊太利に於てはイタリア、イレデンタアと稱する主義あり、甚だしく埃太利に反感を抱き、伊太利人多き埃國領を恢復せんとする意圖あるに

加へ更に世界政策上、獨逸との衝突あり、されば今次大戰の初期に於ては首鼠兩端を持し、中立の態度を取りしも、大戰の進行に伴ひ、遂に三國同盟より離脱し、獨逸を棄て、聯合國に加入せり、即ち之れより先き伊太利の三國同盟に加はりし所以のものは其の初め亞弗利加東部エリトリアを所有し、チユニスに對し慾望の念絶へざりしにも拘らず、佛蘭西は先鞭を附して其の目的を達成する能はざりしに基因せり、されど伊太利と雖も四境を顧みせんか、地中海を中心として亞弗利加に發展を遂げんとするに當り、英佛兩國を敵とするは甚だ策の得たるものにあらず、加ふるに英佛兩國と雖も、伊太利と結ぶは國際關係上有利と思惟するが故に漸次接近するに至れり、夫の伊太利のトリポリ占領の如き、夙に英佛兩國と默契ありたる結果にして、世界政策上トルコに對して國交親善を求めつゝありたる獨逸に對してはその同盟國たる伊太利のトリポリ占領は勢力維持の關係上甚だ面白ろからざりし事件たり、而してアルバニアに於ても伊太利は常に伊太利と勢力扶殖に關して暗闘あり、即ち兩國は争ひてアルバニアの交通貿易を競うのみならず、荐りに學校病院を經營し、以て發展の資に供せんと努力せり、偶々世界戰亂前に於ては伊太利の努力漸くその功を奏せんとする時機に達し、勢力又聊か優位の傾向を示し、而も發展の時機至らば躊躇なく之れに乗せんと構へ以て地中海東部を支配し、對岸亞弗利加に於ける領土との連絡を確立せんと圖れり、即ち此の多年の努力空しからず、伊太利は戰亂勃發後、直ちにその銳鋒をロードス島及び附近の諸島を手中に納めたり、加ふるに伊太利はアドリア海西岸に於て優秀なる軍港を有せざる國防上の欠陥ある爲め、常に北

方伊太利より脅威を加へられんことを恐れ、アドリア海を全部領有せんと欲する野心を包蔵せり、茲に於てか埃國の南下と伊太利の國防とは、その利害に於て相反せるものを生じたるなり、此の他巴爾幹半島の諸國に至りても、一見世界政策より離脱したる地方的色彩濃厚なるものある如きも、是れ又間接に世界政策の關係あり、夫のセルビヤの埃太利に對する反感の如き埃國の領土中に居住せるセルビヤ人口の本國人口よりも多數を算し、是等セルビヤ人の多數に住居せる地方を、セルビヤ本國に併合せんとする氣勢は、獨逸の東漸衝動による世界政策に相反せる運動たり、之物牙利はマセドリアを人種上の見地よりして併合せんことを望み希臘は往時の領土を再び手中に收めんとし、ルーマニアも亦往年の東羅馬の後繼者たらんことを理想とし機會の至るに乗じて飛躍を試みんと欲せり、殊に種屬を同うせるトランスバニヤに對する野心は甚だ熾烈なるものあり、即ち巴爾幹半島は小國錯雜し、利害の反動によりて互ひに或は一致し、或は衝突し、競争し、反目する事絶ゆるなく、遂に世界の伏魔殿と稱せらるゝに至れり、往昔、世界的大帝國の中堅たる光榮ありし地、遂に世界禍亂の源泉となる誰か蒼海變田の感に堪へんや。

第六節 大戦後よける日本の國是

世界列強角逐の大勢既述の如し、是に於てか我日本も亦世界の大国として現在の優越なる地位を保持すると共に、更に將來の發展を實にせんが爲めには、常に國是を世界政策の基礎

の上に樹立すべきや言を俟たず、世界政策の上に樹立したる國是の實現に努力し以て國威の發揚を圖るは勿論、更に進んで東西文明の聯合を計り、世界富源の開拓に當り、國利民福を圖ると同時に人類の福祉を旨とし、政治、外交、國防、教育、經濟の各方面に對し、大理想を把持して奮闘せざる可らず、殊に支那及米合衆國に對しては最も深甚なる考慮と決意とを以て速かに大方針を樹立せざる可らず、日支兩國の如きは其の利害關係密接にして、其の歴史的又人種的關係は今更ら贅言を要せざるものあるのみならず、國運進展の上に於ては唇齒輔車の關係あるを免れず、殊に經濟上の關係に於ては寸毫も離脱するを得ざるものあり、是に於てか我國は常に意を支那の保全に拂ひ、富源の開発に努勉し、資本と勞力との協和を圖り、彼我の關係を一層親善ならしめ、更に精神的結合を期する爲めに學校を起し、病院を設け、留學生を招來愛護し、支那人の教育と社會改善の爲めに誠意のある所を披歴し、文化的政策を採用して支那文化を促進し、其の幸福を増進せしむべきなり、一九〇〇年以後に於て歐米各國の支那に於て經營せる學校の如き實に百五十校の多きに及び、數百萬の資金を投じ、着々支那人開發に銳意し、又病院の如きも夥しき數に達せり、而も我國の是等諸方面に對する施設の如き、又以て誇るに足るものあるなく甚だ遺憾の事に屬す、素より日本は其國民に對する教育施設する不十分なる感あり、從て學校を外國に起すが如きは現狀より推して困難なるべきは言を俟たざるも、而も日支兩國間の將來永遠の關係に想到せば、歐米の支那に對する文化的施設に顧み宜ろしく力の許す限度に於て之れが施設を行ふべく、日本の經濟力の許す限りに於て支那に投資すべく、彼

我共に利する相對主義を徹底せしめ、日本は飽迄も支那を援助するの意味を以て支那の富源を開發すべきなり、次に對外方針の確立急務なるものは對米方針にして此の關係の親善如何は單に兩國の福祉に關係を及ぼすのみならず、亦實に東洋平和の維持に關す、由來米合衆國は太平洋を隔て、日本に對せり、十九世紀末期以來、其の國是たるモンロー主義は頗る廣義に解せらるゝに至り、漸次世界主義に傾き、海外發展を意圖とし、攻馬に於て、布哇に於て、或は非律賓に於て世界政策に成功せり、而も太平洋方面に於ては優勢なる競争者あるも太平洋に於ては獨り我日本あるのみなるを見て、食指大に動き、先づ太平洋岸に於ける尨大なる支那に對し、經濟的發展を試みんとし、學校、病院、教會其他鑛山に、鐵道に、其の志す所を行はんとせり、然れ共、日本は東洋に於て地理的優越なる地位に在り、加ふるに俊敏を以て世界に鳴り、殊に日清、日露兩戰役の大捷以來、其發展頗る顯著なるを見て、猜疑の念を生じ、兵力は動かさざるも、財力を以て日本を抑壓せんと思惟するもの、如く、日本としては眞に意を安んずる能はざるものあり、若し太平洋及支那に於ける經濟的發展にして米合衆國の抑壓甚だしからんか、日本は正に死活問題に達着するものと稱すべし、是の故に我等日本國民たるものは常に舉國一致の熱情を持し、國防に、經濟に、斷じて他をして寸隙と雖も窺知する能はざらしむる實力を涵養すること肝要なりと謂ふ可し。

第三章 世界の經濟界と我斯界の關係

第一節 大戰前に於ける世界經濟界

大戰終熄後に於ける世界の經濟界は、之を戰前に比して益々紛糾錯雜を極め、世界列強間の經濟戰は愈々激烈の度を加ふべきは何人も、異議なき所なるべし、而て世界列強が將來果して如何なる經濟政策を執るべき乎は、最も重要にして興味ある大問題なると共に、之れが論議や亦最も困難なる事に屬す、然りと雖、過去の經濟的史實を以て將來を推さば、以て其の趨勢の大要を知ることを得べし、然り、現在に於ける世界經濟界の大勢を知り併せて將來に於ける列強經濟政策を豫想せんには、先づ以て戰前に於ける列強經濟政策を知ること緊要事たり、乞ふ少しく之を述べん、夫れ十九世紀に於ては英國は世界商業上他の列強を凌駕して覇を唱へたるが、之れより先き和蘭の商權凋落するや、英佛は互に鎬を削りて世界商業界の覇權を掌握せんと試み、偶々英國にては十九世紀の末葉に起りたる産業革命の結果、其の經濟は著しく發展し、面目を一新したり、斯くて英國は從來採り來りたる保護貿易政を放擲して自由貿易策を採用し、専ら機械の利用に努めて工業品の生産費を軽減すると共に、販路の擴張に意を注ぎ、而も英國は自ら自由貿易政策を採りたるを以て足れりとせず、更に諸國をして自由貿易政策を採用

せしめんと企圖せり、是れ列國にして舉げて自由貿易政策を採用せんか國際間に於ける交通經濟の自由に行はるゝこと恰も國內に於けるが如くなるべきを以て、經濟的進歩の最も顯著なるもの最も勝利を占むべきは論なき處にして、經濟の進歩せざる國に於ては、其の進歩發展せる國よりの物質潮の如く流入するが爲めに當該國生産者は頗る困惑を感せざるを得ず、依りて既に經濟の進歩したる英國は自由貿易政策を以て國是とするも他國より競争せらるゝ憂なきのみならず其の生産國の販路を擴張すること易々たる爲め、利益を得ること甚大なるも爾餘の經濟發展せざる諸國は英國の競争を蒙りて大なる苦痛を嘗めざる可からざりしなり、實に二八六〇年時代は自由貿易論の全盛時代たり、然るに諸國は英國の掣に倣ひ、自由貿易を採用したる結果は寧ろ甚だしき不利益を招來し、英國生産品は澎湃として、其の市場に殺到し、自由貿易の常に眞理ならざることを感得して、關稅牆壁を高め、内國産業を保護すること共に恐るべき英國を排斥せんとせり、蓋し歐洲大陸諸國は再び保護貿易主義により英國に當らんと欲したるなり、即ち先づ獨逸は一八八二年奧匈國及び伊太利と三國同盟を締結し、其他歐洲大陸諸國も益々其の關稅牆壁を高くし、産業保護に力を致したり、殊に佛國の如きは單に關稅率を引上げるを以て満足せず、航海業を奨勵し、本國と殖民地との聯絡を圖り、有らゆる手段を盡くして産業の發展を期したり、要するに十九世紀の末葉に於ては英國は自由貿易政策を以て雄飛したるが、爾餘の列國は保護貿易政策に依りて國內産業を保護發達せしめんとせり、然るに諸國中米國及獨逸は國民の努力と政府の保護貿易政策の運用とに依り、逐年其の産業を

發展せしめたるのみならず其の他の國力も亦漸次増進して英國の壘を摩せんとするに至れり、是に於てか英國も亦妥如たる能はず、同國の帝國主義者等は英國にして依然として世界に雄飛せんとせば須らく其の本國と殖民地との牢乎たる聯結を成就せざる可らず、若し然らずんば到底獨米其の他と競争すること能はずと主張して輿論の喚起に努めたり、殊に是等帝國主義者中には本國と殖民地との間には關稅同盟を形成し、其の周圍には輕率なる保護關稅を設けざるべからずと力説したるものすらありたるも、其の主張は從前の行懸上其他諸諸種の由に依り實行を見ることなかりき、是れより英國は其の經濟上の位置に關し、不安を感ずるに至りたるは明白なり、英獨間の激烈なる反感も、又是等の原因より益々助成せられ、機會だにあらば爆發すべき情勢にありて、今次戰亂の一原因も既に久しく之に胚胎したるなり、今英獨兩國の經濟競争の高潮に達したることは次に掲ぐる清國貿易額比較に見るも容易に窺知するを得べし、即ち戰前一九一三年に於ける清國貿易額(單位百萬馬克)は左の如し。

英國	二四、一六二	伊太利	四、九二六	印度	六、三九二
獨逸	二〇、八六七	亞爾然丁	三、二六五	英領	三、一〇三
米國	一七、六五七	支那	二、九九八	加奈陀	三、一〇九
佛國	三、三〇七	日本	二、八四六	海峽殖民地	一、八六九
和蘭	二、九〇二	ブラジル	二、六四九	南阿殖民地	一、四六六
				埃及	一、二二五
				新西蘭	八、六九

露 國	五、八二二	智 利	一、一〇三	英領地	アルセリア	九二八
埃 甸 國	五、二四一	墨 西 哥	一、〇五一	極東植民地		四二七

次に工業發展の爲めに主要なる石炭及び鐵礦の產出額に關し英獨兩國の比較は大要左の如し(單位噸但し獨逸はノトリツク噸)

石炭 產 出 額		鐵 產 出 額	
英 國	獨 逸	英 國	獨 逸
一八八〇年	一四六、九六九、〇〇〇	一八、〇二六、〇〇〇	七、三三九、〇〇〇
一八九〇年	一八一、六一四、〇〇〇	一三、七八一、〇〇〇	二、四〇六、〇〇〇
一九〇〇年	二二五、一八一、〇〇〇	一四、〇二八、〇〇〇	一八、九六四、〇〇〇
一九一〇年	二六四、四三三、〇〇〇	一五、二二六、〇〇〇	二八、七一〇、〇〇〇

以上の表に依りて見るも獨逸經濟の發展は近年に至り英國を凌駕するの勢を示し、其の他政治外交、軍事等悉く利害の軋轢を來したるを以て、假令セルビヤ青年のサラツエグに於ける兇行なしとするも、英獨兩國の軋轢は到底避くべからず、其の突發すべきは單に時期の問題に懸りたるものと云ふべし。

偶々一九一四年世界戰亂の勃發するや、歐洲諸國の經濟社界は測り知るべからざる周章狼狽と、悲惨激昂とに襲はれたり、諸國の政府が民間に於ては戰爭によりて生じ、又は生すべき慘禍を輕減すると共に戰爭の目的を達成せんが爲めに行ひたる政策措置は極めて多種多様な

りしが其の商業經濟のみに關するものに就きて見るも、決して少なしとせず諸國は食料品の欠乏を防がんとするを初めとし、戰爭に依りて得たる物資の欠乏を救濟すると共に諸種産業を振興せしめ單に戰時の對策のみに止まらず、戰後永久の利益を擧げんことを期し、或は物資の價格騰貴を抑止して民生生活の安圖をばらんとし又は國民をして無用の費用を節約せしめんとしたり、固より斯くの如き政策措置たるや、國家の危險存亡の秋に際せるを以て已むを得ざる犠牲たるに相違なきも、國家が權力を以て國民の經濟生活に不自裁なる變化を與へたるは大なる犠牲たりしや争ふべからざるなり

第一一節 中歐關稅同盟と巴里會議

戰後に於ける經濟戰は従前に比し更らに激烈なるべきは何人も想像するに難しとせず、交戰諸國は既に戰時中より之れが準備對策に腐必し、夫の中歐に於ける關稅同盟論の如きは其の準備策の隨一なるかの觀ありたり、即ち關稅同盟は同盟國特に埃甸國の學者政治家等によりて先づ唱へられたる處にして、二國以上の國家が、其の間に設定せし關稅の牆壁を撤去し經濟上恰も一國たるかの如くなること共に、其の周圍には高率なる國稅の牆壁を設け、其の市場を維持をせんとする同盟たり、此の同盟たるや素より戰後の經濟戰に際し、内國市場を敵國物資の跳梁に任かすべからずとする信念希望に出で、且つは戰爭をなすに優勢なる地位を占むべしとなし、國稅同盟論の起るや賛否の論區々たりしが賛成論者も亦相當に多かりしが如し而

して聯合國側に於ても同盟各國の同盟を形成し、戦後の經濟戰爭に當るの意圖あるを窺知するや、聯合國側亦も同盟各國に對し、戰爭中經濟上より高壓を加へ速に戰爭目的を達成すべきは勿論、之れと同時に關稅同盟若しくは之と類似の同盟を組織し、同盟國側に當らざる可らずとする論者續々として顯はれ、伊太利は其の急先鋒として最も早く斯種の議論生じたり、蓋し伊太利は從來獨逸兩國と三國同盟を結べるに拘らず、諸種の原因より獨逸と離れ聯合國側に加入したるものなるを以て、必ずしも背徳とは稱すべからざるも、獨逸兩國としては裏切り者なりと憤激せる爲め假令平和克復するも、其の感情は遽かに融合を見る能はず、却つて獨逸兩國の迫害を蒙るべく、其の迫害回避策として伊太利は聯合國の結束を鞏固にするの必要を感じたるに出でたるなり、斯くて英佛諸國に於ても相當に共鳴するものもありたれど、經濟關係甚だ複雑なる貿易政策の相違とは容易に關稅同盟の成立を許さざる事情あり、依りて聯合國側は不徹底ながら、同盟國側への對抗上、巴里に於て經濟會議を開くことに決し、英佛、日、伊等聯合國の代表者は一九一六年六月巴里に會合して同十四日より十七日に亘り意見を交換し、戰時に對する經濟措置、聯合國の農工商業及海運業回復期間に對する過渡的措置並に聯合國間の共助及協力に關する永久的措置等に關し、決議を行ひたるが、第一の戰時に對する措置としては對敵通商禁止、敵商社の管理又は清算輸入禁止、輸出取締の諸項ありて、敵國をして經濟上より全く孤立無援の位置に立たしむると共に、敵國又は敵國人の聯合國に於ける經濟上の基礎を絶滅せしむるを目的としたり、次に聯合國の産業回復期間に對する過渡的措置としし

は、主として聯合國は協同して戰爭の犠牲となりたるものを援助する方法を講じ、敵國に最惠國の待遇を再び許さず、且つ聯合國は互に原料の需供を圖り、富源の開拓を許し、或は敵國より諸種の不正手段を以て聯合國市場に物資を輸入せんとする場合は共同して之れが防止策を施さんとするを主眼とせり、第三に聯合國の永久的措置としては畢竟産業を發達せしむるが爲めに經濟政策を樹立するに當りては聯合國の利便に注意し、聯合國間の連絡を一層親密ならしむるが爲めに必要な措置を講せんとするに存したり、然るに聯合國側に於ても自由貿易論者の如きは主義に於て、或は其の實行上に於ける至難を云爲して反對したるが、結局賛成論多數を占め、聯合國は相次で之に賛意を表したるのみならず、其の決議に基きて應急の措置政策を定め、若々實行するに至れり、而して戰役に於ける列國貿易政策に關しては暫らく後に譲り、諸國が巴里經濟會議の決議に遵據して施したる經濟政策に關して聊か觀察せんに、其の第一施設として諸國の行ひたる對敵通商禁止は、敵國又は其の同盟國領土又は占領地に在る個人又は法人と絶對に通商せざること、及び何れの土地に在住するも敵國又は其の同盟國臣民と通商することを許さざる趣意にして要するに、敵國をば經濟上より孤立無援の位置に立たしむると共に、其の國民經濟上の基礎を覆没せしめんとするにあり、次は黒表並に白表制度なるが、對敵通商禁止の精神を徹底せしむるには、敵國臣民又は之れと密接なる關係あるもの交戦は素より中立國に在るものをも調査して之を表に掲げ之と一切通商せしめざるに在り、是れ則ち黒表制度にして英國は聯合諸國のみならず、中立國に對しても又之を交渉勵行し

更に二流以下の諸國に對しては白表の制を實行せしめ、通商取引するを許すもの、氏名を表に掲げ其他の取引は一切嚴禁したり其の第三の敵商社の管理又は清算は云ふまでもなく、敵國民經濟上の根據を絶滅せしむるには、聯合國に於ける敵國の商社を全然一掃するの必要あり依りて是等敵國の商社の聯合國にあるものは之を政府の管理に附し又は清算するの必要あるは言を俟たず、假令之を絶滅せしめざるまでも依然として商取引を行はしむるは對敵通商禁止の精神に副ふ所以にあらざるを以てなり、第四の輸入禁止及輸出取締は聯合國より輸出する貨物にして直接敵國に輸入せらるゝことなかるべきも、間接に中立國を経て敵國に輸入せられずとは保すべからず、殊に敵國と國境を接し、又は之と緊密なる關係ある中立國に輸出するものは、決して此の事なしとすべからず、又敵國生産品にして同じく中立國を通じて聯合國に輸入せられざるを期すべからず、之に對し相當の取締りをなすは必要にして且つ對敵通商禁止の趣意を徹底せしむる所以なり、第五は歸化雇傭及び土地讓渡の取締にして、交戰諸國は前記の如く、敵國民の經濟的根據を根絶せしむるが爲めに諸種の制度を設けたるが、同盟國側の國民は聯合國に歸化し、以て其の壓迫を回避せんと企圖するものあるべく、或は歸化の假面に隠れ聯合國に敵意を藏するものも出つべければ、對敵通商禁止の精神を貫く爲め、敵國に對し、取締を嚴密にする必要あり、然も是等は英佛兩國に於て最も嚴重に勵行せられたるなり、之や同精神にて同盟國民を雇傭するに當りては政府の許可を得ざる可らずとし、又土地の讓渡に關しても亦政府の許可を得ざる可らずとせり、之を要するに聯合國は巴里經濟

議の決議に基き、戰爭目的を達成すべ爲め種々の措置をなしたるが、而も是れ戰爭附屬の措置と云ふべく、戦後の政策に關しては自ら趣を異にせり、戰爭に依りて惹起されたる各國民の敵愾心は戰爭終結後の今日も依然熾烈なるものあり、特に獨逸國民の對英反抗心の如きは、實に激烈を極むる如し、遮莫、巴里經濟會議決議中の聯合國の農工商業及海運業回復期間に對する過渡的措置及び聯合國の共助及協力に對する永久的措置とは、列國戦後の經濟政策に重大なる關係あるを以て更に項を新たに於て考察を試むべし。

第三節 世界經濟界の將來

戦時に於ける列國經濟政策は既に前節に於て略叙したる如くなるが、然らば世界平和の克復したる向後に於て列國は如何なる經濟政策特に對外貿易政策を採用すべきか、今俄かに逆睹すべからざるも、惟ふに列國は戦時の經驗に鑑み、自由貿易政策を排斥して寧ろ益々保護政策に突進すべく多くの理由を有せる如し、論者は曰く從來諸列強は權力の均衡に依り世界の平和を維持し來れり、然れ共植民地の開拓又は同盟の締結により、世界平和を維持するの方策は弱國を犠牲に供し以て他の強國に對抗するなるが故に決して稱揚すべきものにあらず、假令之を可なりとするも果して之により世界の平和は維持せらるべきか甚だ難しとす、若し夫れ均等と得たる勢力の一方に聊かたりとも權力の加重するあらんか、忽ち其の平等は破却されざる能はず、殷鑑遠からずサラエヴォに起りたる一事件は前古未曾有の大戦亂を誘發した

るにあらず、や須らく將來の平和は他の方策に依り維持すべく企圖せざる可らず、即ち國民は何れも富力に於て、將た腕力に於て對等にあらざるも、法律の前には一切平等無差別なる如く世界諸國は聯盟を形成し之に加入するものは假令貧富強弱の差あればとて、法律及政治上對等のものとし、若し平和を攪亂せんとするもの起らば諸國は協力して之を抑制し、平和の維持を圖るは最も實行し易き方策たり、彼の巴里經濟會議の如きは、其の實體化せるもの、一なりと固より此の議論たるや、法律上又は政治上に於ては權力の均等を保持し得べけんも、尙ほ之に参加したるもの、勢力に差異を生ぜしめずとの保障は望むべからず、既に諸國民は法律上に於て平等無差別なるも貧富強弱の懸隔ある如く國家の間にも國家の懸隔を生ず、而し尙ほ諸國は不幸なる干戈を交ふることなしとするも決して經濟上の競争のみは起ることなしとは云ふ可らず、或は寧ろ將來は之が爲めに經濟競争は益々激甚を加ふ可し、然り諸國は互に經濟上の覇者たらんとして其の産業發達に力を致すべきは何等疑を容れず、斯くて各國は官民一致して産業を發達せしめんとせば其の結果は必ずや保護貿易策の實行に歸着すへし故に一派の論者の主張するが如く何等かの方策に依り世界の平和と求め得べしとするも到底保護貿易策の絶滅を見ざるべく從業保護貿易政策を國是としたる英國の如きは大戰中の經驗的となれる主なるものを列擧して參考に資するも無用ならざるへし。

保護貿易論の第一標的となれるものは所謂自給自足を主眼とする國民經濟獨立論にして

其の論據は當該國に於て消費するものは悉く其の國に於て生産せられざる可らず、他國より必需品を輸入して以て國民經濟の充足を計るは頗る危険なりと云ふにあり、此の議論は今次大戰に依りて大に勢を得食糧問題に於て特に其の感を深からしめたり、夫の英國の如く國際分業を經濟の原則としたる國家に於てすら、此の論行はるゝに至りたるに徴するも甚だ注目し値せり、次は富源開拓論にして自國に於ける自然の富源を開拓利用せず、他國より輸入するは不得策にして且つ經濟の原則に反す、須らく戦後經營に於ては自然の富源を開拓すべく保護せざる可らずとする議論なり、本邦に於ても戦時中より此の議論は自給自給論と共に官民を通じ専ら行れたる所なり、第三は組織的産業論にして近時英國に於て著りに唱道せらるる議論なり、這は從來如何なる産業も個人の自由意思に任せ従つて個人經濟の見地より利益あれば生産に努力し然らざるものは放棄して顧みず其の結果當該國の經濟上甚だ必要なる産業も較もすれば興る能はざる狀況なり、斯くの如きは個人の立脚地よりせば決して賞すべきことにあらず、宜しく産業は國民經濟の大局より觀察し、組織的に産業の種類を定め、直ちに利益を擧げ得ると將た得ざるを問はず、官民一致して之が振興に努力せざる可らず、即ち之れが爲めに、是非とも保護政策を必要とす、政府の民間經濟に干渉するを絶対に反對する如きは決して國民經濟を發達せしむる所以にあらずとするものなり、次に第四の標的は幼稚産業保護論にして、一般産業は暫らく措き今次大戰の結果輸入困難となりたる爲め、遽かに興りたる産業は其の基礎甚だ脆弱なるを以て戦後國際競争激甚とならば到底維持すること困難

なるべし、是等幼稚なる産業に對しては相當の保護を加ふるの必要あり、若し然らずんば、戰時中放下したる資本は泡沫と消ゆべく加ふるに經濟界は戰争終結を機會として動搖を甚だしからしむべしと云ふに在り、第五は本國植民地連絡論にして從來帝國主義者の名に於て各國に説かれたるものなり、然るに今次大戰に於ける經驗に依れば本國と植民地とは互に連絡を完全に、するの必要を促がし、而も之れを實行することの決して不可能ならざるを各國民に教へたり、即ち本國植民地間の連絡を良好ならしめば經濟上に於ては素より食料品、原料等を初め經濟上、必須の物資供給を得、經濟力を鞏固ならしむるの効あり、而して之を實行するに當りては本國植民地間の關稅は之を撤廢し、且つ本國植民地の周圍に關稅障壁を設け自國産業を保護すること極めて肝要なり、特に植民地に於ては一般に産業不振なれば更らに其の必要ありと云ふに在り、以上は主として英國に於ける保護貿易論なるが、從來自由貿易主義を採りたる英國に於て之が反響を生ずるに至りたるは大なる變化なりと云ふへく、果して然らば英國の貿易政策も今次大戰を機會として變革を生ずるやも測り知るへからず、既に英國にして下り、況んや從來保護貿易政策を以て國是としたる諸國に於て益々保護の程度を高むべきは察するに難からず、殊に諸國は這次大戰の影響を受け財政上過重の負擔をなしたれば各國は何れも財政収入を増加するの必要に迫られ、自ら關稅率を高めざるを得ざるへし、列國の對外貿易政策は蓋し上述の如きものたるへく、其の内國市場に對しては從前に比し更らに周密なる經濟政策を實行することゝなるへし、其の政策は要するに(一)生産技術の發達を促し、幼稚なる

産業を保護すること、(二)企業組織の擴張及改善を促すこと、(三)金融制度の改善、(四)交通機關の改良發達を促し、産業發達販路擴張に資せしむること、(五)労働者保護制度を擴張して産業界の平和を復せしむること、(六)人物の養成、(七)財政の改善等にして、即ち叙上の各政策は悉く互に相關聯するものなれば同時に此等の諸策を行はざるべからず、是に於て財政上の問題は最も重大なる意味あり、以上は從來とても諸國の實行し來りたる所なるも、更らに將來は此の方面に注意と勢力とを傾注することゝなるべし、戰爭は常に社會民衆の勢力を増加するものなるが、今次大戰の如く民衆の勢力を激増せしはなかるべし、故に列國は向後遍々此の趨勢を重視すること蓋し甚大なるべく、然らずんば産業界のことすら尙ほ遺憾なく好成績を擧ぐることはざるべし、特に社會平和の爲めに労働問題解決の促進は最も緊要なり、是れ應て産業發達の鍵俞たるべければなり。

第四節 世界經濟戰に對する我が斯界の覺悟

世界經濟界の現在及將來に於ける大勢や略々上述の如し、觀じ來れば我日本帝國の周圍には今や諸種の經濟的壓迫相踵いで來襲せんとする狀況にありと云はざる可らず、殊に我邦の最も欠乏を感じつゝある工業原料の輸入及び我が輸出品の大宗たる絹糸綿糸布等に對しては徐々として大なる壓迫の來らんとする傾向あり、是等世界の經濟戰準備に對し我國は果して如何なる國策を樹立すべきや實に重大問題たり、而して我邦の之れに對する國策を考量す

るに當り、豫め吾人は從來に於ける我國の經濟上の欠陥に就て慎重に考慮し、若し缺陷不備の點あらば直ちに之れを補填整備したる後、將來の對策を講すべきなり、既往を顧みるに我國は日清戰爭を畫して爾來顯著なる發達を遂げ、國內的經濟は國際的經濟に躍進し、對外貿易は著しく増加せり、此の貿易の發達は漸次工業組織を變革せしめ、小企業は衰退して大企業に變轉したり、然れ共之を外國に比較すれば、我邦の工業は未だ幼稚の域を脱せずと認めざるを得ず、假令大戦中利益を享有し、産業も亦發達したりと雖も、將來大に國民的奮闘を要するや言を俟たず、而も現在の如き缺陷多き産業状態幼稚なる經濟準備の我國に對し、夫の悲惨なる戰爭に従ひ可及的に奢侈を斷ち飢寒を忍び、規律に慣れて忍耐力の強養となれる歐米人の優秀なる各種經濟設備を整備して更らに之れ改善し、結束して我國に臨む場合に想倒せば、吾人は大なる自覺と努力とを全國民に要求せざるを得ず、之に對して我國民は果して如何の準備と覺悟とを有するか、尚に我日本の經濟は未曾有の轉回期に遭遇せるものと云はざるべからず、殊に況や列國は關稅牘避を高くし、保護貿易政策を採用し、所謂自給自足主義を國是とすべき色あり、然らば果して我邦は自給自足の國策を樹立し、之を以て根本國是とすべきや否や固より能ふべくんば自給自足主義は甚だ可なり、然れ共我國の如く領土狹小なるものは、販路亦從て寡小なるのみならず、工業原料も甚だ欠如せり、之を以て速かに領土廣大にして原料豊富なる國の如く自給自足を爲すは到底不可能なり、然れ共之れ單に日本のみにては工業原料の自給自足は困難なりと云ふに止まり、若し廣く眼を東洋全體に注ぎて考察せんか、廣く東洋に於ける

經濟的獨立を圖り、其の全範圍に於て自給自足を行ふは決して不可能にあらず、殊に日本の國民經濟の性質に鑑み、我國は支那に依るべきもの頗る多く、日本は益々支那より工業原料を輸入し、且つ益々多量に支那に生産品を輸出せざる可らず、要するに日本の根本國是としては必ずや東洋經濟的自給自足を以て根本政策とせざる可らず、支那に於ける資本放下の如きは即ち其の一策にして是れ難て日支親善と東洋平和の楔子たるべきなり、而して此の根本國是よりせば、我が將來の國策としては先づ商工業獎勵策に對して全力を注がざるべからず、其の第一要件は當事者の自覺及政府の施設として何等かの援助を助ふる方法を講ずるにあり、即ち其の援助たるや必ずしも保護機械業の輸入稅輕減營業稅所得稅等の減免と亦有効なる政策たり、次に一方に於て商工業を獎勵せんとするならば、之に關聯して農業の推勵努力せざる可らず、特に將來は原料農業の推勵を須要とす、養蠶製茶等は其の大なるものにして之を大に獎勵するは國家より見るも將た農業者より見るも共に必要のことなり。

次は海外發展策を講ずるを以て肝要とす、夫れ産業の組織を擴張改善し、國力の充實を計らんとせば、其の販路たる海外に發展を講せざるべからざるは言を俟たず、其の最も重要なものは航路を擴張し、航行を頻繁にすること及び海外金融に力を注ぐにあり、海外貿易を獎勵するに共に海外金融機關を經由して海外事業に投資することは最も有効なり、殊に歐米各國は戦後の海外貿易並に金融機關の整備に關し腐心しつゝ、あれば我邦は大なる決心と努力とを以て雄大なる組織的金融機關を經營せざるべからず、之れ難て日本は東洋經濟の核子となり

爲替及投資の植民地となり自ら東洋植民の獨立を達成す可きなり、然れ共國力の充實を圖るにも海外發展を策するにも交通機關の改善を圖り、交通の敏速及び費用の低廉等の方法を講せざれば完全に實行を擧ぐ可からず船舶數量に於ては日本は既に大正八年九月末日に於て三百六十萬噸に達し統計上に於ては英米兩國に次ぎ相當の發達を遂げたるが、戦後歐米諸國の造船力は増進し其の結果航路の競争を來たすべき傾向歴然たるものあり、我國は之に對し造船及航路の推勵に關し適切有效なる政策を試み、決して誤ることなかるべきなり而して陸上交通機關に就て見るに道路鐵道共に極めて不完全なる状態にあり、鐵道の如き哩數のみを以て歐米各國に對比せば第十五位以下にありて、日本内地の哩數は大正七年に於て官線私線を合して七千八百餘哩に過ぎず從て其の運賃の如きも頗る高率なるのみならず、物資の集散甚だしく遲滞せるは最も遺憾とすべく是れ誠に我國植民上の大欠陥たり、故に國費を以て其の延長を圖らば甚だ可なるも、若し國費にして許されずんば補助政策により、私設鐵道又は輕便鐵道の普及を計るは産業發達の爲め最も急務なり、尙ほ地方的問題なるも道路の改善も極めて肝要なり、現今農村と鐵道停車場又は地方と都會とを聯絡する道路は險惡不完全なり、斯くては鐵道普及し、自動車發達するも到底迅速に貨物を集散すること能はず、將來地方開發國力充實の上よりするも一層積極的政策により其の完備を圖らざるべからず、右の外我が國の對策として競争能力を強固ならしむる爲めには特に國內金融の方面に改善を要す、將來の經濟戰に對して國力充實の爲め産業組織を擴大し海外發展の設備をなし交通機關の普及攻良

を計るも、之に就ては總てに共通なる資本を必要條件とし國內は都會たると田舎たるとを問はず金融機關の完備を圖り以て資金の豊富と金融の圓滑とを期せざるべからず、從來の如く資金の分布甚だ不平均にして資金は只だ徒らに中央上層に横溢し地方及び下層に於ては常に涸渴を告ぐるが如きは大に憂慮すべき現象なりと云はざる可らず、斯くては地方産業は容易に興り得ず、地方の開發のこと遂に得て期すべからず、而も地方を開發せずして如何にして對外經濟界に雄飛することを得んや之れが將來に就ては大に眞重の考慮を拂ひ斷乎たる決心を以て處理するを緊要とす、若し夫れ將來に於ける各國の正貨爭奪戰に對しては我國經濟上の競争能力さへ充實せば多く念とするに足らず、殊更に尨大なる正貨を吸收せんとするは却て通貨を膨脹せしめ我對外貿易を不利に誘導する所以たり。

第四章 日支經濟提携施設

第一節 日支親善は我國是

世界の趨勢と東亞將來の地位に顧むる時は、日支兩國が相互に密接なる關係を保ち親善の誼を厚くするは最緊要の事なるは多辯を俟たずして明かなる處なりとす、然りと雖も之を過去の事跡に徴するに日支兩國の關係往々にして此の期待に副はざるもの存したるの感なきにあらず、されば曩年寺内内閣の成立するや、特に此の點を遺憾とし、日支親善の實現を以て其の主要の政綱となし、大正六年一月第三十八帝國議會に於て、寺内首相は『支那に對しては専ら東洋の大局を顧念し、信孚相頼り、有無相扶け、益々隣誼を厚くするの道を徹底するに盡瘁する』事を聲明し、本野外相も亦『帝國は常に支那の發達を希望し、之れが爲めに援助の勞を吝まざりしが、眞實支那この親善を望む上に以て支那が其の將來の發達の爲めに行はんとする各種の改革に對しても必要の援助を與ふるに吝まざるものにあらず、帝國政府は支那をして我が誠意のある所を諒解せしむる爲めに最善の方法を講ずべくに支那國勢の進歩獨立の維持領土保全の爲めには全力を盡さんと欲するものなり』と宣言したり、尙其の他各種の機會に於て帝國の對支政策は誠心誠意、日支兩國の親善關係を助長し、中華民國の地位を堅固にし、以て東洋永遠の平和を維持せんとするに存し、之れが實現に對して帝國は全力を傾注すべき事を中外に表明する處ありたり、此の日支親善主義の聲明は時勢の要求に反映するものとして日支兩國間のみならず、廣く世界各國の一般了解を促進したると共に、之が實現に向つて日支兩國の協力を見んとするの風潮を生じたるは洵に慶賀すべき所なりとす、次で現内閣寺内内閣に代はりて成立するや、對支方針としては亦た全く前内閣の方針を襲踏し、益々日支親善の實を擧ぐべく、

努力畫策する處あり、斯くて今や日支兩國は兩國が所謂唇齒輔車の關係にあるの理を自覺する事日に倍々強く、最も欣幸すべき狀況にあり、吾人は當に慶祝して止まざるなり。

第二節 親支と帝國の財政經濟

日支親善の實現を期せんが爲めに採るべき方策多々存するは論を俟たざる所なりと雖も就中日支經濟提携を實行するを以て其最も適切なる方策たるを惟ひ帝國は帝國財政經濟の根本政策として、一面に於て積極主義に則り、時局に伴ひ、進運に順應して遺憾なきを期し、又經濟的立國主義を持して、内は生産事業を促進し、外は海外發展を助長するに努力すると共に他面に於て日支經濟的提携の實現を以て其の主要の政策となしたり。

惟ふに日支經濟的提携は彼我合辦事業の促進、我國の對支投資並に企業の獎勵彼我貿易關係の助長、金融の連絡、支那幣制並に税制其他の制度改革改善に對する援助等各方面に於て之れが實現を圖るを要すべし、然りと雖、是等の事項たる、之を語る容易にして、之を行ふに至難なり、須らく先づ之れが實行の基礎たり、且つ之れを助長すべき各種の要求を完備せしめざるべからず、即ち經濟提携上、彼我國民の意思を疏通すること、金融放資機關を整備すること、對支放資金供給の潤澤なること、等其の重なるものなり、是等の點に對して、適當の方策施設を講ずるは對支經濟關係の政策實行上の第一歩にして、又日支親善實現の前提條件たるものと言はざるべからず、今從來に於ける我對支經濟關係を案するに、動もすれば自利を圖るに急にして、例へば對支放資に際しても、彼れに與ふる處鮮少にして我の得んとする處を多大ならしめんとし爲めに往々事態を紛糾なしたる跡なきにあらざるのみならず、眼前正々の利益に没頭して、眼を大局に注がざる弊害を存し、爲めに支那人の誤解と疑惑を誘致したる如きは、深く遺憾とする處なり、此點に關して帝國は各種の機會に於て、我對支經

濟方策は彼我經濟の相互的發展を期するに在るの誠意を表明して、從來に於ける誤解を一掃すると共に我國事業投資家に對して彼我利益の衝突を避け利害共通の實を擧ぐるを以て、其の要諦とすべきことを提唱したり、斯くの如くにして我投資企業家の態度漸く從來の面目を一新したるは爾來各種の借款に關する交渉其他に於て之れを實踐するを得べし、斯くの如く兩國が經濟提携上意思の疏通を見るに至りたるは喜ぶべき現象なりと謂ふべし。

次に對支金融放資機關の整備改良及び資金供給の問題に就ては今日まで帝國の施設したる處多岐に互れる處あるを以て之を次節に於て説述せんとす。

第三節 對支金融の整備改良の一

惟ふに日支經濟的提携の實を擧げんとするに當り、金融放資機關の整備改善を圖る如きは最緊要の中に屬せり、茲に此の點に關し帝國の畫策施設したる處を滿蒙に對するもの及支那本土に對するもの兩者に分ちて其の概要を示さんとす。

(一) 滿蒙に對する金融並に放資機關の整備改善 滿蒙に對する金融機關の整備改善につきては先づ大體左の方針に依る事とせり。

(イ) 滿蒙に對する特殊の金融機關は例へば滿洲銀行の如きものを設立することなく、既存の機關を整備改善して其の目的を達する事。

(ロ) 滿洲の經濟的連絡の實現を圖る事。

(ハ) 各機關の業務を整理し、各其の固有業務につき一層機能を發揮するの途を講ずる事。

(ニ) 弊制の統一を期する事。

以上の方針に依り帝國は東洋拓殖株式會社並に朝鮮銀行の改善及び橫濱正金銀行の業務整理を實行し、既に大體其の目的を達するを得たり、今其の要旨を摘記せん。

(イ)東洋拓殖株式會社の改善、同社につきましては第三十九議會に於て之が改善の法案を提出し、議會の協贊を経たるが、同社改善の重なる點は、

(一)其の營業範圍を擴大し、獨り朝鮮のみならず、廣く滿蒙其の他海外に於て拓殖事業を營むを得るとし特に同社をして滿蒙に於ける拓殖並に金融の業務に當らしめ以て滿蒙の經濟的連絡の實現を期す。

(二)從來滿蒙に於ては長期固定の資金は橫濱正金銀行に於て之れが供給を圖りたるが、同行の性質上此の種の業務を行ふは一時的變態と認むべきものなるを以て、之れを同社の業務に接すること、し並に同社をして滿蒙に於ける不動産其の他長期金融の機關たらしめ、彼の滿洲特別貸付金の如きは、大正六年十一月一日を以て同社に引續がしめたり、斯くの如くにして同社は滿蒙に移りて拓殖事業上其の機態を發揮し得べきなり。

(三)同社にして既に營業區域を擴大し、且つ融金機關として活動せんとする以上、其の資力を増加するの要あるは論を俟たざる處にして、即ち大正七年五月末日同社は資本一千万圓を二千万圓に増加せり。

(ロ)朝鮮銀行の改善に帝國政府は朝鮮銀行を改善し、(一)滿蒙に於ける紙幣の統一を期し(二)滿蒙に於ける金融の分配を明瞭にし、(三)資力の増加を圖りて其の活動を充分ならしむるの途を開き以て滿蒙の經濟的連絡に資する處あらしめたり、今其の改善に關する具體的施設を掲ぐれば、

(一)滿蒙に於ける紙幣の統一、元來滿洲に於ける紙幣の統一につきましては朝鮮銀行券、橫濱正金銀行の發行する金券及銀券並日本銀行券、内地補助貨幣、圓銀軍用紙標等を流通し、本來複雑せる同地の幣制は一層混沌の狀を加へ、通商貿易並に放

資上勢なからざる障害を存したり、斯くの如く混亂せる幣制を統一し、又之れに關連せる機關を整備するは其の業頗る困難なりと雖、其の必要緊切なるもの存するに鑑み、差當り政府は大體左の方策を採りたり。

(甲)朝鮮銀行券の滿蒙に於ける強制通用力を認むる事即ち大正六年十一月二十八日勅令第二百七十七號に依り「朝鮮銀行の發行する銀行券は關東州及び南滿鐵道附屬地に於て公私一切の取引に無制限に通用するものとす」と規定したり。

(乙)橫濱正金銀行の發行する金券は大正六年十一月末日を限り之れが發行を廢止し、又同行の銀券は滿洲に於ては強制通用力を認めざる事、斯くの如くにして朝鮮銀行の金券を以て滿蒙の幣制を統一することとなりたり、元來橫濱正金銀行の金券を認めざる所以は、當時滿洲に於ては他に有力なる金融機關存在せず、又之を特設するに困難なる事情存したるに依り、便宜上此の措置に出でたるものにして橫濱正金銀行は爲替銀行として其の活動すべき範圍他に存すること論を俟たざるのみならず、近時朝鮮銀行が地理上優越の地位を占むる關係上、滿大各地に支店を設置して其の業務を擴張し、銀行券流通高の如き又巨額に達し、滿蒙露領亞細亞方面に於て活動すべき本來の使命を遂行するを得るの見込立ちたるを以て茲に同行をして一般金融機關として幣制統一の實を擧げしむる事としたるものに外ならず加之政府は如上の趣旨を貫徹し、各方面に於て金融本位の採用を助長し、延いて支那幣制の根本的改革を容易ならしむる方策とし滿洲に於ける金庫及び郵便局をして軍票の引上方針に抵觸せざる限度に於て銀の拂受は一般に之れを爲さしめざる事とし、南滿洲鐵道株式會社に於ても、同一の方針を採用する事とし、又滿洲各地に於ける取引所は金庫とする方針を定め漸次其の實行を期しつゝあり。

(二)朝鮮銀行資力の増加 既に朝鮮銀行をして滿蒙に於ける一般金融機關たらしめ、而して幣制統一の任に當らしむる以上、其の資力を増加せしむるの必要あるは勿論にして、帝國政府は即ち朝鮮銀行の改正案を第四十帝國議會に提出し、其の協贊を得たるが、此の改正によりて同行の保證準備發行限度三千圓なりしを、五千圓に増加し、又信託事業を其の營業の一

項目として同時に副總裁を置く事とし、今後滿洲方面に於ける同行の活躍をして遺憾ならしむるの途を開きたり。

(ハ)横濱正金銀行の業務整理 既に述べたる如く横濱正金銀行は滿洲に於ける其の業務中、長期金融につきましては之を東洋拓殖株式会社に譲り、金券發行につきましては朝鮮銀行それが統一の任に當ることとなりたるの外、國庫金の取扱ひの如きも従來横濱正金銀行之れに當りたるを、大正六年十二月末に限り、之を朝鮮銀行に引繼がしむることとなり、斯くの如くにして横濱正金銀行は爲替銀行として其の固有の事務に於て専心活動を爲すを得ることとなり、茲に滿蒙に於ける金融投資機關の整理統一を實現するを得たり。

第四節 對支金融の整備改善の一

(二)本邦本土に對する金融並に放資機關の整備改善 支那本土に對する金融並に放資機關を如何すべきやは對支經濟提携上頗る重大問題にして慎重考慮すべきものとす此の點につき、今日まで、我帝國が如何なる施設を講じたるやを述ぶるに當り先づ一言を要するは帝國の對外金融並に投資機關に關する大體の方針なりとす、即ち左の如し。

對外金融並に放資機關に對する大體の方針 惟ふに對外金融並に投資機關に關し先決問題として考究を要するは(イ)企業投資の地域は何等の制限を設けざる一般的且つ世界的なる一大海外投資の機關を設置するを可とするや(ロ)活動の地域を限定し各地域に適應せる二個以上の投資機關を設置するを可とするやの點なりとす。

前者の利益とする所は我國の海外投資上完全なる統一を期するを得ること及び一個の機關とする時は有力なる組織を作るを得て自然諸外國の放資機關との競争に堪へ得る事業に存し、理論上尙に妥當なりと雖斯くの如き大資本を必要とする大會社を設立することは我市場の狀況其の他關係に於て困難なるのみならず、既に現在海外企業投資上活動しつゝある機關を海

外に設置すべきこと等に關しては實際上の困難なる問題に到達すべきを以て帝國政府は寧ろ活動の地域と限定して各地域に適應せる機關を設置し、又は設備を改善するを以て機宜の方策なりとし、此の趣旨に於て支那に對する金融放資機關の兩者に區別し、支那に對する金融放資機關中滿蒙に關する部分につきましては既に述べしが、支那本土に對する企業機關につきましては既存機關の整備改善を主とし、其の足らざるを補ふ意味に於て新たに機關を設くるの方針を以て着々其の實行を畫策すると共に彼我金融機關の連絡、合辦組織に依る機關の設立並に對支投資々金供給の圓滑を期し、今日に於ては大體に於て其の目的を達し、今や進んで之れが活用を遺憾ならしむるを必要とするの期節に入りたり、整備改善せられたる金融放資機關並に彼我金融の連絡等に關して主要の事項を示せば左の如し。

對支金融投資機關整備改善の概要 今對支金融投資機關の整備改善並に資金供給の潤澤を圖る施設に付き概言すれば、先づ本邦測の既設機關としては(一)特殊銀行團の組織及機能の改善し、東亞興業株式會社の擴張及業務の刷新を期し、臺灣銀行及日本興業銀行を改善し、且つ滿洲投資銀行團の組織を見たる如きは其の顯著なるものにして、又支那側の機關としては中華興業銀行設置せられ、以て日支合辦銀行の實を擧ぐるに至ると共に交通銀行と密接なる連絡を保ちたる如きは其の主要なるものなり、尙ほ(二)對支關係に於ては日米金融の連絡提携につき相當劃策する處ありたり次節に其各項につき述べん。

第五節 對支金融の整備改造の三

(イ)特殊銀行團組織機能の改善 臺灣銀行の改善 (一)臺灣銀行法を改善して其の保證準備發行高一千万圓を二千万圓に擴張し、又海外に於ける業務の擴張を図りたり、尙ほ同行は最近に於て其の資本金二千万圓を四千万圓に増加し、資力の充實を期し、對外發展に資する所あらんとせり。

(一)朝鮮銀行の改善 朝鮮銀行の改善につきましては既に述べたる處なるが同行の改善によりて其の資力を充實し、對外投資團の一員として十分活動せしむるの途を開きたり。

(三)日本興業銀行の改善 日本興業銀行につきても幾多の改善を加へたるが、特に對支關係に於て主要なるは同行が海外に於ける事業資本供給に充つる爲め發行する債券額面一億圓を限度とし、政府は元利支拂の保證をなす事とせる點なり、此の種債券の發行に依り對支投資供給の圓滑を見るに至るべく、尙ほ之れが發行に關して一般普通銀行團との連絡を保つ點につきては正に次項に於て之れを述べんとす。

(四)海外投資銀行團の組織 既に述べたる特種銀行團の組織によりて對支投資上相當の効果を擧ぐるを得たりと雖も、是等の銀行と普通銀行との關係並に普通銀行相互間には往々歩調の整一を缺くことなきを保せず、勿論從來と雖も、東亞諸銀行のシンチケート存せざりしにあらざるも對外投資等に關しては其の組織不完全にして其の結果十分ならざるものありしを以て、曩に發行されたる日本興業銀行の海外投資に必要な債券に對し、政府が保證を爲すに至れるを機として、是等諸銀行は一面之れを興業銀行の債券發行を援助すると共に他面對外放資につき相互に協力するの趣旨を以て大正七年五月二十五日所謂對外放資團の組織を見るに至れり、此の銀行團は東京、大阪に於ける主要なる銀行、十八行を網羅するものにして、是等の銀行は海外放資に對しても、共同の行動を取り又右放資調達の爲め日本興業銀行が政府保證の興業債券を發行する場合には共同して其の發行を援助するものとす。而して本銀行團は其中合せによる事業の遂行につきては、豫め大藏大臣に提示して其の承認を求むることとなしたるを以て、政府と是等銀行團との關係は彌々密接となるべく、對外投資に關する政府の政策は一層其の實現に便なるに至れり。

(五)中華滙業銀行の設立 對支金融機關に關し、日支合辦銀行を設立し彼我金融の圓滑を計るの必要なるは言を俟たざる

處なるも從來の日支銀行は較もすれば當初より徹底したる日支親善の主義に基かず、其の設立方法に於ても全く支那人の意嚮を無視したる傾向ありしを以て、帝國政府は曩に深く此の點に留意し、日支合辦銀行は先づ充分支那人側の同意贊成を得ん之を計劃すべきものなりとし、其の機運を俟ちしに、遂に支那人側より自ら進んで之れが設立を希望し來れるに會せり、是に於て日支兩國實業家間に於て商議を遂げ、日支合辦組織により、支那法規に準據し、支那に於て銀行及爲替業務を營むるを目的とする中華滙業銀行を設立するに至れり、同行は支那政府の認可を得、大正七年一月成立し、同二月より營業を開始せり、以上述ぶる處によりて明かなる如く、中華滙業銀行は從來計畫されたる日支銀行が何れも日本の法律に準據し、政府之に關與して直接の援助を與へ我國の支配監督の下に置かんとするものと大に其の趣を異にし、支那人側の希望により設立を見たるものなるのみならず、性質上純然たる民間合辦會社として支那法律に準據し、本店を北京に支店を東京に置き總支配人の加きは支那人を以て之れに充て、日本人は専務理事又は副支配人として實務に執掌せしむるものなり、本行は營業開始以來未だ多く日子を経ずと雖も、預金申込の如き設立當初より甚だ多く、後述する有線電信二千萬圓の借款を成立せしめたるが如きに徴すれば今後並に日支提携の實を擧げ、以て彼我經濟の發展に資すること蓋し多大なるものあるや論なかるべし。

(六)交通銀行との連絡 支那に於ける最大金融機關たる交通銀行は、支那交通部の機關銀行として又銀行券發行として其の活動の範圍極めて廣く、支那の金融機關として最も有力なるものなるに拘らず、數年來の政變により、自然營業上惡影響を蒙り、其の發行する銀行券の信用も又充分に維持されざるの狀況にあり。斯くの如きは支那經濟の發展上憂慮すべき處なるを以て、若し帝國の資力を以て其の業務の整理及び銀行券の兌換維持に貢獻するの條は彼我の利益大なるべきを念ひ我が特種銀行團をして交通銀行借款に應ぜしむることとし、前後二千五百万圓を交附して交通銀行の資力を補ふ處ありたるが

之れを機として支那側は自ら自行内に帝國人の顧問を置くに至れり、斯くの如くにして交通銀行と我實業家との連絡は甚だ密接となりたるが同行の健全なる發達に伴ひ、經濟的親善上、彼我の得る處、蓋し鮮少なからざる可し。

(七) 中日實業會社の利用 中日實業株式會社については別に制度上の改善を加へず現在の組織を以て益々當初の目的に向つて活動せしむることゝしたり、東亞興業株式會社の純人たる日本法人なるに同じ同會社は日支合辦會社なるの特性を有し、而も此の特性は日支經濟提携上頗る必要となる場合多きを以て同會社を存續せしむるのみならず、今後充分之れを利用するを以て策の得たるに云ふべきなり。

(八) 日米金融の提携 日支經濟提携を遺憾ならしむるに當りて、茲に看過すべからざるものは、日米金融の連絡提携を計ること之れなり此の點に關して

(イ) 經濟借款につきては運河借款に關して日米資本家の經濟的提携を圖るの第一歩として共同投資を實現するを得たり。

(ロ) 其他の對支金融問題につきては日本興業銀行と米國資本家との間に相當の連絡を見るに至れり。

(ハ) 東亞興業株式會社の加きも將來日米間資本の疏通を圖るに意を用ひんとす。

(ニ) 尙ほ曩に政府の派遣したる財政經濟委員は日米相互間の關係に於て財政經濟上の連絡を圖ると共に、對支關係に於て日米經濟提携の途を開きたるは看過すべからざる點なりとす。

右の外政治借款に關し列國と協議し米國を團體に加入せしむることに盡力したるも本件は未だ其の實現を見るに至らず。以上述べたる如く、對支金融機關の整備統一を圖りたる結果、各機關の對支事業資金の供給を潤滑にするに至れるは言を俟たざる處なるが、尙ほ政府は一般金融政策上より此の問題の解決に努力する處少なからざりしなり、即ち政府は時局に伴ふ國際借款狀態順調となり、正貨流入し、内地資金の潤澤を來せるの狀態に鑑み、此の資金の處理に當りては先づ財政の整

理、並に内地生産事業に之れを利用するを第一義とし次に其の全力を擧げて海外に投資することゝし、對外投資中、對支投資に關しても是等資金を利用するに遺憾ならしむることを期し、以て對支投資資金の潤澤を圖るに意を用ふる所ありたり

第六節 對支經濟借款の一

惟ふに日支提携實現の方法として最も緊要なるは對支投資にして、之に依り支那財政經濟上の援助をなすと共に、其の資金の開發に資し、以て彼我の經濟的發展を圖るの要あるは論なき處なり、然るに從來我國の對支投資は極めて微々として振はず遠く列強に及ばざるものなしたり、即ち前内閣成立當時に於ける對支借款現在額は約一億二千万圓に過ぎざりし、是に於て、帝國は後ち既に前節に於て述べたる如く對支金融機關の整備改善及資金の疏通を圖ると共に熱心對支投資を獎勵したる結果、支那に於ける政治狀態の不安定、列強との關係其の他の事情存したるに拘らず、其後日支間に成立したる借款の金額を概算すれば、一億三千二百七十万圓の多額に上り、且つ最近に於て著しく其の面目を改めつゝあるは喜ぶべき現象なりと謂はざるべからず、其の内容を區別すれば

對中央政府借款	七九、六六〇、〇〇〇圓
對支方政府借款	一一、二五〇、〇〇〇圓
對會社又個人借款	三二、八四一、五〇〇圓
合計	一三三、七五一、五〇〇圓

但し元は一圓五十錢、兩は二圓、磅は十圓として邦貨に換算せり。

今是等の借款を便宜上、經濟借款、政治借款、及び弊制借款の三に區別し、其の主要なるものゝ大要を次に示さん。

(一) 經濟借款

一一

(イ) 交通借款、交通銀行に關しては支那政府の認可を経たる上、我特種銀行團をして大正六年一月五日、五百萬圓の借款を引受けしめ、以て同行の業務整理に資する處あらしめたるが、同行整理の爲めには巨額の資金を必要としたるを以て、大正六年九月更らに金二千萬圓の借款を特種三銀行團をして引受けしめ、都合二千五百萬圓の借款關係に基き、交通整理の實を舉げ、將來に於ける支那幣制改革實行上の一前提たらしめ、又本邦實業界と支那金融界との密接なる關係を作り、所謂日支親善に資せんことを期したり。

(ロ) 吉長鐵道借款、吉長鐵道借款につきましては大正五年二月以來日清間數十回の商議を重ね、幾多の曲折を経たる後、茲に大正六年十月十二日之れが調印成り、資金交付の運びを見るに至れり其の金額四百五十一萬三千三百五十圓(契約額六百五十萬圓)舊債償還額百九十八萬七百五十圓を差引たき新交付額)償還期限三十一年にして擔保は吉長鐵道の財産及收入とし、尙ほ本鐵道經營は、南滿洲鐵道株式會社に之を委託し、尙ほ同會社は純益の二割を受領することゝなれり。従つて本鐵道は支那政府の監督に屬するも、其の實務は南滿洲鐵道株式會社之れに當るものなるのみならず、將來本鐵道延長には支線の建設費は同社に於て優先貸付權を有するものなり。

(ハ) 米支運河借款と本邦の加入大正五年中(アメリカン、インターナショナル、コンプレッション)と支那官憲との間に山東、江蘇、兩省の運河改修を目的とする米貨各三百万弗、合計六百万弗の借款締結せられたるが、右の内山東省の分に關しては其の支金を増加し六百万弗とし、日本資本家の經濟的提携を圖る第一歩として其の後共同投資の議進み、既に其の契約調印を見るに至れり。

第七節 對支經濟借款の二

(一) 鄭鐵道借款鄭鐵道借款につきましては大正四年十二月、支那政府は橫濱正金銀行との間に五百萬圓の四鄭鐵道借款成立したるが、該借款金額を以てしてはまだ工事の完成を得ざるを以て、續いて借款をなすの、必要を見、數次交渉の結果、大正七年二月、金額二百六十萬圓期限一ヶ年の借款成立を見るに至れり、該鐵道完成の曉には、其の南滿洲に及ぼす經濟的影響極めて大なるものあるべし。

(ホ) 有線電信借款、支那は其の面積廣大にして人口多大なるに拘らず、其の電信線路の延長は僅に三四萬哩に過ぎず、之れが擴張の必要なるは勿論にして之れが爲めに資金を要すること急なるものあり、茲に於て大正八年四月に至りて支那政府は中華滙業銀行より資金を得て電信事業の擴張を圖らんとし、其の所用二千萬圓の借款を申出でたり、茲に於て中華滙業銀行は日本の銀行團に對して資金の供給を仰ぐ事となり、其の商議急速に進行して中華滙業銀行と支那政府との借款契約は大正七年四月三十日を以て成立したり、借款契約の内容は金額二千萬圓、期限五個年、利率八分、擔保は支那政府の全國有線電信に關する一切の財産並に其の收入にして、尙ほ電信事業に關する外國技師の聘用及び之に要する材料の供給に關し、我國の優先權を認じたり、本借款は中華滙業銀行の活動によりて、其の最も重要な事業に關して日支經濟提携の實現したるものとして最も注目すべきものなり。

(ヘ) 吉備鐵道借款、吉林省吉林より會亭に至る鐵道を建設する費用に充つる爲めに大正七年六月十八日、支那政府は交通銀行と我特種銀行團(日本興業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行)との間に吉會鐵道借款豫備契約を締結調印し、其前貸金一千万圓を交付することなせり、此の借款契約に依り支那政府は本鐵道建設費其の他の必要條件を定めて特種銀行團の同意を求

むることとなり、將來建設費に充つべき資金につきましては我特種銀行團は支那政府の爲めに支那政府五分利附金債を發行して之を供給することとし、其の公債募集に依りて得たる資金を以て前記前貸金を優先的に返済すべく、又其の擔保は鐵道に屬する一切の財産及其の收入とせり、而して本鐵道、朝鮮鐵道間運輸につき圓滿なる連絡を圖るには別の趣旨を以て協定することとなるを以て、本鐵道の敷設と共に北滿の開発及滿鮮經濟の連絡等に資する所大なるは言を俟たず。

其他の借款の重なるものは漢口紙廠借款（大正五年十一月成立金額二百萬圓）漢口水電公司借款（大正六年一月成立金額一百萬圓）廣東省セメント借款（大正六年八月成立金額百五十萬圓）財政部印刷局借款大正七年五月成立金額百萬圓）等にして要するに各方面に互り日支經濟の連絡を圖るに與つて力あるものなり。

第八節 對支政治及幣制借款

(一)政治借款 關しては借款政治上の状態安定を得ざると、借款團體の戰時状態に在ると、米國團體引入問題の關係よりして其の成立を見るに至りたるもの未だ多からず、大體に於て第二次善後借款、第一回前貸一千万圓、第二回前貸一千万圓の成立を見たるに止まれり。

支那政府は第二次善後借款第一回前貸 大正五年九月支那政府は在北京五國團體に對し、千九百十三年支那政府善後借款契約第十七條の規定に基き、鹽稅收入を擔保として一千万磅の追加借款を申込みたるが該借款の引受に付きては、借款團體除外並に米國團體引入等の問題ありて協議容易に纏らず、且つ支那政府の變動ある爲め、之れが成立の前途遠きに當り、一方支那政府の財政逼迫は愈々急を告ぐるの状態なりしを以て此の際支那政府に對し、相當資金を供給するを適當なりと認め大體に於て(一)一千万圓を限度とし短期債券を發行する事(二)鹽稅剩餘又は其他確實なる擔保を要する事(三)大借款成立

の上は直に其の收入金を以て債權全部を償還する事等の條件を以てし場合によりは本邦一手にて引受をなすも可なりとの趣旨を他國團體に通じて其の同意を得、且つ大正六年一月十三日、帝國政府は支那政府に對し團體會議遲延の事情と、支那短期債引受けの意あることを通告したるが、其の後幾多交渉の結果、八月二十八日を以て一千万圓前貸契約成立し、我特種銀行團に於て之を引受けたり。

一、支那政府第二次善後借款第二回前貸 支那政府財政部は中國銀行發行紙幣の價格を回復し以て同銀行の基礎を鞏固にし、幣制改革を助長せしむる爲め資金を必要とし、四國團に向つて第二次善後借款第二回前貸として大正六年十二月百万磅の借款を申込來りたるが、數次交渉の結果一千万圓を前貸することとなり、大正七年一月我特種銀行團に於て引受けたり。

(三)幣制借款 正六年七月二十六日、梁財政總長は四國側より幣制改革資金一千万磅を借入れ度希望を申出で、又九月十日に至り財政總長は團體代表者と會見し、支那政府は聯合諸國より賠償金の支拂延期を保たる等の事情に依り、財政上の餘裕を得る見込み立ちたるを以て、從來行政費を目的とせし第二次善後借款を止め加ふるに幣制改革借款を起し度旨を以て其の計畫を説明し、借款總額を二千万磅とし、之を二期又は三期に分ちて募集し、幣制改革に着手したき旨申込ありしが本問題は未だ決定を見るに至らず。

第九 借款以外の日支經濟重要事項

前述したる各對支借款以外に日支經濟提携に資する爲め、各種の施設を見るに至りたるが、今茲に其の三四を掲記する處あらんとす。

(一)團匪賠償金の支拂延期 支那の對獨宜職を爲し茲に聯合與國と協力策應して作戰の事に當たらんとするや、同國と密接

なる連絡を保ち、且つ其の財政上の援助を爲すの趣意を以て、聯合與國と協議を重ねたる結果、團匪賠償金の支拂を五ヶ年間延期し、以て財政上の餘裕を圖るの途を講ずることゝしたり、因に支那政府より我邦に支拂ふべき團匪賠償金は年額約二百六十萬餘圓なり。

(一)支那關稅引上の承認 支那の關稅につきては團匪賠償金支拂延期と同一の理由により、支那參戰を機として其の引上を承認し同國財政上の餘裕を作らしむることゝせり、元來支那關稅は協定後既に十ヶ年を關し、各貨物の價格増減大なるに拘らず、依然として之に依る結果、事實上著しく低率の適用せらるゝものあるを以て之を實現五分稅に改訂せんとするものにして、之れが爲めに我が輸出貨物に對し、各種の影響を齎らすべきも、日支財政の經濟親善を厚ふするの趣旨に於て、我帝國の主義として此引上を承認したるなり。

(二)漢冶萍公司との關係改善 我國製鐵事業を離るべからざる關係を有せる漢冶萍公司に關しては帝國は曩年以來其の改善に努力しつゝありて、未だ具體的に詳述するの時に達せずと雖、(一)從來長く解決することを得ざりし我製鐵所に對する同公司の鐵礦及鑛石供給増加の年度割及び價格協定に關する件を決するに至らしめ(二)同公司の基礎を強固確實ならしむる爲め我國に於ける橫濱正金銀行よりの貸金利率を低くすることを承認すると同時に、同公司利益配當に關する從來の弊害を除去し、且つ同公司内部の組織整頓經費節減に關する根本的整理を助成せんとし(三)公司所要の鑛量不足を補給せん爲め、適當の方策を攻究しつゝあるの狀況なり。

(四)支那幣制改革問題 支那幣制改革につきては二十年來熱心に攻究せられつゝある大問題なるが、帝國に於ても日支經濟提携の前途に鑑み、支那の紊亂せる幣制の改革を援助するを最緊要の事なりとなし、第二次善後借款に於ても其の成立を各國に懇願し、米國の復歸を勸奨し、幣制借款成立の爲め盡瘁する處ありたるが、而も尙ほまだ成立を見るに至らず、然れ

共、大體に於て借款金額等につきては本邦市場の狀況に鑑み必要に應じて之れを協議することゝし、又幣制改革に關し、實權ある顧問を本邦より備聘せしむる事等につき略々列國の諒解を得たる狀況にして、要するに我國が本問題に關して他國と同一の歩調を取るに止まらず、更らに率先して他國に諮り其の解決につき重要な地位に立つに至りたるは注目すべき點なりとす、今や支那幣制改革の實行方法に關しては兩國識者間に誠意を以て攻究せられつゝあるを以て此の大事業も遠からず解決實現せらるゝものと思惟せらる。

(五)財務官の設置 時局に伴ひて帝國財政經濟の國際的關係頗る密接となり、海外に於ける帝國財務に關する事項を處理し、諸外國との經濟的連絡を保持し、以て多きを加へたるに鑑み、政府は支那、露國、及び米國に海外駐劄財務官を増置することゝせり、特に支那につきては、日經支濟の連絡を強固密接にし諸般の經濟的施設をして統一を保たしめ、且つ彼我の事情を疏通し以て日支親善の途を進むる事を期し、有爲の人材を擧げて之に任じ大正七年十一月より北京に駐劄せしめたり。

第十節 貿易關係の趨勢

日支經濟關係は、上述せる如く日に月に密接を加へ未りたるが、尙ほ之れを日支貿易關係の趨勢に就て見るもそれを知るに難からざるなり。

抑々支那は開戦以來銀貨著しく缺乏せる爲め動もすれば各地の金融逼迫し、取引圓滑ならず、且つ數次の政變に商狀不振を極めたるに加ふるに天災相亞いで起りしを以て同國の經濟的發展を阻害すること少なからざりしが、銀行の債券は同國の購費費を増加せると、本邦に對する一般人民の感情著しく融和したるに依り、日支貿易の發展大に見るべきものあり、即ち對支貨物輸出額は大正五年に於て二億三千万圓なりしが、同六年には三億八千万圓となり、又輸入額は同期間に於て一

億四千三百万圓より一億八千六百万圓に増加せり。即ち輸出に於ては約六割七分の増加にして輸入に於ては約三割の増加な

更らに大正七年に入りての趨勢を見るに一月以降四月迄の輸出額は一億三千九百万圓より九千七百万圓に増加し、約十一割の増加となり固より斯くの如き貿易の増加は物價騰貴に基くこと勿論なりと雖、一面數量の増加を見たることも事實なりとす、而して之れを各種の貨物につきて見るに輸出品中最重要品なる綿織物及棉絲は輸出額の約五割を占め大正五年には一億五百万圓なりしも、大正六年には一億八千三百万圓に増加せり、其の他砂糖も同期間に於て三千万圓より四千万圓に上り、棉絲は二千万圓より三千万圓に、鐵類は八百万圓より千七百万圓に、豆類は七百万圓より九百万圓に増加せる等、の主なるものなり、而して是等は原料用品に屬し、其の輸出増加は慶ぶべき事象なりと云ふべし。

之を要するに對支貿易の趨勢に徴し、一方に於て工業原料品及必需品輸入漸次増加すると共に他方に於て本邦の工業生産品が支那に輸出せらるゝもの増加しつゝあるを知るべく、又以て日支經濟提携の本旨に副ふものと云ふべきなり。

第十一節 結論

以上は帝國近時の日支經濟提携に關する方策施設並に日支經濟親善趨勢を略述したるに過ぎず、來だ以て完きを待たりと云ふを得ざるは勿論にして、今後各般の方面に於て施設計畫すべきもの多々存せり、既に日支兩國間に所謂軍事協約の締結を見るに至り今次世界戰亂に處し東亞の平和を確保し、聯合與國に對する協力策應の實を擧ぐるに遺憾なきを期する所ありたり、此の時に當り日支兩國國民は經濟財政方面に於ても亦一層密接なる連絡提携を實現するの必要を理解し、協力之に當るの覺悟あらんことを切望して已まざるなり。

第五章 日支經濟共同經營

第一節 日支經濟關係

抑々支那の領土を保全し、其の統一を鞏固にする爲めには廣大なる領土の開發を措て他に求むべきなく領土の開發は豊富なる利源に投資するに如くはなし、今や支那の上下は資本の缺乏を訴ふること急にして一般費及び直接事業の經營に關するもの、外、更らに諸般の國家的施設殊に交通運輸の便を開くに要するもの甚だ鮮少なからず、其の何れの方面たるを問はず、彼をして能く此の必要を充たしむる事は即ち其の獨立を維持し、領土を保全し我が必要とする原料品の供給を確實豊富にすると共に兼ねて益々我製品に對する消化力を増大せしむる所以に外ならず、支那の富源の開發が互に原因をなし、結果を爲して兩國を利する事は、兩國が偶々經濟的分業の地位に在る事を證するものにして苟くも此の利害共通なるのに向つて施設經營を共にすることは即ち兩國の自然的關係を利用して帝國永遠に互に國家的基礎を培養する所以に外ならず、是れ吾人が日支共同經營の必要を主張する所以にして我智力と財力とを支那の物質力に結合し、兩國民をして自覺的に、積極的に、基礎あり、秩序ある方針の下に將來兩國國民を合して一經濟單位を組成せしむるの根柢を確立せんと欲するにあり、此の根柢にして成らんか、政治の局に當るもの、何人なるかは深く問ふを要せざるなり、兩國必須の情勢は自ら趨く處に趨く可きなり。

然れ共、吾人を以て日支經濟同盟を欲するもの、如くに解する人あらば、頗る迷惑の至りたり、政治的特約を結び、人爲的制限を加へて、日支經濟關係に特惠の待遇を與へんとするが如きは吾人の全然與する能はざる處にして兩國の自然的關係を開發するに、積極的方針を以てし、飽迄も自由貿易の主義に依りて攻勢的態度に出づるにあらずんば到底我が商工業の基

發展は望む可らず、此の點に於て我國が支那との間に關稅同盟を結び、保護貿易主義を採らんとする如きは、當に最惠國約款の適用を基礎として通商上の關係を締結する列國の默許せざるのみならず、斯かる溫室的政策を以て對列國政策の第一線を張らんとする如きは愚や到底共に談する可らざるなり。

第二節 列國の勢力範圍政策

由來支那と列國との問題は借款と鐵道と利權とに集中せり、列國は名を是等の問題に藉りて實は大に其の政治的野心を逞ふせんとせり、支那の上下は勿論我が識者間にも是れが爲めに支那の前途に深憂を抱くもの尠ならずと雖、斯くの如き畢竟列國に對する疑ひに因はれて日支百年の大計を解せざるもの、吾人は此の種世論の根本に對し一大異見を抱くものなり。

抑々十九世紀に於ける東西兩洋の關係は政治上甚だ没交渉にして北米合衆國は歐羅巴諸國に對し、全米主義を宣言して以來中米並に南米を自發勢力範圍に置かんことに汲々として敢て他を顧みるの邊なく、歐洲列國は阿弗利加の分割處分に没頭し更らに又東洋印度に及びたりと雖、未だ極東にまで其の狼臂を延ばすに至らず、偶々英國が支那に事を構へて南滿地方を攻掠し支那をして香港を割かしめ、五港を開かして、稍々勢力を扶殖したりと雖尙まだ支那に對しては眠れる獅子としての畏敬を拂ひ、又多く食する所なかりき、然るに帝國が一度支那と戰を交へて大勝を博するや、俄然列國の視聽は極東に集中し積弊の老大國に向つて只管、勢力の扶殖に、利權の獲得に、機會を狙うて乘せんことを圖り、偶々團匪の亂起りし事は支那をして益々疲勞に導くに至りしが、此の間最も野心を逞うしたるものは露國にして、其の南下の非望は遂に發して日露の大戦となり、我皇軍陸に海に戰連連勝して列國の前に東邦帝國の一大權威を示すや、極東の形勢は著しく變化を來たし、支那國民の利權圍收熱と共に所謂勢力範圍政策なるものは其の露骨な鋒鏑を收めて漸く經濟的利益を主眼とするの傾向を生ず

るに至れり、既述せし如く支那の領土を保全するは、其の統一を全うするより急なるはなく、而も其の統一を妨ぐる第一のものは資金の缺乏にして列國の競争は偶々此の缺陷を示すと云ふに過ぎず、故に必要な借款を起して財政を救ひ、鐵道を敷設して、交通運輸の便を開き其の所謂利權問題の如き以て富源の開發に資せしむるは即ち支那の統一を完成せしむるが爲めに甚だ急務とする處にして、所謂列國の政治的野心なるものは、支那が長く開發されざるに於て禍害を爲すものなることは過去の事蹟歴々之を證して餘りあるにあらずや。

吾人と雖又固より列國の野心を認めざるにあらず、否之を認めて恐るゝが故に、之に備へんと欲するのみ、備ふるの途は之を利用して之に乗じて世界の大勢に順應せしめるの策を樹つるに在り、支那には古來夷を以て夷を制すの語あり、歴代の政治家は常に之を以て金科玉條となす、今、尙列國の杆格を利用して苟安を偷まんことを欲し、之を以て天晴政治家の手腕と誇る、彼れをして今日あらしめし重大原因の此の點に存するもの多きを認めずんばならず、日支共存を國是とする我政治家たるもの又深く思はざるべからざるなり。

第三節 借款問題

一、借款の現状

支那が鐵道敷設以外の必要に依り中央政府に於て借入れたる外國資本中最近現存額は十四億六千万圓にして之れに各部短期借款を合するも尙十五億を算するに過ぎず、尙此の土更らに中央政費の不足を補充し、幣制を改革し、稅制を整理し、以て今後相當の歳入を得るまでは此の上五億乃至十億の外資輸入を必要とするも其の總額は二十億乃至三十億にして尙ほ我國が負擔したる外債の最高額に比すべきのみ。

改造の産業經濟誌

今中央外債を見るに大要左の如し。

支那中央外債總額表、鐵道借款を除く

借款年度	借款名目	國名	借款金額(千磅)	利率	現在(千磅)	擔保
一八九五年	露、佛公債	露佛	一五、八二〇	四・	九、七四五	海關稅及露國保證
備考	日清戰爭公債					
一八九六年	英、獨公債	英獨	一六、〇〇〇	五	一〇、九〇一	海關稅
備考	日清戰爭公債					
一八九八年	第二英獨公債	英獨	一六、〇〇〇	四、五	一三、一四八	海關稅
備考	日清戰爭公債					
一九〇一年	團匪賠償金	英獨	六七、五〇〇	四	六三、八四七	同上
小計			一一五、三三〇		九七、六四三	
其他一般外債						
一九〇〇年	電信電話借款	英、丁	二二〇、〇〇〇		二二〇、〇〇〇	電信收入
一九〇一年	同	同	四八、〇〇〇		四八、〇〇〇	同上
一九一一年	同	日本	一、〇〇〇		一、〇〇〇	同上
一九一一年	同	英丁	五〇〇		四五八	同上
一九一一年	幣借款	英、米、獨、佛	四〇〇	五	四〇〇	同上

備考 一千万磅成立したるも未交付にして上記額を防疫費に借入る。

一九一二年	クリプス借款	英	五五、〇〇〇	五	五、〇〇〇	鹽稅
一九一二年	第一次瑞北洋借款獨		三〇〇	六	一、〇〇〇	關稅
備考	政治借款					
一九一二年	第二次同上	同	四五〇	六	四五〇	同
備考	同上					
一九一三年	第三次同上	同	三〇〇	六	三〇〇	同
備考	同上					
同	五國團借款 日、英、米、獨、佛	二、五、〇〇〇	五	二五、〇〇〇	鹽稅	
備考	同上					
同	第一次埃國借款	一一、〇〇〇	六	一六、〇〇〇		
備考	同上					
同	第二次同	二、〇〇〇	六	二、〇〇〇		
一九一四年	第三次同	五〇〇	六	五〇〇		
備考	民國政治借款					
同	中央公司借款	英	三七五	六	三七五	
備考	民國政治借款					
總計						

共斯る憂慮は支那を以て米國と相並び世界の二大天惠國となし、其の富力を無盡藏となす證の根柢に疑を抱きて初めて起るべきものにして若し人口四億を有し、面積四百三十万英方里を有する支那にして二十億や三十億の負債を支拂ふこと能はざる如き貧弱ならしめば、列國は何を好んで對支政策に腐心することあらん、殊に元資金の支拂は十年、二十年後の事に屬し其の間に必要に應じて適當の借り換へを實行すれば足り、時に金利の低きものに借換ふるの便も亦尠しとせず、之れ何れの中央政府も行ふ處にして支那に於て獨り之を懸念するの謂あるべからず、今日の支那が弱國の如く見ゆるは全く久しきに渡る惡政と資金缺乏の結果とに外ならず、惡政にして速かに清除せられ、資金にして充分に供給せらるゝを得ば、四百餘所の山河は生氣暢然、國力の充實日を期して待つべく、復た何分二十億、三十億の負債を憂へんや。

或は吾人を以て餘りに先途を樂觀するに過ぐるものとなす人あらんも支那の爲めに資金融通の途を阻害して何れの日、如何にして統一を全うし得べしとなすか、巨額の歐洲資本を輸入したる北米合衆國今日の富力は支那の爲めには好個の範たるべきを信じて疑はざるなり。

三、支那の借款と日本

支那の借款に對して第二に起るべき問題は是等必要の資金の調達を何れに求むべきやにあり、然れ共支那の現状は資金の供給を受くべき途の乏しきを憂へず、是れ支那に取りては最も多幸とする處にして時局發生以來著しく其の便益を減じたりと雖、尙ほ深く憂ふるに足らず、然れ共既に述べたる如く、列國の所謂政治的野心なるものは畢竟支那が永く統一を全うせざるに於て、禍をなすものなるを知らず、其の何れの國、何れの國民よりせらるゝを問はず之れを受くるに最も有利なる條件と之を用ふるに最も有効なる途とを講ずれば足る。

現今支那に對しては我國を初め列國中四國乃至五國の銀行之れが資金供給の任に當る、日本にして常に相當の餘裕を有する限りは貿易に於て、第一位を占め、居留民に於て第一位に居り、其の獨立維持に對して直接の利害關係を有する我國自ら供給の任に當ることを當然とし、且つ相互に利する處頗る大なるや言を俟たず、殊に世界戰亂勃發以來支那に對して放棄し得るものは我帝國及米國あるのみなるか、米國は時局發生の二三年後までは、盛んに支那に向つて經濟的畫策を怠らざりしものゝ如くに傳へられ、現に多少の發展の事實の認むべきものなきにしもあらざるも聯合諸國の爲めに財力援助を餘儀なくせられ、次で自らも大戰に参加して以來、著しく東邦經營の能力を減殺せられ、既に昨年アメリカン、インターナショナル、コーポレーションの代表者シムスケレー商會と支那との間に成立したる六百万弗の借款の如きも相當有利の條件を以て締結せられたるに拘らず、一部を割いて我が興業銀行の引受に譲るに至りしが如き、明かに聯合國援助の爲め財力に一大制限を受けたる結果なるに外ならず、從來我國の借款應募は兎角少額、小規模にして漫然唯だ利潤を得んとする舊式投資より一步をも脱し得ざることは吾人の頗る遺憾に堪へざる處にして、目下の支那に取りて少額の借款は燒石に水の譬へに漏れず、徒らに積弊を助長せしむるに終るべきを知らざる可らず、最近日本興業銀行法改正の結果、同行の發行する債券一億圓が主として支那の投資に使用せられんとすることは、頗る吾人の意を得たる處にして尙一般銀行業者に對し、今日支那に對する巨額の投資を望むは聊か事情の許さざるものあるべければ、民間企業家の中に有力なる會社を組織せしめ社債券の發行に依りて、資金運用の途を講ぜしむることは又當面の急務とすべきなり。

第四節 支那改革と金融機關

一、經濟組織の缺陷

支那は既に久しく經濟的革命的氣運に際會しながら其の經濟組織の依然として幼稚なる國內交通時代の舊態を脱し得ざるは即ち支那の開発が列國の爲め經濟的に分割せらるべき外觀を呈する所以にして之れ主として金融機關の發達頗る幼稚にして新式事業を妨ぐる事大なるによらずんばならず。

世の支那人を論ずるもの多くは彼等の富祐を言ひ、事業の有利なるものを見れば豊富なる資金の何れよりか來つて盡くる處を知らざるが如くに言ふも事實は全く之れに反し、彼等の間に大資本家を發見する事極めて困難にして其の廣大なる土地も、豪華に見ゆる邸宅も實は一見吾人の目に映する如き價值あるものにあらず、殊に所謂富豪の多くは官人にあらざれば、官人の子孫にして賄賂中飽を覓めて隱然たる勢力を有するに止まり、其の縉商と呼ばれる大商人の如き天津、漢口、上海等第一流の大都市に居住するものも尙ほ蓄ふる處は漸く數十萬圓なるを大なるものとし、廣く外國人と通商貿易に従事するものと雖、多くは小資本に過ぎず、支那の國民は勤儉節儉營々として業務に倦まず、孜孜として財蓄に勉むる風あれども、之れが利殖の途備はらず、此の種の零細なる國民的富を集めて有用の資金に供すべき機關に缺ぐることは大資本家大企業家の輩出せざる所以に外ならず。

二、支那人は株式組織をなす智識と技能に缺く

凡そ新たなる有利事業を經營する爲めには勢、其の組織を大資本金を有する株式會社となす事肝要なり、而も由來支那人の間に於て物的信用の聲價は人的信用に及ばずして事業に對する責任も德義上無限なるべしとの信念強く、事業を共同にする場合の如きも、僅かに近親知己互に少額の資本金を醸出して一種の組織若しくは合資組合組織の如きものを以てし、其の數も又數名に出でざるを常とす、されば廣く公衆より零細の資本を集めて大資本をなし、各自其の出資額を限りて責任を負

擔すと云ふ如き近世企業組織に關する觀念は多く彼等の解せざる處なるか爲め、却て之れを不信用のものとして株式の引受を厭ふの風あり、既に我が明治初年の頃に於て李鴻章、張之洞の官人が互に新事業の便利を認め招商局、中央電報局及機器局を初めとし、開平炭山、大冶、漢陽の鑛山、上海、武昌の織布、製麻事業等起したるは實に明治十年乃至二十年最後の事なりき、固より一般民人の株式に應ずるものは極めて稀れにして、多く官吏にあらずんば即ち大小官吏の強制的に應募せしめられたるものなりしが、爾來既に四十年の星霜を経て今に尙民間企業の勃興を見ざる所以のものは從來此の種の事業の經營に與ふるものが多く官吏若しくは官吏の古手にして内外需供界の大勢に通ぜず、文明機關の利用、工場整理の方法を辨知せずして只私腹を肥やす事のみに汲々たりし事大原因なるべきや勿論なりと雖、要路に在るもの常に事業企業形式に馳て、内金融機關の普及發達を計らざりし事の最も主要原因たるべきは疑ふ可らず、團匪の變後間もなく支那の全土に涉りて所謂利權回收熱の旺盛を極むるに至りし際、時の政府は商工業に關する歴代の政策を改めんと欲して、先づ臺灣に商部を設け、各種の法制を備へて只管新式企業の利債と産業の保護獎勵とに努むるや此の勢に促されて起れるもの清末數年間に其の數三百、資本一億五千萬圓に及びしか、固より少額云ふに足らざる如きも、流動資本に乏しき支那經濟界に於て近々數年間に斯の如き投資額を見たる事は異常の結果に外ならず、然るに是資本の固定に伴ふ、一般經濟的の沈滞は實に想像の外に出で、新興事業に比し、經營の困難に陥り、相次いで倒れ、遂に長江を中心とする一大恐慌が各省大小都邑を蔽ふて殆んど及ばざる處なきに至りたるが如き其の擧ぐべき原因は一二に止まらざるべきも、又等しく支那金融機關の不備に歸すべきもの多きは否むべからざる事實なり。

三、支那金融機關

支那の金融機關は今尚ほ多く個人的小資本のものゝみにして從來最も信用敦く、且つ廣く滿洲蒙古の邊土に至るまで多數の支店、出張所を有して殆んど支那金融界の實權を掌握するものと稱せらるゝ票號の如きも其の資本は僅々數万兩より大なるものも尙ほ四五十万兩に過ぎずして百万兩に及ぶは僅かに指を屈するに足らず、主なる業務は票即ち爲替にして、傍ら貸付金を取扱ふも、利得の多くは官の銀兩を無利息若しくは之れに等しき薄利の預金にて他に運用するにありと云ふ。支那金融界に於ける一大勢力と稱せらるゝものにして既に此の如し、普通商業銀行として主に貸付け預金を本業とする銀號錢莊業に至り、は規模の狭小殆ど云ふに足らず、今日尙ほ各地の大商店が多少資金の豐なると、諸地方に支店取引先き等を有する關係より金融界に頗る主要地位を占むると云ふが如き又以て其の一斑を察知するに足るべし、蓋し支那には沿岸大都市を除くの外まだ生産の爲めに信用制度の發達頗る幼稚にして行はるゝ處は對人信用に基く消費貸借に過ぎざれば金利の高きは驚くばかりにして日歩の十錢、十五錢なるは稀れと云ふべからず、されば事業資金融通の困難なる事洵に想像の外に出で、大企業の起らざるは怪しむに足らざるなり。

最近支那政府は四國銀行團との間に幣制改革を名とし、一部前渡金の協議を整へ、先づ主として之れが救済資金に充つる事となりしが、銀行團より調達を一任せられたる我國の手に前後二回に涉りて二千万圓の融通をなすに至れる事は、既に述べたる處の如し、元來紙幣整理と云ひ、幣制改革と云ひ徒らに全部の責任を支那の當局者に任じ、困窮せる彼等の一時的彌縫策に應じて姑見不徹底なる借款を而も更に値切り切り刻む様に爲して効果のあるべき謂れなし、殊に幣制改革は單に少額を以て達成し得べき手輕なる問題にあらず、或は改革の一時的形式は或は之を爲し得べけんも名實共に之を得ん之れを維持せんことの到底不可能なるべきは何人と雖承認せざるべからざる處にして宜しく我國自ら支那の爲めに計りて最も有利とする具體案を提出して之れが實行と並に實行に必要な借款とは全部我が責任を以て引受け更に積極的に經濟組織の根本

を改むるにあらずんば只ば過去の失敗を繰返つゝ支那をして徒らに積弊を重ねしむるに過ぎざるべきなり。

四、金融機關と外國銀行會社

現今支那の金融界に勢力を有するものは、多く外國銀行にして、英の香港上海銀行（滙豐銀行一八六四年創立拂込資本金千五百万兩、積立金三千三百万兩）佛の印度支那銀行（東方滙理銀行、一八七五年創立、總資本金四千八百万兩、拂込資本金千三百万兩、積立金四百万兩）獨の獨亞銀行（德華銀行、一八八九年創立、拂込資本金七百五十万兩、積立金未詳）露の露亞銀行（華俄銀行、一八九六年創立、拂込金四千五百萬留、積立金二千二百萬留）米の花旗銀行（一九〇二年創立、拂込資本金三百二十五萬弗、積立金三百三十五萬弗）白の支那白耳義銀行（華比銀行、總資本金五千万兩、拂込資本金三千万兩、積立金未詳）及び我正金銀行を始め各國の重なる銀行のみにて十四五を數へ、關係商店を合せて其の數五十に及ぶも總て外國貿易に關する沿岸都市の金融機關にあざれば、即ち利權投資の機關たるに止まり、廣く内地に涉る一般金融に關しては多く與らずと雖、近來外國銀行の豊富なる資本と、着實周到なる經營振りとは共に深く各地支那人の信頼する處となり、漸く其の利便を認めん之を利用するもの月を追ふて多からんとする傾向あるは、深く注目すべき點なりとす、今の所支那人には株式組織をなす信用と技量とを缺き、個人としても亦多額の資金融通をなすべき資本家なき以上、先づ外國銀行の力を借りて金融界の缺陷を補ひ、併せて支那金融機關の發達普及を計るの途に出づるの外なし。

五、我金融機關の活動

我國の金融状態は明治五年國立銀行條例發布以來著々として整頓し、擴大し、各種金融機關の普及發達を見、今や全國に

互る各種預金は既に五十億圓に及び、普及銀行預金を算するも三十億圓に上り、日支貿易亦年々異常の隆盛を示しつゝあるが、今日帝國經濟力の基礎ある發展は今後主として民間銀行の支那内地に於ける活躍に俟たざる可らず、既に、三井、三菱、住友の諸銀行が上海に支店を開設せる外、何れも長江各地、主要方面に擴張の計畫を進めんとし、最近既に住友銀行は一步を先んじて漢口に支店を開設するあり、恐らく遠からずして我民間一流銀行は支那の各方面重要都市に支店を置かずしては充分なる經營上の發展を見るべからざるに至るべきを信ず、今日は主に之れが途程の時代として最近専ら特種銀行の活動をみる、即ち正金銀行は其の本然の業務たる爲替取引及簡易金融の事に努むるの外、更らに列國銀行團に日本を代表して政治借款の引受けを擔當し、興業、臺灣、朝鮮の三銀行は共に實業投資及一般金融の衝に當る外、最近に日支兩國折半出資の下に工業銀行の成立を見たるあり、殊に南支より遠く南洋に及びて相當の成績を挙げつゝある臺灣銀行は曩に江西省南昌に取扱店を設け、其の結果良好なりしに依り今回更らに四川省重慶に代理店を設け、且つ湖南省長沙には同行と母子の關係を以て新に小規模の中日銀行(資本金百方圓)を開設し、朝鮮銀行は奉天、青島、鄭家屯に支店を設けたる外、近く天津、濟南外數ヶ所に向つて發展の計畫を進めんとしつゝあり、又在來の投資機關たる東亞興業、中日實業の兩會社は互に地方借款引受けに應じ、努めて無用の競争を避けんとす、更に北に於ては曩に東洋拓殖株式會社法を改正して之れをして滿蒙方面に於ける企業資金供給の任に當らしめたる外從來正金銀行の手に發行し來れる金券を朝鮮銀行に統一し、同銀行をして將來金券取引の大勢に應じて貨幣市場整備の責に任ぜざるの外銀券は滿洲幣制の事情に鑑みて然依正金銀行發行に任じ能く現狀に順應せしめて徐々貨幣市場の秩序を整へ、彼我貿易の伸張と兩國事業の經營に便せしめんとす、今後若し一般銀行屋の活躍にして吾人の期待を裏切らざるに於ては十年、二十年ならずして主要地方に於ける金融機關は大抵我手に收むる事を得べく日支兩國の金融界にして密接なるを致せば、幣制改革の如きは洵に一舉手一投足の勞ならんのみ。

第五節 支那參戰と關稅問題其他

一、關稅問題

支那が昨年獨逸に對して戰を宣すと共に聯合國に向つて國稅を現實五分に改正するの件と、團匪事件賠償金の支拂を五ヶ年延期するの件との承認を求め來れり。

支那關稅改正は數年以前よりの同盟にして我國一部の論者は對支貿易上重、大不利益とし我政府の之れに對し不同意を表現せんことを希望し、熱心に之を主張し居れりと雖支那としては洵に無理ならぬ希望にて支那の現狀に對しても少しく同情の目を以て見ることを要するのみならず、之れを大局より見て決して我貿易上の打擊とは言ふ可らず。

現行關稅率は五分強の各目を有しながら、事實は各國を平均して約三分五六厘に當るに過ぎず、今之れを現實五分とするに於て支那政府の利する處を見るに、世界戰亂勃發前に最も多額を得たる一九一三年度の關稅收入總額と開戰後最も少額なりし一九一五年度の關稅總收入額とを標準として推算するときは

年 度	關稅實收入	稅率五分とする場合の推算額	差引增加額
一九一三年	一九,九三八,八六〇	三六,二九,六〇〇	六,二八〇,七四〇
一九一九年	一四,三六七,二二一	一八,八九二,九八五	四,五二五,六七四
平 均			五,四〇三,二〇七

となり、即ち兩年度平均に於て五百四十万兩、我約七百餘万圓に近き增收となる之れに依りて支那政府は新たに五分利公債にして一億四千万圓、七分利として一億圓の應募力を加へ得べきが故に之を以て行政費を補ひ、若しくは鐵道建設工場を起

す時は、其の資金の過半は民間に散布し、従つて貿易を促進し、其の貿易の最大多額を有する日本は列國中最大利益を得ることとなり、少額の關稅率を増加せしめ貿易上多大の利益を得ることとなるべく、論者の如きは畢竟近眼者流の見ゆ、敢て此の一事に止まらず、我國の支那に對する根本政策として、苟くも日本の將來を害するものにあらざる限り、其の統一に必要な支那政府の施設に就ては、出來得るだけの好意を以て之れに助力し以て共同事業に轉るの覺悟と努力とを怠るべからず、關稅問題の如きも我より進んで應ずるの態度に出でたらんには、彼等の好感を得るによりて其の利する處も又大なるべきに嫌ながら列國との手前、應諾の止むなきに至れるかの如き状態は吾人の眞に遺憾とする處なり。

二、賠償金及び元利金支拂延期

支那の政府が負擔したる債務中最も巨額なるものは團匪賠償金にして元利支拂金額四千五百萬圓に上り、關稅負擔の債務中最も重要なものなれば、之れが五ヶ年間の支拂期が、財政上に及ぼす利益は決して少なしとせず、尙ほ獨逸兩國に對して右賠償金の支拂停止は勿論にして

- 一、日清戰後の結果我國に支拂ふべき賠償金の爲めに發したる第一回及第二回英獨公債中獨逸市場に於て發行したるもの、
 存額千五百七十七萬磅(利率四分五厘)に對するもの
- 二、第一次善後大借款の獨逸分擔額五百萬磅(利率五分)に對するもの
- 三、德華銀行、永和銀行、其他獨逸商社の財政部、陸軍部、及び海軍部の短期借款八百五十萬元に對するもの
- 四、第一次乃至第三次獨逸商社借款三百七十五萬磅(利率六分)に對するもの
- 五、鐵道借款に於ては津浦鐵道第一、第二借款中(英獨)德華銀行の引受けの五百五十萬磅(利率五分)湖廣鐵道借款(英、

獨、佛、米)中獨逸の百五十萬(利率五分)粵川漢鐵借款(同)同上百五十萬磅(同)及び、百鐵道借款の三百萬磅(利率五分五厘)に對するもの

等は總て支拂を停止し居れり、右の如く未だ元金の償還に至らずして現に支拂の必要にありしものは利子のみなるが爲め今直ちに受くべき利益はさして多からずと雖、支那財政の現狀に於て其の影響する處決して少なからざるべし。

第六節 鐵道問題並海上運輸機關

支那の統一を阻害する主要原因としては交通機關の不備を挙げざるべからず、交通機關を完備せしむる第一要義は陸に於て鐵道を建設するにあり、海に於て船舶を増加するにあり、鐵道の建設と船舶の増加とは之れを我對支貿易に見るも、支那自らの統一より云ふも、當面の緊要問題にして支那の將來は此の兩者に係りて存すると云ふも殆んど不可なし。

一、支那各港出入船舶

支那各港に出入する汽船の總噸數は英國の船籍を有するものを第一とし、日本の船籍に有するもの之れに亞ぎ、獨、佛、露の順位にあり。

年 度	支那出入船舶國旗別						
	英	日 鮮	支	獨	佛	露	米
一九〇年	二七、四九五	二九、三四三	三三、七七一	五、八四六	五、〇七一	一四七	五四九
一九〇八年	二八、四四五	三〇、七七五	三三、五三九	五、四九六	三、九〇一	一三九	六五三

一九〇九年	二七、六九九	三〇、八五二	三四、〇三八	五、八五四	五、一四一	一、二六七	八一五
一九一〇年	二八、〇〇〇	三一、二四七	三六、九〇九	五、三六一	三、七六六	二、五四一	一、二八六
一九一一年	二八、八八五	二一、五三九	三一、二五八	四、八四八	二、六〇二	二、三八八	一、三七五
一九一二年	三一、九〇九	二〇、〇九一	三一、六八二	四、八三六	一、八三六	三、九六四	一、六二三
一九一三年	三三、一八六	二二、七一六	三六、一三六	五、三八二	一、〇二〇	三、二六五	二、四五八
一九一四年	二二、七〇五	二二、一四三	四二、五八七	三、五九三	五一六	三、九八九	三、一一六
一九一五年	三三、三三九	二〇、一四一	四三、二八二	九七九	五三七	四、八七三	三、一八四
一九一六年	三四、一三一	二二、五九八	四五、五五二	一一五一	四〇九	三、七九〇	三、〇八一

歐洲戦亂は各國の海上輸送力に多大の打撃を與へたりと雖、尙ほ一〇年九千万噸に上り、内我船籍に在るものは二千三百萬噸を下らず加ふるに我海運界の發達は近年特に著しきものあれば將來其の支那海上運輸に關しては憂ふべきもの多大なりと云ふを得ざるべく、最も現時支那に取りての重大緊要事は實に海上の交通機關たる鐵道の建設にありと云はざる可らず

二、鐵道普及の急務

支那に於ける領土保全の目的は支那本土の保全にして塞外不毛の地は自ら本土に追従すべく暫く之れを別問題とす、支那本土の面積は約五〇〇英方里に上ると雖、其の領域は我が日本の如く狹長にして屈曲多からざるが故に若し國內縱横に鐵道を敷設せば全線完成の曉に於ては東西南北何れの場所と雖能く二晝夜にして達するを得べく、北京より廣東に行くも、上海より成都に赴くも尙我が青春を發して長崎へ赴くと異なるなし。

元來支那は交通懸絶の爲め各省各々言語を異にし、風俗習慣を異にし、従つて相互の事情の疎隔を來すことが統一の重大障礙にして匪族横行し、宛然一敵國をなし、各省も亦中央政府に對する微々たる不平不満より獨立を宣言する事は從來と雖屢々耳にしたる處なるが、電報戰にして互に虚勢を張るに過ぎず、鐵道にして相當の普及を見るに至らんか、此の種弊害の容易に除去さるべきは勿論、各地を連絡し、行路を短縮するの結果は軍隊の集散を便にし、其の行動を敏活ならしむるが故に少數の兵力を以て容易に國內の防備に任せしめ得べく、殊に各地に涉る警察行政を遺擲なからしめ、又從來の弊に絶へざる徵税を確實にし、國民の負擔を増加することなくして尙は能く今日に倍し、若くは三倍するの成績を收め得べし、更らに經濟上の効果に至りては富源到る處に開かれて原料品の供給を増し、運輸は完全且つ迅速になりて貨物の集散を盛ならしめ國民に新たる職業を生じて生活程度の向上を來らすに至る等殆ど支那の現狀が要求する總ての方面に向つて異常の効果を齎らすべきや言を俟たず。

元來鐵道の敷設は何れの國の資本を以てせらるゝことを問はず、何れの場合に於ても資本を持ち去らるゝものにあらずして假令敷布國は依て莫大の利益を得ることありとするも尙は支那其者の受くる利益に比すれば到底問題となるものにあらず其の投下資本に就て言ふも大部分は土地の買收費となり、勞銀となりて過半は支那の國民を養はずに至るものにして一部は材料の供給を利し一部は日用品を供給する國の商人を利するが故に自然我國の貿易上の及ぼす利益なしとせず、之れが完成の曉に於て利するものは列國中に恐らくは我國を第一に推すべし、由之觀是、支那の鐵道敷設に依り利するものは第一に支那及び支那人にして第二は日本及び日本人なりと云ふべし。

三、鐵道の現狀

改造の産業經濟誌

支那の鐵道には國有鐵道、民有鐵道の外、國際鐵道あり、合辦鐵道あり、官民共營鐵道あり、甚だ多岐に渉れるが、今企業組織別に依りて哩數及資本を大別すれば左の如し。

企業組織別哩數及資金(一九一六年調査單位哩)

企業組織	資金額(千圓)		
	既成哩	工事中哩	未着手哩
國有線(官款官辦)	五七六	一、七五八	一、四〇〇
借款官辦	二、九四〇	一、九五五	五、三八、五七〇
計	六、六七六	一、九五五	五、三五、四二〇
民有線(商款商辦)	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇
借款商辦	六五九	一、三〇〇	一、〇〇〇
計	一、六五九	一、三〇〇	一、〇〇〇
合辦線(官商合辦)	一、六五九	一、三〇〇	一、三九、九九八
內外合辦	五〇五	一、三〇〇	一、〇〇〇
計	五五	一、三〇〇	一、三九、九九八
國際線外國合辦	二、三六七	一、一六〇、八六〇	七、四八七
豫定線組織合辦	一五、八四七	一、一六〇、八六〇	七、四八七
總計	二六、一三〇	二、〇八五	一八、四四〇
外輕便(民有)	六、〇七七	一八、四四〇	一、四八二、三三五
總計	六、〇七七	二、〇八五	一九、〇二二

國有鐵道(一九一六年一月現在)

國有鐵道には官款官辦鐵道、借款官辦鐵道の二あり、前者は官金を以て敷設したる國有鐵道にして後者は外國資本によりて敷設したる國有鐵道なり。

一、官款官辦(金額單位千圓)

鐵道名	區間	自國出資	外國借款	資本總額	總哩
齊昂輕便	齊々哈爾、日本	二二〇	—	四〇〇	一八
京張鐵道	北京、張家口	九、〇八八	—	二、三六〇	一四一
張綏同道	張家口、綏遠城	一六、〇六〇	—	二〇、〇七六	二九七
永黃同道	北京、黃村	八九〇	—	一、一一二	二三
西陵同道	高碑庄、良谷庄	六〇〇	—	七五〇	二五
南京城內	南京、市内	三〇〇	—	三七五	八
萍涿鐵道	萍鄉、涿州	三、六〇〇	—	四、五〇〇	六四
合計		—	—	三八、五七二	五七六

二、借款官辦

鐵道名	區間	自國費	外國借款	資本總額	總哩
吉長鐵道	長春、吉林	三、一五〇	二、一五〇	五、三〇〇	七九
總計		—	—	—	—

鐵道名	區間	自國出資	外國借款	資本總額	總哩數
京奉鐵道	北京、奉天	二六、二八〇	二、三三二	四八、六六〇	五九二
京漢同道	北京、漢口	六、〇〇〇	五、六七〇	六四、二〇〇	七五六
正太同道	正定府、大原村	一、三六五	一、六〇〇	一七、〇七六	一五一
道清同道	道鎮、清化鎮	五五七	七〇〇	七、六九六	九三
津浦同道	天津、浦口	—	九、八〇〇	九八、〇〇〇	六五一
海蘭同道	海州、蘭州	—	二五〇、〇〇〇	九六、七五〇	一、〇三六
滬寧同道	吳淞口、南京	一、〇九四	二、九〇〇	三〇、三六七	二〇三
江西同道	南昌、九江	約二、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	七九
奧漢湘部	武昌、宜昌	—	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇六
九廣支那部	廣東、探州	—	一、八〇〇	一、八〇〇	八九
漢漢湖北部	廣水、荊州	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇六
廣重鐵道	廣東、重慶	—	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇
滬浦鐵道	上海、寧波	—	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八〇
合計		四九一、六四九	一、八〇〇	六、〇〇〇	—

民有鐵道

民有鐵道にも又商辦、借款商辦鐵道の別あり、前者は民間企業等の敷設經營にして利權回收熱の勃興以來各省に商辦

鐵道原公司なるものを生じて一時敷設は熱中したれども、其後餘り發達を見ず、後者は外國資本を借入れて敷設したる民間鐵道を云ふものにして近來之れを見ず、表面は商款を標榜するも其の内實に至つては借款に成るもの少なからざるが如し

一、借款商辦(金額單位千圓)

鐵道名	區間	自國出資	外國借款	資本總額	總哩數
溪城鐵道	本溪湖、城廠	—	—	—	—
房山同道	琉球河、房山	九〇〇	—	一、一二五	一一三
安陽同道	方河溝、豐鎮	六〇〇	—	七五〇	一一二
東莊同道	驛縣炭行臨城	—	—	—	三五四
大冶同道	興國州黃石口	六、〇〇〇	—	七、五〇〇	二〇
東部同道	宜章、三水	四四、〇〇〇	—	四四、〇〇〇	一六四
漳履同道	崇嶼漳州	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇	—
潮汕同道	汕頭、意溪	三、二二五	—	三、二二五	三〇
新興同道	新興、新會	—	—	—	二八
蕪黃同道	蕪湖、廣德州	三、七〇〇	—	三、七〇〇	五六
浙江同道	杭州、錦塘江	六、〇〇〇	—	七、五〇〇	九三
常玉同道	常山線、玉山線	一、八〇〇	—	一、八〇〇	一〇
總計		—	—	—	二七

改造の産業經濟誌

桂全鐵道	棟林、全州	六、〇〇〇		七、五〇〇	二四
合計				四〇、四八八	九三七
廣履鐵道	百臘履門	一、五〇〇		一五、〇〇〇	
廣漢鐵道	廣東、澳門	一、五〇〇		一五、〇〇〇	
滇百鐵道	雲南百色	三、〇〇〇		七〇	
合計				六三〇	
總計				二〇〇、四八八	

合辨鐵道

合辨鐵道にも亦官商合辨鐵道、及内外合辨鐵道等あり、現在に於ては何れも短距離小規模のものに過ぎず

- 一、官商合辨
- 二、内外合辨

清瀾鐵道 瀾口、黃基橋 五哩 五哩
 龍州鐵道龍州諒山 (支那出資) 三、二〇〇兩 (佛國出資) 二、七九〇兩 五〇哩 全線 五〇哩

國際鐵道 (外國所辦鐵道)

國際鐵道即ち外國所辦鐵道は資金敷設、經營共に外國人の手中に屬し所謂各國勢力範圍の色彩最も濃厚なるにあり、支那鐵道開業總哩の約四割を占む。

豫定線 (組織未定) (金額單位千圓)

鐵道名	區間	自國出資	外國出資	資金總額	總哩
甘河運炭	黑示根、甘河				四一
蘭海鐵道	馬家屯口、海倫	六、〇〇〇		七、五〇〇	一〇〇
對黑	對青山、愛渾				三五〇
錦兆	錦州、兆南				五六三
齊兆	チチハルク、兆角				一六〇
開海	開原、海龍城				一一〇
吉海	吉林、同上				二〇
四兆	四平街、兆南				二二〇
長兆	長春、兆南				一八〇
長然	兆南、熱河				四七〇
海吉	海林、吉林				二二九
吉會	吉林、海寧				二〇〇
東游	滿洲里	九〇〇、〇〇〇		九四五、〇〇〇	一、〇七〇

二五

改造の産業經濟誌

南滿洲同	長春、大連	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	六、九一〇
山東同	青島、濟南	五四,〇〇〇	二五,八二二	二八三
九廣英國部	潭川、九龍	六,〇〇〇	六,〇〇〇	三〇
真越鐵道	老開、雲南	一六五,五〇〇	六四,〇四八	二九三
合計			二、一六七、三六九	二、三五七
伊公鐵道	伊通州、公主嶺			三〇
巴達同	連山灣、巴林			一五〇
亦安同	赤峰、綏遠城			四一〇
京熱同	北京、熱河			一四〇
蒙古鐵道同	歸化、城恰克圖			一、〇一七
同上同	沖倫貝爾拜布多			一、九五七
同成同	大同、成都	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一、〇〇〇
新張同	西安、伊利圖			四、〇三〇
膠斤同	膠州、斤洲			一一五
濟順同	濟南府、順德	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇	二一〇
高韓同	高甯、韓莊			二一〇
川漢同	燕州、成都	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七二四
浦信同	烏衣英、信陽			三五四

輕便鐵道

一、國有鐵道 既設(金額單位千圓)

安正同	安寧府、正陽閣	八,〇〇〇	八,〇〇〇	一八〇
寧湖同	南原、長沙			七七四
瓜清同	瓜州、滿江浦			一三〇
野野同	沙市、興義			七六〇
宜化同	宣城、屯溪			一五一
真縮同	巴英、大理			三八四
真蜀同	西南、成都	二四五,〇〇〇	二四五,〇〇〇	四五〇
合計			一三、〇六五	

鐵道名	區間	自國出資	外國出資	資金總額	總哩數
南苑	永足、黑村	八九〇	八九〇		二三
八昂	齊々哈爾昂々				一四
大密溝	三、豫定線				二三
北苑	女兒河、大密溝				二七

一九一二年	海國鐵道	八、〇〇〇	九〇	五、〇	四、〇〇〇	白
一九一三年	真百鐵道	獨、一、五〇〇	—	五、九	三、〇〇〇	水和洋行
一九一三年	寧湖鐵道	英、一、一〇〇	—	—	八、〇〇〇	中英組合
一九一三年	廣夏鐵道	英、一、〇〇〇	—	七、〇	一、五〇〇	上海銀行
同	同成鐵道	白佛、一五、〇〇〇	九〇	五、〇	一〇、〇〇〇	白
一九一四年	濟順鐵道	三、五〇〇	—	—	三、五〇〇	獨逸
一九一四年	廣澳鐵道	英、一、五〇〇	—	七、〇	一、五〇〇	上海銀行
同	四鄭鐵道	日、一、五〇〇	—	五、〇	五〇〇	南滿鐵道

五、將來の建設費

右に掲ぐる如く支那の鐵道總哩數は豫定哩數を加へたる二万六千六百餘哩に對し實際竣工したるものは六千餘哩にして其の遅々として進まざるは資金調達の困難にありと雖支那自ら招ける處も亦少なしとせず、現在主要幹線に屬するものにして既に列國の利權となれるもの甚だ多く之等に對する資金調達は各國の掌中に在りて又如何ともすべからざる如きも實は既に起工年限の到達其の他の事由によりて中止、廢約消滅に歸したるもの多く、然らざるものは戰後遠からずして何等かの解決を見るに至るべく現在組織未定の主要線も優に一万哩に達せり。

從來開業總哩六千七百七十七哩にして工事中のもの二千八百五哩を加算するも尚ほ漸く八千哩に過ぎざる狀況にあるが故に未着中の一万八千哩は大體完成を必要とすべく差當り五千哩に着手する計畫を立てる事として從來支那に於ける建設費は一哩

平均八万八千二百二十五圓なるが故に之れを假りに十六萬圓に見て此の總本金五億圓後の一万三千哩に對して十三億及工事の二千八百五哩に對し尙ほ資本を要すべきものを一億圓と見て此の合計十九億圓となる、其計算にして略、信を置くに足るとせば從來の既設六千七百七十七哩に對する六十六億圓よりは尙ほ七億萬圓を減じ、略ぼ三倍に近き敷數を見るべし、之れを以て支那の政府の政治上及經濟上に差當り必要な鐵道の敷設を了するものと見做し、此の廣大なる鐵道及資本に對し日本が幾何の加入をなすの勇氣を有するやは頗る問題なりと雖、元來鐵道事業は經濟組織の一大動脈にして百般の産業之れが爲めに起り従ふて鐵道借款は其の敷設により増進する國富を以て返濟を期する事を得るものなるが故に之れを支那の爲めに計りて毫も憂ふ可きもなく、其の完成の一日も早きことを望まざるを得ず。

六、既設鐵道の産業に及ぼしたる影響

今試に支那重大國有鐵道竣工期は左の如し

線名	區間	起工	竣工
京奉線	北京、奉天	一九〇七年	一九〇五年
京漢線	北京、漢口	一九〇八年	同
滬寧線	上海、南京	一九〇三年	同
道清線	道口鎮、清化鎮	同	一九〇七年
正太線	正定府、大京府	同	同
卞洛線	河南、開封	一九〇四年	同
京張線	北京、張家口	一九〇五年	同

滬 楓 線	上海、楓徑	同	一九〇八年
廣 丸 線	廣東、九龍	一九〇七年	一九一一年
吉 長 線	吉林、長春	一九〇九年	一九一二年

右は其の一部に過ぎずと雖、大體支那の鐵道は一九〇七年則ち我が明治四十年前後に開通したるもの最も多く同鐵道の沿革と外國貿易の狀況とを對比せんに起工開始時代に入る約十年前に於ける一八八七年(我明治二十年)の輸出入額は一億八千八百萬圓にして一八九六年(明治二十五年)は三億三千四百萬圓此の一ヶ年間に増加額は千四百六十萬圓に過ぎざりしが、日清戰後、英、露、佛、獨の諸國が争つて鐵道利權熱に熱中するに至りてより外國貿易に著しく増加の傾向を追ひ來り、一八九七年(明治三十年)の三億六千六百萬圓に對し一九〇六年(明治三十九年)は六億四千七百萬圓に及び此の一ヶ年平均額は二千八百萬圓、更に翌千九百零七年(明治四十年)より一九一六年(大正五年)に至る十ヶ年間は年平均三千二百萬圓を増加して九億九千七百萬圓、則ち十億に達せり、今起着手時代に入りたる一八九七年以降に於ける各十ヶ年間に輸出入別に付きて見れば左の如し。

年 次		輸 入	輸 出	合 計
一八九七年		二〇二、八二八、六二五兩	一六三、五〇一、三五八兩	三六六、三二九、九八三兩
一九〇六年		四一〇、二七〇、〇八二	二三六、四五六、七三九	六四六、七二六、八二一
以上十ヶ年間一ヶ年家均増加額		二〇、七四四、一四六	七、二九五、五三八	二八、〇三九、六八四
一九〇七年		四一六、四〇一、三六九	二六四、三八〇、六九七	六八〇、七八二、〇六六
一九一六年		五一一、〇四五、四〇四	四八一、七九七、三六六	九九六、四二七、七七〇
以上十ヶ年間一ヶ年平均増加額		九、八六四、四〇四	二一、七四一、六六七	三一、六〇六、〇七一

第七節 日清貿易關係

一、貿易の概況

以上述ぶるが如く日支關係の徐々として開拓せられつゝある事實を最も具體的に立證するものは兩國の貿易關係なり、我が外貿易中逐年異常の進展を示せるものは對支貿易にして今や將に對米貿易を凌ぎて第一位を占むるに至らんとするの趨勢にあり、抑も過去に於て日支兩國の貿易に一新時期を畫したるものは云ふ迄もなく日清戰役にして開戰役前五ヶ年の平均輸出入額は僅かに一千七百四十萬圓を算するに過ぎざりしが戰後急激なる發展を遂げ、且つ從來我輸出額は輸入額の約半額にして年々稍輸出額に相當する丈の趨勢を示して全然其の位置を更ふるに至れり則ち左の如し。

年 次	輸 入	輸 出	合 計
自明治二十二年至同二十六年	五ヶ年平均額	六、一一四	一七、四〇五
自同二十七年至同三十一年	同	一六、四五九	二四、三二七
自同三十二年至同三十六年	同	四五、三七八	四〇、七八六
自同三十七年至同四十一年	同	八六、一一五	七九、七六八
自同四十二年至大正二年	同	一〇四、一五三	一四一、一一〇
大正二年		一五四、六六〇	一六二、八五一
同 三年		一六三、三七一	二一五、八八三
同 四年		一四一、一二三	二二〇、六七七
同 五年		一九二、七二三	二二六、九七一
同 五年 總 論		一〇八、六三九	三〇一、三五二

同 六年

二八九、一五七

一一二、六二〇

四〇一、七七七

三四

見る可し時局發生後如何に其の増進の度の顯著なるかを、實に右表に示す如く大正六年に於ける輸出入總計は四億に上り前年の三億に比し尙ほ三割三分強を増し、四らに戦前五ヶ年平均の一億六千三百万圓に比すれ更實に十四割強の増率を示す最近十數年來増進の著しき輸出貿易にして支那より輸入は近年に至る迄一高一低を免れざりしが最近三ヶ年に於ける増進の趨勢は頗る注目値す、即ち大正四年を戦前五ヶ年平均の五千九百万圓に比すれば約四割五分を増して八千六百万圓となり五年は更らに四割を増加して一億九百万圓を算し、六年は増進率低きも尙總額一億一圓に及べり、支那より輸入品は殆ど全部原料品にし圓年々之れが増加の傾向あることは我商工業界の發て上欣ぶべき現象なりと云ふ可し、而して我國の常に輸入を待たざる可らざる原料品中特に主要關係をにするものは鐵と棉花と羊毛にして今後之れが全部若しくは大部分を支那より仰ぐの道を講ずるは、我國民の重大なる責務の一なりと謂ふ可し。

二、棉花及羊毛の需給關係

我國の製鐵事業中主要なるものは八鐵製鐵所なるが、從來幾度か事の擴張を目論見られたるも收支の價はざる爲めに其の都度延期に延期を重ね従つて原礦採取の便も深其究めらるゝに至らず、民間製鐵所も又同様常に輸入に壓倒せられて營業の不振、經營の困難を訴へし、が時局發生以來何れも俄かに活氣を呈するに至れり、而して近年我が鐵の需要量は一年百万噸以上に上り、年々増加の傾向著しく、十數年毎に二倍若しくは二倍半に上らんとする趨勢を示し我製鐵調査會の調査に依れば、七年以降に於ける需要推算額は實に左查如き大數を示せり。

年次	鉄 鐵	鋼 鐵	合 計
大正七年	三六〇、九〇〇	一、一三三、〇〇〇	一、四七三、九〇〇
同 九年	四三〇、〇〇〇	一、二九五、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇
同 十年	五三三、八〇〇	一、五六八、〇〇〇	二、一〇一、八〇〇
同 十四年	六一七、五四〇	一、七八六、〇〇〇	二、四〇三、五四〇
同 十七年	七四三、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、八五五、〇〇〇

右は明治三十年以降大正二年に至る十三ヶ年の各年の需要増加率より推算したるものなり、然るに時局の一大發展に依り製鐵業の前途は頗る注目値するものあり、則ち官營製鐵所に向つては大正五年第三期擴張を斷行して前年の三十万噸計畫より一躍六十五万噸に擴張し、更らに六年に入り十二万噸を増加して七十二万噸となす計畫は兩院を通過したり、又民間製鐵業の勃興は更らに目覚ましきものあり、先づ釜石製鐵の半額二十万噸擴張と共に從來の日本の製鋼、輪西製鐵、日本鋼管及住友伸鋼の諸會社が盛んに規模を擴大するの外、近くは日本製鐵と東洋製鐵、川崎、岸本の諸工場、朝鮮、三菱の兼一、浦滿洲大倉の本溪湖、滿鐵の鞍山、安川の漢治鐵、古河の山東歷城等何れも盛んに其の製品を市場に出さんとす、而も其の原礦の大部分は何れも之れを支那に仰がんとす、然るに未だ支那の内地に大規模の製鐵所を興さんとすの計畫あるを耳にせざるは吾人の深く遺憾とする處なり、夫れ國防の安全を保つ上より見るも一々原礦其儘を日本に運ばんことは支那に一朝事あるの時、敵手に上海と長崎との連絡を絶たれんか重量容積に共大なる磁石を如何にして運搬し得ん故に若し一大製鐵所を設立し精製したる兵器、其他の鐵器も陸路朝鮮に運び更らに對島海峽を渡りて内地に搬入することとせば其の利や實に至大なるべし、之れ實に支那によりて敵に備へ朝鮮によりて國を守るものと云ふべく、誠に日支兩國共存の國是が當然要求する處

次に吾國に於て毎年需用する棉花は大約二億圓を下りしことなく、大正五年は一躍二億七千万圓となり、同六年は更に三億三千万圓により、而して之れが輸入先は第一位印度、第二位米國にして支那は第三位に在り、然れ共近年紡績事業の異常なる進歩と、交通機關の發達とにより支那に於ける棉花事業は非常に發達し今や其の生産地たる長江一帯の地域一は勿論地は直隸省山東河南より滿洲蒙古の一部に及び、更らに四川陝西山西の諸地方に至る迄非常に其の産額を増加し、世界に於ける一大産棉花地として其有利なる將來を示し來れり、されば尙後益々之れが栽培を獎勵し、又改良の方法を講ぜんには我需の大半は之れを支那に於て得るに至るべきや疑を容れざる處なりとす。

又棉花と並びて我輸入原料中の主要なるものは羊毛なり、近年世界各國を通じて毛織物及毛糸類の需要益々増加し従つて羊毛は棉花に次ぎて漸く世界的産物として重要視せらるゝに至りしが、爾て我羊毛輸入の状況を見るに日露役後急激に増加して年額一千万圓を算したるもの大正元年には一千六百万圓となり、同四年には倍額の三千四百万圓となり、更に六年には一躍五千万圓に進みたり、我邦に於ける飼養事業は植棉と異り、今後多少の獎勵の餘地なきにあらずと雖、尙ほ到底多大の期待を置く能はざるや明かにして、是れ亦た之れが採取を支那に求むるの外あらず、元來支那は往昔より綿羊を家畜として飼養し來りたる習慣ある故羊毛の産額は頗る豊富なるも、從來殆ど天然の儘にて改良毫も行はれず、爲めに品質良好ならざる憾あり、而も今後相當の改良を施せば濠洲毛に比して遜色なきものを得るに至るべしとは専門家の等しく唱ふる處にして近年我毛織技術の發達と共に漸く支那羊毛の需要を増加し、殊に世界大戰後は之の傾向特に著しきは事實に徴して明かなる處なり、されば、支那に於ける飼養事業は棉花の栽培と共に今後邦人の着目すべき大事業たるべく以て將來益々多大なるべき我が原料供給の途を遺憾ならしむべきなり。

第八節 結論

從來我國の對支政策は其の根底に於て確乎たる見解を有せざりし爲め、住々誤解を招きて兩國々交の阻隔を來たしたること幾回なりしかを知らず、されば是等政治上の誤解に基づける一切の關係は之れを經濟上より解決するの手段に出で誠意國民的提携の實を舉ぐるに努めざる可らず、彼の商工の實力によらず只一時の權勢を以てするが如きは決して永遠の策にあらず、試みに之れを朝鮮に見るも明治十七年より併合に至る迄の状況は政治上には多く失敗を重ねたるにも拘らず、内地と朝鮮各港に汽船を浮べ、土地を開拓し鑛山を採掘し、銀行業を營み民團を設立し、商業會議所或は小學校を起し、遂に十餘万人の人口を移殖して實力に於て他の列國に比類なき優勢なる經濟上の地位を占め以て併合の基礎を築成したるなり、要は形式的威力にあらずして實力に在り、朝鮮の併合は我國防上誠に止むなきに出でたる結果にして從來の朝鮮の獨立が幾度東亞の平和を擾亂せんとし、日本帝國の獨立を脅かしたるかは敢て贅説を要せざる處なり、吾人は朝鮮の併合を必要としたると同一理由を以て支那の獨立を欲し、領土保全を欲するものなることは既述したる處の如し、吾人の日支共同經營の必要を説く所以のものは畢竟兩國共存の實を全うせんことを冀ふが爲めのめ、豈亦た他意あらんや。

説者或は曰く、支那にして若し國立充實し眞に獨立を強固にするに至らば却つて我帝國の獨立を脅かし、遂には彼の爲めに併合せらるゝの運命を免れざるに至るべしと、然り、若し不幸にして我國民が説者の如き懦弱無氣力の者ならんには支那が其の獨立を全うする以前に早くも他の手に征服せられたるべく、何ぞ支那の獨立を待つ暇あらんや、斯くの如きは内に旺盛なる氣力の充實し、外に進取の精神鬱々たる我が大和民族に對しては毫も掛念を要せざる點なりと云はざる可らず、或は亦、支那の前途に對して憂懼を抱くものあり、曰く、支那の事は決して今日を以て明日を計る可らず、積弊の歸着する處

若し列強の手に領土の分割を策せられんか、又た然らずとするも、列國共同管理の下に置かるに至らんか、徒らに領土の保全を唱へ、日支親善を呼ぶも亦何等の効なからんと、然り吾人と雖も、支那の前途に對して多大の樂觀を抱くものにあらざる、樂觀すべからざるが故に領土の保全を希ひ、又能ふ限りの智力と財力とを傾注してこれが統一を計らんとするに外ならず、畢竟吾人が日支經濟的共同經營の要を力説するもの深く此に憂ふる處あるが故なり、希くは切に識者の考慮を煩はさん

第六章 滿洲及朝鮮の産業と經濟狀態

第一節 朝鮮の産業

一、農業

朝鮮は必ずしも肥沃豊饒の良土のみに非ずと雖も、古來よりの農業國にして、米麥を始め各種の穀類を産し、全人口の約八割は農民に屬するが故に、農産の豊凶は直ちに貿易の消長と相關し、穀價の騰落に因て市況に盛衰を見るは其の常態なり隨て農本主義の朝鮮に對し其富力を増進せんとせば、農業の改良と農産品に對する市場の開拓に俟たざるべからざるは多言を要せざる所なり、然るに鮮民の大多數は徒らに天恵に依頼し、又人力を以て改善を試むる事を爲さず、其の播種より收穫に至るまで、唯舊慣を遵守するのみにて毫も進歩の跡なかりしを以て、我が帝國の保護政治施行以來、各種の勸業機關を設けて鋭意農耕牧畜の改良を企圖し、更に併合後總督府の設置と共に、勸業諸機關の新設擴張を行ひ、一般農作の外蠶業棉作園藝、畜産等の方面に互りて指導獎勵に努むる所あり爾來施設の効果年と共に現はれ、耕地の擴張、農産品の増殖著しきを示せるのみならず、其價格亦比年向上の趨勢を辿り、半島の農業は今や革新の目的を達せんとするの域に進めり。

之を耕地に付て觀んか、明治四十二年末に於て其面積田七十八万一千町歩、畑百五十二万一千町歩、合計二百三十万二千町歩に過ぎざりしも、漸次荒蕪地及干涸地を開墾起耕したる爲め大正六年末に於ける耕地面積田百三十九万町歩、畑二百四十一万町歩、合計三百八十万町歩を示すに至り、其間合計に於て百五十町歩の増加を告げたるのみならず、之を全半島の總面積二千九十六万町歩に對する耕地の割合、明治四十二年末に於て一割五厘に過ぎざりしもの、大正六年末に至り一割七

改造の産業経済誌

分に増加したるを見るべし、是れ朝鮮に於ける一般農業の發達に伴ひ耕地の増加を促したるものに外ならず、而して右耕地中水田の畑に對する面積の割合を見るに、朝鮮に於ては其比一と一、七三に當り、之を内地に於ける一と〇九三との割合に對比し、朝鮮に於ける水田の畑に比し著しく寡少なるを見るべし、此の事實は一面朝鮮に於て水利灌溉の施設未だ發達せざることを示すものなると同時に、將來是等設備の擴張と未墾地の利用増進とに依り、水田の面積更に増加すべきは疑を容れざる所なり、新政施行以來、農業の改良漸次普及し、加ふるに近時農産物の價格異常の昂騰を來せし爲め農民の利益著しく増進して益々其自覺を促し、隨て各種農産物の生産高を増加し、其品質亦向上せり、今主要農産物に就き比年遞増の趨勢を表示すれば左の如し。

四〇

農産物收穫高

(一) 普通作物

年次	米 陸稻、水稻	麥 類	豆 類	粟
明治四十二年	七、四五七、九一六石	三、六四二、〇二三石	二、一四六、二二三〇	二、四六四、五八八石
明治四十三年	七、九一七、六二一	三、五四八、四四一	二、四七三、六七九	二、六四六、八七〇
明治四十四年	六、九七二、七二二	五、一五三、二〇七	二、八四四、一九六	二、九七七、七七二
大正元年	八、九八二、〇〇〇	五、五八〇、八四七	三、三四五、四七二	三、一一八、五一〇
大正二年	一〇、〇九〇、六四五	六、七五八、七九〇	三、二七二、一七一	三、七〇七、八三〇
大正三年	一一、一五九、〇八四	五、九九三、五四四	三、三〇五、八九九	三、二二二、四六四
大正四年	一一、三七三、九六二	六、六三四、〇七九	三、六二三、六〇四	三、四八一、〇七一

年次	神	黍	蜀黍	玉蜀黍
大正五年	一一、五三一、〇〇九	六、二五九、〇〇七	三、八八二、〇七三	三、七六三、八六一
大正六年	一五、一九九、二六五	六、六三三、九五二	三、九〇二、七七九	三、九九九、三五八
大正七年	一五、一九九、二六五	七、四三三、五五八	—	四、四五九、二九四
明治四十二年	五九七、九一四石	一〇六、六二九	二四四、三〇七石	三一四、九一三石
明治四十三年	七二四、九八一	九〇、〇三六	三〇一、一六六	三四八、四四三
明治四十四年	八一二、〇五一	一〇〇、三八〇	四八〇、六六五	三一一、五四
大正元年	八七九、六九八	一〇九、〇六一	四六七、六二〇	三五二、〇八九
大正二年	八四一、二四六	七三、一八六	四九九、九六六	三九三、一一五
大正三年	七三三、五二五	六八、七二一	四五八、一六三	三九七、〇三五
大正四年	七八二、六〇四	七二、〇八七	四九一、二四九	三九四、六二五
大正五年	八二〇、九八二	七四、九八五	五三三、五三〇	四五七、八七九
大正六年	七七五、二九五	七七、一三五	五七〇、九〇九	四五〇、八六八
大正七年	九三七、九一六	—	—	—

(二) 特用作物

年次	棉花	大麻	苧麻	烟草	荏	莞草
明治四十二年	一四、八二七、五〇六斤	一、一三三、八八〇貫	二八、〇六三貫	三、〇六九、七九三貫	三三、八九三石	—
明治四十三年	一一、四七三、一七〇	一、一九七、三二六	四三、八〇〇	二、三七八、八七二	三五、一一六	—
明治四十四年	—	—	—	—	—	—
大正元年	—	—	—	—	—	—
大正二年	—	—	—	—	—	—
大正三年	—	—	—	—	—	—
大正四年	—	—	—	—	—	—
大正五年	—	—	—	—	—	—
大正六年	—	—	—	—	—	—
大正七年	—	—	—	—	—	—

四一

明治四十四年	二二、七〇六、一六九	一、五九一、三一八	五九、三九五	二、八一六、一四一	五一、一八一
大正元年	三〇、二七九、三六五	一、八八一、一四一	八八、七九四	三、三七〇、五二五	五六、八四一
大正二年	三五、五四四、五九四	二、三三三、三三八	一〇一、三一一	三、七九二、九六〇	四八、六三二
大正三年	三六、一三三、五三〇	二、四二二、一四七	一一五、八四八	二、六三二、九六九	四六、五一七
大正四年	四五、四〇八、七〇八	二、四三〇、三五四	九九、一二六	三、六七五、一一八	五四、五六七
大正五年	四五、三三五、五〇五	二、五三五、七二二	八九、六八六	三、四八九、二九〇	五五、七〇三
大正六年	六九、七二四、一〇三	三、〇一四、九一五	八三、五一〇	三、七五九、九三四	五六、〇六五
大正七年	七二、二二七、五九九	三、八八四、二七〇			六五八、六六二

次に朝鮮に於ける山野は歴史の租政に依り逐年荒廢を加へ、國有林野中特別の保護員を置き伐採を禁じたる封山等の外は所謂公山と稱し人民の自由採樵を默認したりしが、李朝の末年に至り此の保護機關とも撤廢せられたる結果、濫伐盜採の弊一層甚だしく、僅に鴨綠江、豆滿江の沿岸、大同江、漢江等の上流地方に於て見るに足るべき林相を存するの外、至る所荒廢禿禿の慘狀を呈せり、元來國有、私有の區分不明なると、所有の觀念薄弱なるが爲め、勢ひ勞費を投じて植樹、造林を行ふが如き極めて少く、用材燃料等は凡て附近の國有林野より濫伐盜採してこれに充て、甚しきは樹根を掘採して製炭を爲すが如き状態となり、遂に容易に恢復すべからざる荒廢を招くに至り、其の結果水災、旱害を惹起し、國土の保安を害し延て産業の發達を碍け、其の災禍舉げて算ふべからず、之が復舊改善の策を講ずるは洵に焦眉の急務に屬せり、茲に於てか韓國政府は明治四十一年一月森林法を發布し又部分林に關する規則を定め、以て一般林野の保護整理及植林の獎勵を圖れり越て總督府設置以來、銳意國有林野の整理及一般人民の森林愛護の觀念を助長するに努め、極力殖林の獎勵を圖り、全土の

林野面積概略一千六百万町歩の中、私有林野を大約二百万町歩と見積り、其の殘餘の約一千四百萬町歩は悉く國有林野に屬するを以て、總督府は右國有林野の内、軍事上又は學術上存置を要する箇所、保安林又は之に準じて取扱を要する林野にして、國の經營に屬せしめざれば、充分に目的を達し難しと認むる箇所、封山其他特別の關係ありし箇所、一事業區として經營するに足る林野にして約二千町歩以上集團する箇所、是等林野の經營上附屬せしむるを便利なりと認むる箇所にして、永久國有として存置すべき豫定部分約六百万町歩を除き、殘地約八百万町歩の不要存林野は漸次私有に移すべき方針を立て、之が處分の方では從來禁養其他の緣故關係を有するものに優先權を與へ、又私有林野及緣故林野を合すも、一戸平均約二町歩に充たざる地元部落に對しては、緣故者を有せざる必要林野中より、其の不足分を部落林豫定地として保有し置き、此の面積を約四百七十萬町歩と豫定し、其の殘地面積約三百三十萬町歩は内鮮人其他何人をも問はず、一般殖林企業者に僅少なる料金を以て貸付若くは寄却することを以て得ることとし、明治四十四年六月制令第十號を以て森林令を發布し、同年九月一日より之を施行せり、今最近朝鮮に於ける林野概算面積を掲ぐれば左の如し。

道	林野面積		合計	全面積ニ對スル林野ノ割合
	成林地	雜樹叢生地		
京畿道	二二、二千町	四、二、千町	八、一、千町	七、一、五、千町
忠清北道	七、一	三、〇、八	一、五、四	五、三、三
忠清南道	九、二	一、八、八	一、八、九	四、六、九
全羅北道	二、三、三	二、四、七	四、一	五、三、一
全羅南道	一、八、四	五、九、〇	一、四、八	九、七、一
總計				四、二、

改造の産業經濟法

慶尚北道	一八四	七六五	三六八	三一七	六、九
慶尚南道	一八四	四八七	二一〇	八八一	七、〇
黃海道	一一一	七三七	一五七	一、〇〇五	六、三
平安南道	二二六	六三三	一三〇	九九九	六、五
平安北道	八七九	一、〇八五	四三一	三、三九五	八、〇
江原道	六六七	九六〇	二七八	一、九〇五	七、〇
咸鏡南道	一、四八一	五九二	四七一	二、五四四	八、一
咸鏡北道	八八一	二一四	四三三	一、六一八	八、二
總計	五、四八四	七、二二八	三、一八一	一五、八八三	七、三

二、水産及製鹽

朝鮮半島の海岸線は延長八千餘哩の長きを示し加ふるに地勢、氣候並流の關係上吉來魚介海産に富めるを以つて、夙に水産業の發達を見たりと雖も、舊韓國時代の漁業は頗る幼稚にして、併合前多少の改善を認められたるに拘はらず、尙ほ其の漁獲高は内鮮人を合して七百万圓を算せるに過ぎざりしが、其後政府の指導獎勵に基き、水産物の保護繁殖漸く行はれ且つ漁撈製造の方法亦幾段の進歩を告ぐるに及び、俄然として漁獲高を激増し、今や三千餘万圓の巨額を算するに至れり、元來朝鮮の水産界は鱈、石首魚、明太魚、鯖、鱈、太刀魚の如き回遊性魚より、鯛、鱧、鰻、目張魚、鮭、鮎、鱒又は海豚、烏賊、章魚、の類蝦、蟹の甲殻類、鮑、玉兆貝、貽貝、蛤の介類並に海藻類の石花菜、海蘂、和布、海苔に至るまで、

二百有餘種を産し實に自然の一大寶庫たり、今之を漁獲高に徴するに、明治四十二年に於て、鮮人三百六十九萬餘圓、内地人三百零七萬餘圓、計六百七十六萬餘圓なりしもの、大正七年には鮮人側一千四百七十一萬餘圓、内地人一千八百十九萬餘圓、合計三千二百九十一萬餘圓に達し、前後十箇年間に約五倍の激増を示せり、試みに之を魚市場に於ける集散狀況に觀るに、大正完年の市場賣上高二百十九萬餘圓の内、鮮内消費高二百五萬餘圓、移輸出高十三萬餘圓にして、之を大正六年の總賣上高二百九十七萬餘圓、鮮内消費二百二十六萬餘圓、移輸出七十一萬餘圓に比するに、六箇年間殆ど依然たるの狀勢を保持せるに反し水産製造物は、大正元年の内地人百四十八萬餘圓、鮮人三百一十一萬餘圓、合計四百六十九萬圓より大正六年の内地人六百七十一萬餘圓、朝鮮人六百五十三萬餘圓、計一千三百二十四萬餘圓に増加し、此間約三倍の躍進を示せり、従つて水産物製造品の移輸出高も、大正元年の百三十一萬圓より逐年増加し、大正七年には八百五十九萬圓の多き上り其間六倍五分の激増を告ぐるに至れり。朝鮮の製鹽業は、鮮内各種産業中最も囑望せらるゝものゝ一たり、元來朝鮮は其風土天日製鹽に好適せるのみならず、鹽田に利用し得べき幾多の干潟地を有するも、從來の製鹽は總て煮熬法に依りたる爲め、即ち粗雜なる装置を以て直接海水を煮熬するか、若くは一度鹽田に導水し、撒砂を通じて濃厚なる鹹水を得たる後煮熬するが故に勞力と燃料とを費すこと夥しく、徒らに生産費を高め、百斤當り平均一圓以上に及べり、而して一面支那天日鹽は其最高値と雖も尙ほ七十錢を出でず、甚しきは三十錢内外の廉價を以て供給せらるゝより、自然之に壓倒せられて漸次衰退し、鮮内消費年額約三億万斤乃至四億万斤の中僅かに三分の一弱を國內の生産に仰ぎ、大部分は前記支那鹽の輸入に俟つの有様に於て、國民經濟上の不利甚大なるものありたり、仍て明治四十年韓國政府は釜山附近の龍湖並に仁川附近の朱安に鹽業試驗場を設け、前者は日本式煎熬製鹽法を採用して専ら在來法改良の模範を示し、後者は曾て朝鮮に其例なき天日製鹽法を採用して其適否を試みたるに、其成績頗る良好なりし爲め、天日製鹽事業を擧げて官營となすの方針を定め、爾來繼續事業として

平安南道廣梁灘に鹽田を築造し、別に朱安面の鹽田を擴張して其竣成と共に採鹽作業を開始し、又實驗に徴して數次改良を加へたる結果、在來鹽に比して大に生産費を低減し得たるのみならず、其品質遙かに支那鹽を凌駕し、殆ど臺灣鹽と伯仲の間において、其の一等鹽の如きは煎蒸鹽に比して毫も遜色なく、化學的成分に於ても純良鹽分九〇%に達し、内地一等鹽に匹敵するの良品を産出するに至れり、斯の如く朝鮮の製鹽事業は、天日製鹽の成功に依り洋々たる前途を迎ふるに至りしとは云へ、尙ほ其産額は以て國內の需要を充すに足らず、依然支那鹽、關東州鹽及内地鹽を輸入して僅に需給の均衡を支持するの狀態にあり。更に前記廣梁灘並に朱安面に於ける製鹽高を見るに、天日製鹽に屬する生産鹽田面積は一千三十一町三反歩餘にして、最近七八千方斤を下らざるの生産額を有し、其他朱安面の煎蒸鹽田八町一反歩より九十六方斤乃至四十六方斤の歩鹽を擧ぐるに至りたるが、是等改良鹽の總生産額を以てするも、尙ほ輸入鹽の二億八千万斤に對し二分の一に充たざるの狀況なれば、今後更に鹽田を増築し事業の擴張を圖るに非れば、將來工業の發達及び人口の増加に伴ふ需要の増進に應ずる能はざるや明かなり、幸にして改良鹽近年の發展頗る顯著なるものあり、大正元年以降僅々七年間に五十以内外の増收を示しつゝあるを以て、鮮内の製鹽業者にして悉く腕を炫に採り、益々天日製鹽の改良發達に努力せば、今日に倍加するの生産額を得ること敢て難事にあらざるべく、一面歐洲戰亂の影響に依り獨逸鹽の輸入杜絶するや、露國沿海州方面に於て特に鹽分多量なる朝鮮天日製鹽の需要を喚起し、大正四年中約一千万斤供給の契約成立を告げ、廣梁灘鹽田の製鹽を輸出せる等、將來販路を海外に求むるの望あるを以て、天日製鹽事業は半島の開發上極めて重視せらるゝに至れり、而して大正六年中の改良鹽生産額は一等鹽二千三百三十八万三千餘斤、同一等鹽六千五百二十万三千餘斤、合計八千八百五十八万六千餘斤にして、翌七年の生産額は一等鹽二千六百五十万六千餘斤、二等鹽六千六百七十七万二千餘斤、合計七千七百七十九万九千餘斤を示せり。

三、鑛業

朝鮮に於ける鑛業の起原は遠く千有餘年前に在りて、其鑛産物亦金、銀、銅、鐵、石炭、黒鉛、重石、水鉛等多種に上り且つ未知數に屬する埋藏富源鮮からざるべしと雖も、近世に至る迄、操業幼稚資金貧弱にして開發頗る遅々たるを免れざりしのみならず、舊韓國政府の鑛業行政は、何等方針の一定せるものなく、官憲の都合を以て任意に許否を決し、而も其開採求に繼ぐに請求を以てするの陋習を絶たざりしが爲め、延て鑛業の發達を阻害せるもの極めて大なり、然るに明治三十九年七月伊藤統監の勅告に依り、始めて鑛業法及び砂鑛採取法を發布し、是が實施と共に内地人官吏を聘用して其局に膺らしめ積弊打破と鑛業獎勵に勵めたる結果、漸次内外資本家の注目を萃め、出願の激増と資金の流入に依り、半島の鑛業界に一新紀元を劃するに至れり。

其後該法令は併合當時引續き効力を認められたるも、時勢の進運に伴ひ之に根本的改正を加ふるの必要を生じ、大正四年十二月新に朝鮮鑛業令を制定し、次で同施行細則並に朝鮮鑛業登録規則を公布し、翌五年四月一日より實施せられたるが、之に依て鑛政の基礎確立を告ぐると共に、爾後外國人の鑛業權を取得するを禁止し、且つ舊法に規定なき新發見の重要鑛物は悉く同令に屬せしめ、又鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し、必要なる土地の使用收用に關しては土地收用令中の規定を準用するを得せしめ、以て益々鑛業權保護の實を擧げれば、出願者踵を接するの盛況を呈し、時恰も歐洲戰亂の影響に依り鑛産物の價格一時に激騰を告げ、鑛業熱勃發の勢抑止すべからざるものありし爲め、朝鮮鑛業界も端なく未曾有の活躍時代を迎へ、僅々兩三年間に驚くべき進展を示すに至れり、試に之を統計に徴するに、漸く秩序回復の緒に着ける明治四十三年中の鑛業及砂鑛業の出願件數は、内地人四百三十六件、朝鮮人五百六十件、外國人九十五件、計一千三十一

件にして、前年の約二倍に相當し、其内金銀鑛四百八十九件、砂金二百七十四件、黒鉛百二十九件、鐵鑛七十八件、石炭二十七件、を示し、鑛業令の周知せらるゝに隨ひ鮮人の出願數特に多きを致したるが、之を大正六年中の内地人四千九十一件、朝鮮人二千九十八件、計六千八百八十九件に比すれば、僅かに其六分の一に過ぎざるに徴するも此間如何に長足の進歩を示したるかを知らるべし。

四、工業

新朝鮮の經營は、山來原料生産の改良増進を企圖するに急にして、未だ工業的施設に充分の努力を試むるの遅なかりしと雖も、尙ほ此間日常生活に必要な諸工業を奨勵し、機業の巡回指導を行ひ、更に四十一年の韓國特許令、意匠令、商標令の發布並に四十二年の實用新案令の實施に依り、工業權保護の方針を明かにし、亞で四十四年總督府中央試驗場の設置と共に、各種の分析試驗應用化學試驗染織試驗鑛業試驗醸造試驗及衛生試験の開始あり、爾來工業行政の刷新と相俟て、多年の衰勢を挽回し、小規模なる家内工業より漸次工場組織に進み、手工業より機械工業に遷るの機運を迎へたるが、時恰も歐洲大戰の勃發に遭遇し、深刻なる時局の教訓に促がされ、有力なる内地資本家にして、半島の工業に投資するもの漸く多きを致すや、大小の新事業計畫々々出現し近く兩三年間に會社事業の新設擴張せられたるもの頗ぶる多く、製鐵、製紙、製糖、製粉、紡織、精穀、製革、製油、燐寸、硬質陶器、造船業に互りて、大規模なる生産工場各地に新設せらるゝに及び、工業界は爲に未會有の盛衰を呈し、殆んど舊態を一變するに至れり、試みに大正七年に於ける朝鮮内に本店を有する工業會社を見るに、社數六十六、此拂込資本金七百八十八万五千餘圓にして、前年同期に比し一躍十九社二百二十二万二千餘圓を増加せるが若し夫れ之に、加ふるに瓦斯電氣業の十四社、百三十七万餘圓を以てせんか、工業方面に活動せる會社總數八十社、拂込資

本額九百二十五万六千圓の多きに達すべし、而も大會社の多くは本店を朝鮮外に置くを以て、是等の社數及び拂込資本金を通算するに於ては八十餘社、四千數百万圓の巨額に上るものあり。

抑も朝鮮の工業は、往昔高麗時代に於て一時高度の發達を示したるは、建築並に工藝品に徴して明かなるに拘らず、其後時を経て次第に衰退し、近代に至ては幾かに幼稚なる機業、鑛業、醸造及び金屬品、高麗紙等に一片の面影を留むるのみにて、必需品と雖も尙外國製品の供給に俟つの姿なりしが是等工業的要素に缺如せるが故に非ずして、爲政者其道を愆れるに職由するものなり、然るに帝國の領有以來半島の包有する鑛産農産水産の資源開發に努力すると共に、巨額の資金を投下して是が利用を促進せる結果、勞働賃金の低廉なる朝鮮の工業界は自然活躍の氣勢を示し殊に金融機關の整備改善に依りて、著しく工業能力を増大するに至り、殖民地經營上一段の進境を見るに至れり。

第二節 滿洲の産業

一、農業

滿洲富源の隨一は實に其農業に在り、隨て滿洲農業の現在及び將來は、最も世人の注目する處たるに拘らず、未だ信憑するに足る。統計資料なく、從て之を的確に叙述するの極めて困難なるを感ずると雖も、力めて最後の調査に基き、自ら正鵠に近しと信ずるものを採て其大様を説明すれば左の如し。

先づ滿家に於ける面積耕地、人口を地方別に觀察すれば左の如し。

改造の産業經濟誌

滿蒙面積、人口、耕地、地方別

地方別	面積 (日本方里)	人口	耕地 (日本町歩)
關東	二一九	五八三、四五六	九〇、五〇〇
奉天	一四、〇二九	一一、六六九、三三二	三、五四四、七八〇
吉林	一六、〇七六	五、六二〇、〇三三	四、一四四、八〇〇
黑龍江省	三四、三七七	一、九九七、六二二	三、三八四、六二〇
東蒙四盟	二一、六八九	四、五三三、〇〇〇	九、六〇一、〇〇〇
哲里木盟 (内東三省區域)	一〇、五〇〇	二、六二二、〇〇〇	八、五一九、〇〇〇
內蒙烏達盟	七、七三〇	二、四九三、〇〇〇	六、八六一、〇〇〇
錫林郭勒盟	三、六四九	七、八三、〇〇〇	四、一三〇、〇〇〇
卓索圖盟	五、九〇〇	一、一一〇、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	一、六四〇	一、〇〇六、〇〇〇	六、六七、〇〇〇
備考	七、八、六六〇	二、九〇〇、三三三	一、三、九〇四、七〇〇

備考 哲里木盟の各欄括弧内の數字は東三省行政地域内に屬する分を示す、従つて本表各欄合計は此分を控除したるものなり。

即ち面積の最も大なるは黑龍江省にして、之に亞ぐは東蒙四盟、吉林省、奉天省、關東州の順位なるが、人口の多き點より云へば、奉天省第一位にして吉林省及東蒙四盟之に亞ぎ黑龍江省關東州を以て最も少しとするも、其密度に至ては關東州は平均値に五十八人に過ぎず、若し夫れ之を耕地面積の上より見んか、東蒙を以て最も大なりとし奉天、黑龍江、各省之に次ぎ關東州は僅に九万五千町歩を有するに過ぎず、而して之を大觀すれば一千三百九十万町歩の耕地面積は、朝鮮の二百九

十五万町歩に比して約五倍、日本内地の五百三十二万町歩に比して約三倍大の廣衰に相當す、以て生産力の豊富なるを推知し得べし。

更に東滿に於ける農産物の種類を擧ぐれば高粱、大豆、粟を其大宗とし、普通作物として玉蜀黍、稗、小麦、麥、燕麥、黍、小豆、陸稻を數へ、特用作物として胡麻、苧、綿麻、青麻、棉花、煙草、藍、甜菜等を栽培せり、而して之を地方別に大別して分布の状態を概観するに、南滿洲は百に對する作付割合、高粱三二、大豆三〇、粟二〇、雜穀一三、其他五にして、北滿洲は粟三〇、大豆二〇、小麦二〇、高粱其他二五、蔬菜、煙草、の五の比を示せり、然れども是れ極めて雜穀なる觀察なり、近時大豆、豆油、豆粕の海外輸出盛況を來せるに伴ひ南北共に大豆作の増加を促し、又南滿洲地方に於ける製造工業の勃興と共に各種特用作物の作付を増加しつゝあるは蓋し自然の推移と云ふべきか、今主要農作物の産額を地方別に表示すれば左の如し。

地方名	大豆	小豆	高粱	粟	玉蜀黍	小麦	大麥
關東	三、〇〇〇	二、五〇〇	六、七五	一〇、二五	三、六一、一〇〇	六、八八	二、五〇
奉天	一〇、五七、五七	七、九二〇	三、三、三三	三、三、三三	六、一九、〇〇〇	八、〇〇、〇〇	三、四、二四
吉林	六、八三、五〇〇	六、九、四〇〇	三、八七、八七	二、五三、五三	二、五三、五三	二、〇九、七九	七、三四、九五
黑龍江省	三、〇七、八〇〇	一、〇六、七五	五、五七、〇〇	九、五、八七	三、〇九、〇〇〇	三、〇九、〇〇〇	一、〇六、五五
東蒙四盟	一、五三、七〇〇	三、五、五〇〇	三、〇七、二〇〇	二、六七、〇〇〇	三、三、五〇〇	三、九、〇〇	四、七、〇〇〇
合計	三、三、五、七三	二、二、四、四四	四、四、九、四六	三、〇、七、〇七	一〇、三、〇、五〇	六、五、四、二六	九、一、四、七〇

一、鑛業

滿洲に於ける鑛物の極めて豊富にして、其分布の廣漠なるは何人も疑はざる處なりと雖も從來清朝發祥の地として萬事國粹保存の謬見を持し、鑛物の如きも地下に埋藏せるものは貯積に好都合なりとの解釋を下し、滿洲の鑛山採掘に極端なる制限を付し且つ探險家の踏査を禁じたる爲め、久しく世に顯れざりしのみならず、後年解禁となりたるも、尙ほ鑛業條例に依りて拘束し、容易に採鑛の途を與へざりし結果、今日と雖も鑛山、鑛脈、鑛量等の精確なる調査なく、僅に其一端を開發せられたるに過ぎざるを以て、其眞價に、關しては單に有望なる未知數なりと云ふの外なし、而して帝都の滿洲に於ける鑛山採掘權は日露講和條約の結果として露國が滿洲に於て有せし鐵道其他の權利を獲得したるに端を發し、亞で明治四十二年九月締結の日清協約に依り南滿洲鐵道會社の撫順、煙臺兩炭鑛坑、經營の權を確認せられ、之と同時に滿鐵沿線に於ける其他の鑛山採掘は日清合辦を以て經營すべきことを決定し、即ち日清合辦の本溪湖煤鐵公司の出現となり、更に大正四年締結の日清新條約に依りて別に九箇所の採掘權を獲得する等、南滿洲に於ける我が國勢の伸張と共に合併經營の可能性を増加して、邦人の採鑛事業は益々優勝の地位に立ち、未開富源の開拓は殆ど我が投資國內に屬するに至れり、試みに支那官憲の調査せる南滿の鑛山を見るに實に左の如き多數を示せり。

各種南滿洲鑛山一覽

地方別	種別	石炭	金(砂金共)	銀鑛	銅鑛	鐵鑛	鉛鑛	其他
奉天省		一五八	一八九	一六	二五	二一	五七	一四
吉林省		五五	四五	五	三	五	三	二

計 二二二 二三四 二二 二八 二六 六〇 一六
 即ち金鑛、石炭鑛最も多くして共に二百箇所以上を示し、鉛鑛六十箇所を以て之に亞ぎ、以下鐵鑛、銅鑛、銀鑛の順位にして、總數實に五百九十八箇所の多きに上り、之に北滿洲一圓の各種鑛山を加ふれば、其豊富なる鑛量は彼の偉大なる生産力を有する農産物と相並んで、滿蒙の一大利源たるは絮説を俟たずして明かなり。

三、關東鹽と鴨綠江材

關東州鹽の起原に關しては未だ明確なる史籍なきも、康熙以降にあるは疑なきものゝ如く一時非常の發達を遂げ、中途鹽政宜しきを得ざりしと戰爭の影響とに依りて衰退し、三十七八年戰役當時は本州鹽田中鏡子窩普蘭店を除くの外多く荒廢に歸し、就中五島地方の如きは最も慘狀を極め、僅に鹽田の形骸を留むるに過ぎざりしが、平和克復後關東半島の我が施政下に屬してより、邦人の企業勃興と相俟て從來の荒廢鹽田は數年ならずして改造せられ、爾來日支人の新田開設年と共に増加し大に其面目を改むるに至れり、之を統計に徴するに大正六年末現在の鹽田面積一千二百四十四萬餘坪、製鹽高四十四萬四千餘石、此價額七十四萬八千餘圓にして、之を明治四十四年末に比較するに七ヶ年間に於て鹽田は約三割の増加に過ぎざるも製鹽高は約十三割を激増し、價格も亦約十六割を急進するに至れり、關東鹽の主産地に鏡子窩及普蘭店にして、鹽田面積を地方別とすれば旅順約百六十五萬坪大連約十六萬坪、金州約一千六十五萬坪を有し、生産額も亦金州約三十四萬石旅順十萬石、大連約三十萬石の順位にあり、由來關東州鹽は天日製鹽法に依るも其の技拙甚だ幼稚なるが爲め、採鹽中浮泥を混入し又は貯藏後放棄の附着するものあり、且結晶過大にして外觀頗る粗雜なるの缺點ありと雖も、之を分析の成績に徴するに、純分に於て本邦内地の二等鹽と者伯仲するの間にありて、少しく採鹽に留意し且つ製造及貯藏法を改善するに至らんか、品質

色相共に優良なる食鹽を得ること疑なき處なり、現に旅順管内双島灣に於ける大日本鹽業株式會社經營の煉瓦床結晶池の生産鹽は、其色純白にして殆ど理想的のものなりと云ふ、斯の如く本州鹽は結晶大なると泥土附着せるが爲め不溶解分比較的多き缺點あるも、鹽化曹達分平均八九、五以上を有し、苦汁分少きを以て用途に依りては結晶及色相の如何に拘らず之を供用するに支障なし、即ち日本内地仕向の大部分は醬油釀造原料に消費せらるゝものなるも、近時魚類鹽蔵用として露領沿海州及南洋方面に輸出せらるゝもの、漸次多きを加ふるのみならず、朝鮮各地に於ける再製鹽業者は結晶の溶解迅速にして濾過作用容易なるの故を以て、關東州鹽を需要するもの多しと云ふ、之を著するに關東州の氣象及沿海の地質は天日製鹽に最適し、彼の朝鮮臺灣の製鹽地方及び内地十州地方に比するも、適に優越の地位に在るを以て、其の生産費は頗る低廉にして我百斤當り平時十錢内外を要するに過ぎず、加之沿海各地に於ふる干潟地にして將來鹽田開設の見込あるもの大約七千五百町歩に上るものあり、今後食鹽需要の増加及び工業鹽の用途擴大と共に益々有望の地位を占むべきは多言を要せずして明かなり。

鴨綠江材 滿洲は由來樹海と稱せられ往古大森林を有せしは事實にして、今日綏芬河森林、松花江上流森林、牡丹江森林、拉林河森林、呼蘭河森林、興安附近森林、圖們江森林、鴨綠江森林等枚舉に遑なき著名の大森林地帯あり、就中鴨綠江流域は其代表的森林にして、本流域にありては臨江縣帽兒山以東、渾河流域にありて通化以北を以て密生林地となす、而して此總面積九十万三千八百八十一坪に對し材積三億六千六百四十二万四千四百尺縮の巨額に達すと稱せらる、隨て産額は年々數百萬の多きに上り伐採期に於ける従業者は三万人を下らずと云ふ以て其盛況を推する足るものあり、其伐採したる木材は鴨綠江水運を利用して安東縣又は新義州に流筏し、同所に於ける官私製材工場に依りて製材せられ、又は原木の儘天津、山東、其他支那各地及日本、朝鮮方面に輸出せらるゝの現状にあり、惟ふに時局發生以來歐洲方面に於ける森林の荒廢、鐵鋼類の暴騰

に伴ふ木材需要の増加等木材界の前途を多望ならしつゝあるを以て、黃綠江の如きは蓋し益々活躍の域に入るものと云ふべし。

四、大豆、豆油、及豆粕

滿洲は世界に於ける大豆の主産地にし、今や滿洲産大豆は國際的商品として海外に廣大なる販路を有し、其輸出年額大豆四千三百九十万圓、豆粕六千九百八十六万七千圓、豆油四千二百九千九百圓通計一億五千五百八十七万圓（大正六年支那海關統計に依り換算）の鉅額を算す、隨て滿洲に於ける交通、金融其他經濟機關の活動は、一に大豆及其加工品たる豆粕、豆油（以下之を三品と稱す）の中心的勢力に左右せられ、豆作の豊凶、三品市場の盛衰は直接滿洲財界に一波一瀾を起伏せしむ、惟ふに滿洲貿易は殆ど農産貿易にして純農産物並に加工農産物を併せ、全貿易額の七割以上を占むる現状に照らし、特産三品の斯の如き勢力を包擁するは蓋し當然の徑路なるべく、滿洲の財界は乃ち大豆を生命として多くの商工業を附隨せしめ、其開發の進歩と共に益々活躍を示すに至るもの主として特産物の偉大なる生産力に歸せざるを得ず。

然れども滿洲大豆の斯く重要な地位に立てるは極めて最近の事に屬し、之を十年前の状態に比すれば眞に隔世の感あるなり、抑も滿洲に於ける大豆栽培の起原は今之を審にせずと雖も、久しきに亙りて單なる士民間の食料品となり、僅に自作自給の域にありしは疑なき事實なり、土民始めて胡麻及び麻子油の製法に倣ひ大豆を壓搾して豆油を得る事を知り之を食用、燈火用とし、豆粕を食用及び家畜の飼料とし、更に山東農民に依て肥料に供し得ることを發見したるは僅に七十餘年前なり爾來漸く需要の増加を見たるも其範圍は尙ほ支那の内地を出でざりしに、明治二十七八年戦役は滿洲大豆の發達に一新紀元を畫し、戦後大豆及豆粕の日本に輸入せらるゝもの逐年激増し、茲に初めて國際貿易品たるの地位を獲たるも、未だ日本以

外に販路を有せざりしのみならず豆油は依然として支那内地の供給に止まれり、然るに一九〇八年(明治四十一年)日露戦役の新經營時代に於て、三井物産會社の英國に對する滿洲大豆の試賣は非常の成功を收め、三品取引に第二の革命を興ふるに至れり、當時歐洲の需要は棉實及び亞麻仁の代用品たる範圍を脱せざりしに、其後大豆並に豆油の價值年と共に認識せられ、用途次第に擴大して食料品となり、工業用品となるに及び自ら代用たるの地位を脱して獨立の一大貿易品となり、更に近く世界戦亂の一大變局に際して豆油の新市場を米國に開き、終に現時の聲價を博して滿洲貿易の牛耳を握ざるの域に進めり。

滿洲大豆の生産額に就ては確的な統計の徴すべきものなく、所説區々にして多く信憑するに足るものなしと雖も、比較的正確と認むべき最近の調査に依れば大約二千五百萬石に上るものゝ如く、若し夫れ之に適度の肥料と勞力を加へ耕作の改良を施さんか、現在の耕地を以てするも優に二倍の増收を見るを得可し、況んや廣漠たる無限未墾地を開耕するに於てをや蓋し滿洲は氣候風土の點に於て良く本品の耕作に適するのみならず、其用途亦頗る廣汎にして今や世界的の大商品なること前述の如し、是を以て對外貿易額は年次増加し、大正六年の輸出額は大豆九百四十餘萬擔、一千八百餘萬兩(海關兩以下同)巨額を産し、最近五年間に於て數量三割五分、價額二割七分の増加を示せり、尙上記各品の輸出額は當該品支那總輸出額に對する九割、滿洲輸出貿易額に對する六割弱を占め、多く日本及び支那各地を始め香港、南洋、歐米方面に仕向けられたるものなり。

次に大豆加工品たる豆油並に豆粕の生産高を見るに、南滿地方は大連、營口、安東縣を始め夙に油房業の發達を示し、就中關東州は最も盛んにして、州内の油房業七十九の多きに上り、大正六年度中に於ける大連、金州、貔子窩、普蘭店各地の生産額豆粕二千二百一十二千七百十三枚、撒粕四千七十七萬八千斤、豆油一億六千七百七十二萬六千六百三十三斤(關東廳統計に

第十書)の多きに達したるが、之に州外瓦房店、遼陽、開原、四平街、公主嶺、安東各地の生産額、豆粕百四十二萬八千五百二十三枚、豆油八百四十一萬九千九百九十八斤(同上)を加算すれば、豆粕總生産額撒粕を除き二千三百四十四萬一千二百三十六枚、豆油同一億七千四百六十六萬三千三百三十一斤の巨額に達すべく、而も豆粕に對する約九割、豆油に對する約二割、四分大連に屬し、近時該品の對外輸出盛況と相俟て益々各地生産力の増大を促すに至りたり、又北滿に在りては容易に安價なる大豆を得らるゝと豆油、豆粕の販路亦南滿に比し特に不利なるの點を見ざるを以て、近時油房の勃興著しく、大正五年三月の調査に依れば哈爾濱のみにて尙十八戸を算するに至り、而も其の大部分は新式の機器油房に屬し、其製品は一部分同地方の需要に供せらるゝ外他は浦鹽經由敦賀、神戸、橫濱等に輸出せらるゝ然れども北滿大豆の品質南大豆に比して稍劣れるが爲め、價格は常に低位にありて、最近に至るまで専ら歐洲に仕向けられ、東清線を通じて浦鹽に出でたりしが、大正六年露國の崩潰と在に鐵道輸送殆ど不可能となるや、浦鹽經由貿易は俄然衰退し、輸出大豆の一大打擊となりたるも、漸次南下して我が南滿線に吸収せられ、爲めに大連貿易は空前の盛況を呈したりとは云へ、鐵道沿線の出貨益々増嵩して翌七年の如き終に未曾有の堆貨を見るに至れり、之に反し、南滿大豆は各地油房の需要増加の趨勢にあるが爲め、價格は概して高位を維持し、其加工品たる豆油は之を歐米に輸出し、豆粕は多く日本に仕向けられ、大豆としての輸出は大なる期待を有せざるが如きも、年々需要の増進に伴ひて産額亦増加し、鐵道沿線の出廻りは隨て激増を告ぐるの狀況にあり。

—(終)—

日本郵船會社

歐洲の戦亂は世界萬般の事情を全く交新し産業に經濟に一新紀元を劃したり而して各國共に邦家の安危之れに存するの故を以て世界に於ける實際に通じ其真相の知悉と大勢の順應に努めざるなし然りと雖も歐洲に於ける直接交戦各國は戦時中の疲弊未だ癒へず之れが回復の困難容易ならざるものあらん。獨り帝國は同じく宣戰の布告はしたれ直接戦禍を蒙る事の甚だ勤なく而も産業經濟界は俄かに股賑を極め對外貿易の如きは戦前僅かに十億圓内外なりしを大正七年には實に三十六億圓餘



社 近
長 平 廉 藤
氏

に上るの好況を呈しぬ。而して如此空前の本邦貿易も吾日本郵船ありて初めて千載一遇の好機を全うしたりと謂ふを得べし、茲に東洋海上の霸王たる同社の沿革及現狀を記して紹介せん。
沿革 同社は其創立明治十八年にして帝國政府の命に依り郵便汽船三菱會社と共同運輸會社とを合併創立し其十一月一日を以て開業せり當時の資本金は一千一百万圓にして所有船は汽船五十八艘を算せしも其總噸數六万八千七百餘噸に過ぎざるものあり。外に帆船十一艘總噸數四千七百餘噸を有せり而して航路は概ね内地沿岸に止まり海外線としては僅に

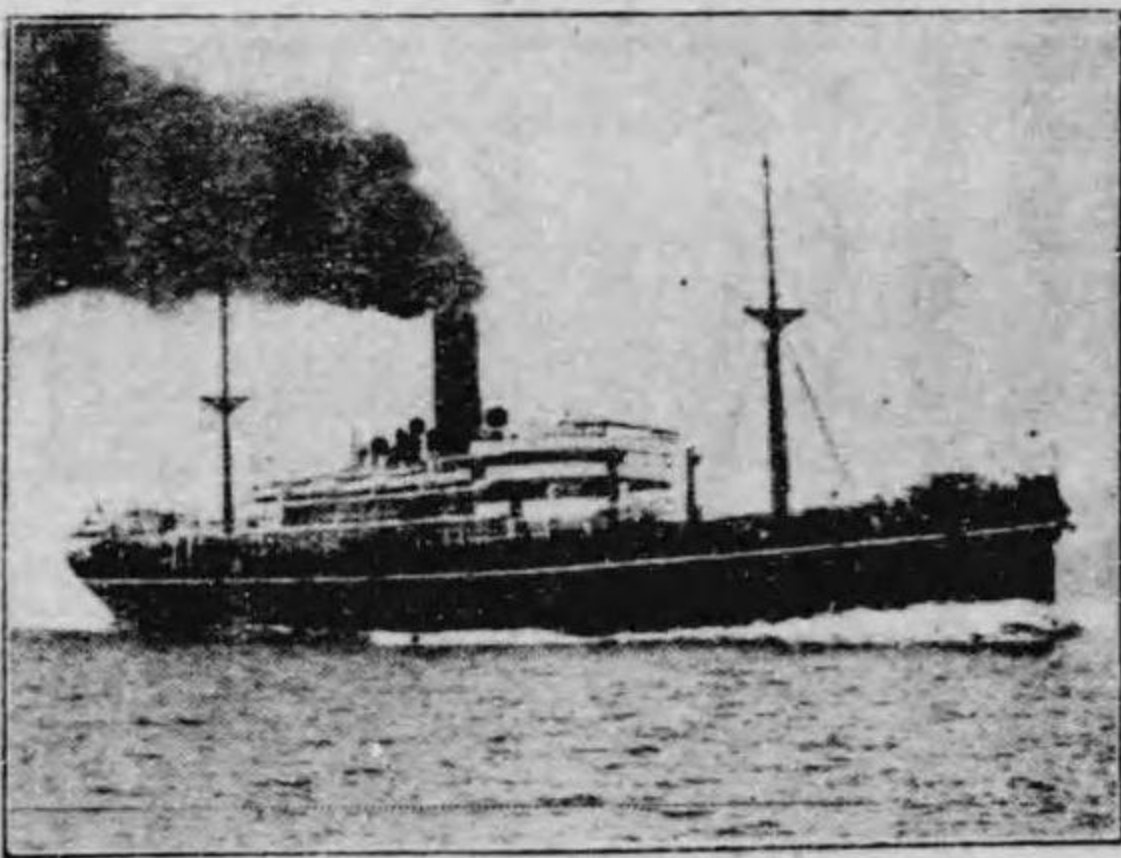
横濱上海間長崎浦潮斯德間及神戸仁川間の三線ありしのみなりき。
當時同會社は三菱共同兩社激争の後を承け船舶は修理急を要し業務疲憊の態あるを免れざるを以て銳意之が整理刷新に努め明治二十年十二月資本金を八百八十万圓に切下ぐることに改め以て基礎の鞏固を圖ると共に専ら力を船舶の改善に注げり。

創立後三四年は社業の整理に努め其間沿岸及近海に於ける必要航路の擴張は素より之を怠らざりしと雖も社業は仍ほ沿岸近海の外に出づる能はざりしが明治二十六年に至り初めて孟買航路を開くことを得たり。是れ同會社が本邦紡績業の發展に資せむ爲め有力なる諸外國線に對抗して奮勵之を開始したるものにして實に我國遠洋定期航路の嚆矢とす此年商法の規定に依る純然たる商會社の組織と爲し從來官選に依りたる役員を株主の選舉に依ることに改めたり翌明治二十七年日清戦役の起るや會社は所有船及數艘の貸下船を併せて軍事輸送に従ひ御用船の最も多きことは五十九艘十三萬餘噸を算し其運搬せし人員約五十二萬、馬匹約四萬餘以て會社創立當初の使命の一たる軍國に對する本分を盡すと共に帝國戰勝の餘榮を荷ふことを得たり。



相加 明治二十七八年戦役に於て國家軍事輸送機關の整備極めて急なるものあることを痛切に經驗し同時に輿論は戦後國運の發展に伴ひ海外航路の擴張一日も緩うすべからずと爲し或は建議となり或は決議として帝國議會の議に上ること再三、政府は明治二十九年を以て航海獎勵法を發布せらるるに至れり乃ち會社は奮然此の大任に當るに決し先づ資本金を二百萬圓に増加し堅牢巨大の新船十數艘を造り歐米濠三航路を開くの

計畫を立て二十九年三月歐洲航路を、同八月米國航路を、同十月濠洲航路を開始せり、同年十月孟買、濠洲の二航、先づ特定助成航路となり次て三十三年歐米兩航路も亦特定助成航路となれり、中孟買航路は三十九年四月に至り同社の自營と爲し他の三大航路は命令に多少の變更ありしも今仍ほ特定航路たり、其本邦貿易の發達に與て力あるは言を俟たず而して此等各航路の爲め同社が巨資を投じ構造配備せし船舶は一面に於て國家の爲めに常備せる軍事輸送機關に外ならずと云ふべし。明治三十三年北清事變に際し社船中二十三艘六萬六千餘噸を軍用に供したるが後三十七年日露戦役起るや其國家に取りて



日本郵船

危急存亡の大事たりしを以て同社は全力を擧げて軍國に盡せり、即ち三十八年平和克復に至る迄の間に同社船の軍役に服せるもの陸軍前後六十七艘二十七萬餘噸、海軍前後四十二艘十二萬餘噸にして主として軍隊及物資の輸送に従ひ其運搬せし人員約百二十萬、馬匹約十二萬、物資約百萬噸に達す而して同社が三大航路の爲めに設備せる船舶は當時海内無二の優秀船として常に輸送の中堅たりしのみならず日光丸、春日丸、熊野丸、八幡丸、備後丸、佐渡丸、信濃丸、等は帝國艦船の補充として假裝巡洋艦の任務に當り偉功を樹てたるは戦史に赫耀たる所なり。國難を経る毎に軍備充實と國富増進の急を感ずる事痛切なりしを以て同社に於ては戦後順次に賀茂丸型八千噸級六艘、香取丸型一萬噸級二艘、徳島丸型六千噸級貨物船二艘を新造し次て伏見丸型一萬二千噸級三艘、徳山丸型七千噸級貨物船六艘を新造し以て歐洲航路其他遠洋航路を整備し國運の躍進に副はむことを期せり、即ち歐洲航路に在ては命令定期船の外、別に自營臨時線を開き新造貨物船を使用し以て本邦の對歐貿易に便すると共に又本邦產品の印度及南洋方面に於ける販路開拓の必要上明治四十四年を以て甲谷陀航路を開き多大の犠牲を拂ふて之を支持せりと云ふ。大正三年歐洲大戰亂の勃發するや帝國も亦英國と共に聯合國に加はり獨逸に對して宣戰すると共に青島の攻略に従へり、此役に於て同社船の軍務に服せるもの前後二十九艘十一萬七千餘噸、外に帝國海軍の地中海方面出動に従屬せしもの若干あり、後西比利及北滿洲に出兵の事あるや同社船十一艘三萬九千噸を供用し又米國へ八艘重量噸約六萬噸を提供せり此大戰役は本邦の貿易に取りて千載一遇の好機にして戦前十億圓内外なりし貿易總額は大正七年には三十六億圓に上り就中輸出は五、六億圓臺より十九億圓に上るの盛況を呈せり、仍て同社は極力本邦出貨の便益を圖り戦時中新に航路を開くもの

十二、東航紐育線、南阿經由南米線坡西土線、地中海線及瓜哇、甲谷陀を中心として本邦北米を連絡する数線の如き其の重なるものとす、而して戦時の必要を充たす爲め大正四年中、七千噸級貨物船六艘並に三千噸級の汽船三艘を新造せり。
 大正四年九月恰も同會社存立時期三十年に滿つるを以て更に三十年を延長し明治十八年十月一日即ち創立の日より滿六十年と爲すと同時に資本金を金四千四百萬圓に増加せり。

戦後に於ける世界海運界は蓋し競争激甚なるものあるべく之に對し同社既得の地位勢力を保持し及大勢に順應して倍々利益を増進せむが爲には幾多の施設を要するものあり故に同社は同大正六年十一月を以て資本金を一億圓に増加せり、而して内外航路に取捨改善を加へ又優良船舶の新造に努め以て帝國海運の面目を一新せんことを期しつあり。左に同會社創立當初と最近の業務及資産状態を表示すれば左の如し。

	船舶總噸數	航海里數一期間	荷客運賃	資本金
十九年九月 一期末	六六、七一五噸	一、四〇九千哩	三、四九一	一一、〇〇〇千圓
廿八年九月 十期末	一〇一、三四三噸	*一、一三三	五、八六〇	八、八〇〇
卅八年九月 二十期末	二五〇、九〇五噸	*一、三三七	九、一五六	二二、〇〇〇
大正七年九月三十三期末	四四一、四八一噸	*四、八七五	一九五、六二六	一〇〇、〇〇〇

表中*印は戦役中御用船を除きたる計算なり

現状 更に翻つて同社の現状を見るに大正八年十月より同九年三月迄での即ち第三十五期前半年度の營業成績を記せば左の如し。航海汽船は其所有に係るもの九十九艘四十六万五千餘噸にして外に備船六十餘艘を使用し貨物二百四十二万四千餘噸、船客九万九千餘人を運搬し其航海里數は二百七十餘萬海里に達すと云ふ。而して此期間に於ける總收入は八千二百十六

萬餘圓なり。之れを前記即ち第三十四期後半年度と對照せんに前期は航海汽船中所有船は九十六艘四十三万九千餘噸にして外に備船五十餘艘を使用し、貨物二百六十万三千餘噸、船客十三万九千餘人を運搬し其航海里數は二百九十万四千餘海里にして之れが總收入は九千二百二十五萬餘圓なりとす。之れを今期に比すれば甚だ成績の良好なるものありと雖も要するに前期は貿易界の過渡期とも云ふべく、此期即第三十五上半期は戦後不況の初期にして貨物の移動復た前期の如くならず適外國船舶の復舊増配は愈運賃率を低落せしめ加ふるに對歐爲替の昂騰、東洋方面に於ける日貨排斥及歐米に於ける混業の續出等直接間接に影響する所甚大にして然も諸物價及勞銀昂騰の際に遭遇し事情寧ろ不得止にも拘はらず尙能く收支計算上相當の成績を擧ぐるを得たるは實に郵船の郵船たる所とす。又更に同社は既定の戦後造船計畫たる約五十萬噸中の一部署行として今期中重量一萬噸級貨物船四艘の新造を横濱船渠株式會社に、本年四月中秋田丸型一艘重量六千五百噸を浦賀船渠株式會社に注文し次で一萬噸級貨物船二艘を購入し更に歐洲航路用客船三艘、上海航路用高速客船二艘及樺太航路用客船一艘以上計十三艘約十一万五千噸の建造を注文中にして之れが落成も近きに在りと云へば出來の上は合計航海汽船百一十一艘となり之れに小蒸汽船四十六艘、發動汽船七艘、雜船百九十九艘を加へ從來の伏見及諏訪丸、鹿島及香取丸等と共に雄姿堂々各航路に海波を蹴るも遠からざるべし。而して同社經營の内外航路を掲ぐれば左の如し。

- (一) 歐洲線 (イ)命令線 逕信省命令航路にして使用船十一艘毎二週一回横濱、倫敦兩端より出帆。
- (ロ)臨時線 會社の自營航路にして使用船十餘艘毎月一回以上横濱出帆復航は當分紐育へ回航し巴奈馬經由歸航本航路には出荷の都合に依り時々馬耳塞行直航船を差立つることあり。此航路の使用船は大半七千噸級最新貨物船にして船客は搭載せず。
- (ハ)リヴァプール線 會社の自營航路にして使用船五艘乃至六艘毎月一回、本航路使用船は七千噸級最新貨物船にして船客を搭載せず。

(一) 紐育(東航)線 同社の自營航路にして使用船二艘約三箇月一回、日本、紐育兩端より出帆、本航路使用船は七千噸級最新貨物船にして船客を搭載せず。

(二) 米國線 (イ)命令線 逓信省命令航路にして使用船二艘六週一回香港、タコマ兩端より出帆。
(ロ)自營線 同社の自營航路にして使用船二艘平均六週一回香港、シヤトル兩端より出帆、右(イ)(ロ)兩線合せて約三週一回の航海となる、本航路使用船は孰れも一万噸以上の最新造大汽船にして各船々の設備最も完全せり而して本航路はシヤトルに於て大北鐵道、北太平洋鐵道及シカゴ、ミルウォーキー鐵道と連絡して互に「通し船客」及「通し貨物」の便を圖る、尙當分右四船の外六千噸級船二艘を神戸シヤトル間臨時船として使用する。本航路には右の外備船を以て臨時船を差立つることあり。

(四) 濠洲線 逓信省命令航路にして使用船三隻毎月一回横濱、メルボルン兩端より出帆す、本航路使用船は五千噸乃至八千噸級の優良船なり。尙次航路には別に臨時船を使用し新西蘭にも寄港せしむ。

(五) 南米線 同社の自營航路にして使用船三隻平均約三箇月一回、日本及ブエノス、アイレス兩端より出帆し、使用船は六千噸級貨物船にして南米行移民を搭載す。

(六) 日本瓜哇甲谷陀線 會社の自營航路にして使用船數隻毎月一回以上日本より出帆す。

(七) 甲谷陀紐育線 同社の自營航路にして使用船約九隻毎月平均一回甲谷陀紐育兩端より出帆す。

(八) 甲谷陀シヤトル線 同社の自營航路にして使用船數隻約三箇月一回甲谷陀より出帆の本航路使用船は何れも日本より出帆し日本、甲谷陀間は甲谷陀線に編入し復航は何れも神戸止めとす。

(九) 孟買線 自營航路にして使用船六隻毎月二週一回神戸孟買兩端より出帆本航路には臨時船數隻を使用す。

(一〇) 甲谷陀線 自營航路にして使用船數隻毎月二三回横濱、甲谷陀兩端より出帆す。

(一一) 甲谷陀南米線 自營航路にして使用船數隻隔月一回甲谷陀より出帆。

(一二) 神戸上海線 逓信省命令航路にして使用船四隻毎月二回神戸上海兩端より出帆す。

(一三) 横濱上海線 逓信省命令航路にして使用船三隻毎月二回横濱上海兩端より出帆。

(一四) 神戸北支那線 逓信省命令航路にして使用船四隻毎月二回四回神戸牛莊兩端より出帆、冬季牛莊天津結氷中は休航す。

(一五) 横濱北支那線 逓信省命令航路にして使用船三隻毎月一回横濱牛莊兩端より出帆。但冬季牛莊天津結氷中は秦皇島止めとし長崎にも寄航毎十日一回横濱秦皇島兩端より出帆。

(一六) 横濱名古屋上海線 同社の自營航路にして使用船一隻毎月一回若しくは二回横濱上海兩端より出帆す。

(一七) 大阪漢口線 自營航路、使用船一隻毎月一回又は二回大阪漢口兩端より出帆す。

(一八) 神戸浦潮斯德線 (當分休航)

(一九) 大阪天津線 自營航路、使用船一隻毎月二回大阪天津兩端より出帆但冬季天津結氷中は休航。

(二〇) 大阪青島線 自營航路にして使用船一隻毎月二回大阪青島兩端より出帆す。(但船腹一部陸軍供用)

(二一) 南洋線 海軍省との契約航路にして使用船二隻を就航せしむ。(但船腹一部海軍供用)

(二二) 基隆神戸線 臺灣總督府の命令航路にして使用船二隻毎月一週一回基隆神戸兩端より出帆す。

(二三) 横濱打狗線 同社の自營航路にして使用船二隻乃至四隻毎月二回横濱打狗兩端より出帆、内一隻は基隆神戸線命令航付屬船なりとす其他 東廻線 同社の自營航路にして使用船六隻内四隻毎月六回神戸小樽兩端より出帆、二隻は毎月四回横濱小樽兩端より出帆するものと逓信省の命令航路たる函館樺太線を初め、樺太廳命令航路の小樽樺太線、稚内大泊線。

北海道廳命令航路の函館網走千島線及小樽網走線等あり横濱小笠原島線は東京府廳命令航路にして毎月一回又は二回横濱出

帆船一個年十八航海をなす。同社は其本店を東京市麹町區有樂町一丁目一番地に置き支店を東京、大阪、横濱、神戸、門司、長崎函館、小樽、基隆、名古屋、上海、天津、香港、孟買、倫敦、甲谷陀、紐育、シヤトル、新嘉坡、等に置き出張所代理店は世界各國に至る所なし。今同社の役員を擧ぐれば男爵近藤廉平氏は専務取締役社長にして伊東米治郎、永富雄吉、藤島範平、島村淺太、中島滋太郎の五氏専務取締役役に永田仁助、湯川元臣の兩氏取締役たり而して監査役には山本直良、河村金五郎、島徳藏の三氏、加藤正義、男爵郷誠之助の二氏相談役に就任して何れも同社の爲めに努力しつゝあり因みに最近本社建築の議成り近く工事に着手すと。蓋し東洋海上の霸王吾郵船の前途や洋々たるものあるなり。

三井物産株式會社

歐亂勃發して我海外貿易は十億圓より一躍三十六億圓を突破するに至り斯界の前途益々多端ならんとして竊かに我貿易業者は時勢に順じ將來に備へんと或ひは組織を變更するあり、或ひは増資を計るあり。而して新たに事業を計畫して一攫千金流石貿易界も其の全盛は遂に大正七八年迄でに過ぎざりき。超へて九年講和は既に締結せられ内には金融の逼迫となり加ふるに貿易品の杜絶は忽ち不景氣來の呪ひとなり暗雲低迷して破産倒産種花一朝の夢覺め果て、昨の成金元の歩に歸るもの幾何ぞ。然り而して此の間に處し獨り巍然として泰山の安きに居り刻下に逼まる財界の不況も物の數かは愈々堅固なる基礎の下に營業方針を確實にし世界に活躍して他の追従を容さざるもの之れを吾が三井物産株式會社とす。

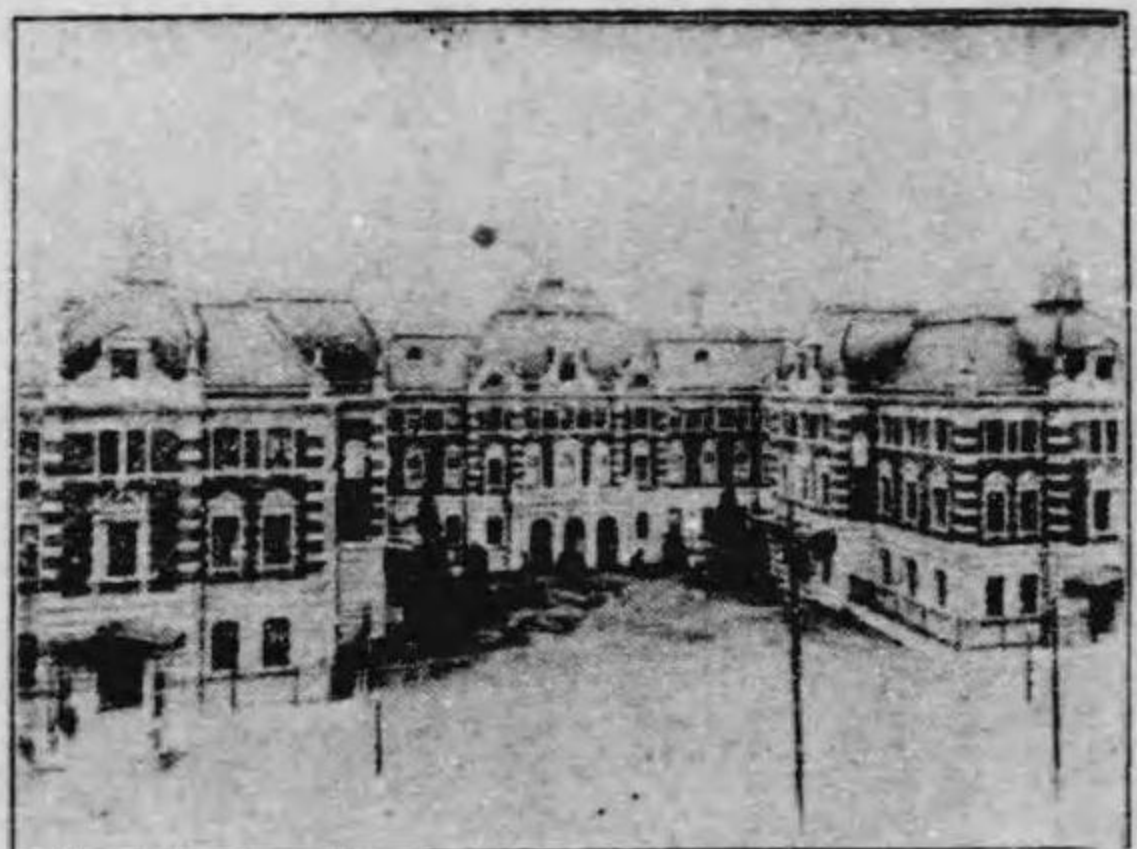
抑も本邦の海外貿易を語る者は先づ指を三井物産株式會社に屈せざるべからず。同社は三井家經營の諸事業中最大なるを以ての故なるのみならず其の營業取引上に關する方針の確實なると規模の大なるとは本邦斯界の中心動力として眞に世界市場に我國を代表して活躍せる機關なればなり。即ち其取扱に係る商賣の金額は我貿易總額の三分の一、十數億圓以上に達す

るを見て之れを知るを得べし。

同社は明治九年七月輸出入貿易を目的として創立せられ當時は合名會社の組織にして資本金一百万圓なりしが、日に業務の發展著しく營業科目も亦輸出入凡ての方面に亘り益々多きを加へ來りたるに至りたれば時勢に鑑みる所あり大いに組織を改めて株式會社となし其の資本金を二千万圓に増資したるは明治四十二年十月とす。爾來年と共に我貿易界は益々多端となり

歐洲の戰亂起つて其額從前の四倍に至らんとし同社の力に俟つもの大なる時期に相偶しければ茲に再び資本を増資して一億圓となし斯界に其覇を稱するに至りたるは實に大正七年二月なり。

同社營業の目的たるや直輸出入業並國際商賣なるは今更に言を俟たざれども本邦重要貿易品にして同社の取扱に屬せざるもの殆ど之れなき有様なり。今其の重なるものを擧ぐれば左の如し。石炭、生絲、絹織物、米、機械、金物、鐵道用品、砂糖、大豆、豆粕、各種農産物、木材、樟腦、油類、肥料、燐寸、毛並毛織物、セメント、麥粉、麻、硫黃、紙、皮革等にして其廣汎なる蓋し同社に非らざれば能くすべしにあらざるなり。同社は又海外各種製造家の代理店業務に従事せるのみならず自ら多數の汽船を所有し貨物運搬の用に供し且つ社有船以外に許多の定期又は臨時雇船を爲し運賃市場に最も重きを爲せり。殊に大正六年度には岡



三井物産株式會社

山縣下宇野灣内に造船所を新設し着々新造船に着手するあり又北海道に於ては新式の木挽工場を所有し専ら歐洲向き製材に従事する等而も是等は何れも獨立事業たるかの觀あるは如何に其計畫の大にして各方面共に想像以上に旺んたるを知るべし中にも滿蒙に於ける同社の事業は其絶大なる特筆すべきものなり。即ち綿絲布の如きは同地に於ける本邦製品は從來殆ど歐

米品に壓せられ如何とも成し難きものあり加ふるに日露戦後の財界恐慌の當時本邦紡績業者亦た其の餘波を蒙り製産過剰の苦境に陥るや同社は進んで之れが新販路の開拓に努力し滿洲市場に歐米品と對抗して激烈なる競争を續くる事數年遂に能く之れを驅逐して今日の盛況を見る寧ろ國家的事業とせざるべからず。次で滿洲産の大豆を萬難を排して歐洲に輸送するあり其他豆粕肥料の輸出、豆油輸出の革新等到底他の企及を容さざるものあり滿蒙産業の開發上一大貢獻者たらずんば非らざるなり。而して同社は其本店を東京市日本橋區駿河町一番地に設け支店出張所又は出張員を横濱、函館、小樽、室蘭、名古屋、大阪、神戸、門司、若松、唐津、長崎、三池、口ノ津、臺北、基隆、臺南、打狗、釜山、仁川、京城、安東縣、大連、牛莊、奉天、鐵嶺、長春、哈爾濱、浦蘆斯德、天津、青島、芝罘、漢口上海、福州、廈門、汕頭、香港、廣東、海防、西貢、馬尼刺、蘭賓、新嘉坡、スーラバヤ、バダビヤ、サマラン、盤谷、甲谷陀、孟買、古倫母、倫敦、里昂、馬耳泰、桑港、ポートランド、シヤトル、紐育ヴェノスアイレス、シドニー、メルボルン等に置き世界の市場に活躍しつゝあり。同社重役には代表取締役社長に三井養之助氏代表取締役役に三井源右衛門氏常務取締役には藤瀬政次郎、小田柿捨次郎の二氏取締役には安川雄之助、武村貞一郎、南條金雄、三井高精、福井菊三郎、小林正直、川村貞次郎の諸氏監査役には間島與喜、北村七郎の兩氏就任して愈々基礎の堅實を示せり。正に世界の貿易界は多端ならんとして而も我斯界は同社あるを以て大いに意を強うするに足るべし。

株式會社三井銀行

資本一億拂込六千万圓

大正七八年は一般經濟界の大發展に連れ資金移動の繁忙、取引單位の向上殆ど底止する所を知らざりき、去れば金融の衝

に當る銀行も亦従前通りの規模を以てしては到底此の大勢に適應し得可らざる事となりたるのみならず財界の前途益々多端ならんとし銀行業者の發奮活躍に待つもの頗る大なるものあるに至りたるが爲、一は將來の活動に資すべく各地銀行中増資を決定するもの甚だ尠からず、即ち横濱正金銀行を筆頭とし日本興業銀行臺灣銀行第一銀行等、其他三菱銀行が新たに株式組織の獨立銀行となるあり、尙シシゲート銀行團外の諸銀行中にも當時増資を實行せるもの踵を接するの状況にして銀行の増資は時代の必然的流行たるやの觀を呈したるが如き銀行増資の流行當時に在りて其の最も天下の耳目を聳

動せしめたるものは株式會社三井銀行が其の資本金二千万圓を一躍五倍の一億圓たらしめたる事即ち之れなり。



三井源右衛門氏

三井銀行は大正八年七月八日の株式總會に於て資本金を總額一億圓たらしむる件及び増資新株中の一部を廣く天下の希望者に頒つる件を決議し直に之が實行に着手したり、増資の理由は謂ふ迄もなく。(一)我商工業近年長足の進歩を來し將來益々發展せんとし隨つて之れが金融機關たる商業銀行の資力も亦之れに順應し多々益々辨するの準備なかるべからざる事。

(二)當時三井銀行の總預金は實に三億數千万圓の巨額に達し將來益々増加せんとするの形勢頗る顯著にして之れに對する責任準備の一たる資本金を従前通りの二千万圓に止め置くは最早到底過少の感なき能はざるのみならず結局預金者に對し十二分の安心を與ふる所以にあらざる事の二點に存し、又從來三井一家並に其の緣故者のみを以て組織し得たる同行が其増資に際し特に新株の一部を一般社會の有志希望者に頒つ事とせるは畢竟社會の進運に伴ひ且歐洲先進國銀行組織變遷の例に倣ひ株式の一部を公募に附して社會公衆と提携協力相共に益々其の事業の發達を期せんとするが爲に他ならず、兩者共一點の異議を挾む餘地だになき公明正大の理由に基けるものにして今我國に現存

する幾千の銀行中眞實一億圓の大資本を擁せる銀行は特殊銀行たる横濱正金銀行以外他に全く類例なき所なれど同銀行が一億圓に増資の旨を決定するや知るも只流石は三井銀行なりと感嘆するのみにして誰一人其の適不適を口にする者も見出す能はりしなり。之れ蓋し同銀行の實力を以てすれば一億圓の大増資も寧ろ尙其の不足を感ぜしむるの事實況く一般識者の熟知する所となり居たるが爲めに於て従つて同銀行が二百數十年來の傳統的習慣を打破して門戸開放の一大英斷に出で増加新株中の一部三十万株をプレミアヤム付にて一般公募に附する旨公表するや各方面の希望者蜂集開始の初日早々早くも満株に達するの盛況を示せり。世に同銀行の一億圓増資並に門戸開放の一大英斷を目して當時銀行増資中の白眉となす、又故なきに非ずと謂ふべし。

抑も三井銀行は其の起元を遡く二百四十年の昔延寶天和の間に發し舊幕時代屈指の金融業者として幕府並に武士町人各階級の金融に多大の便宜功勞を至せる由緒正しき歴史を有するも之等は事餘りに古りたれば多くを云はず。降つて維新意創の際金融疏通の目的を以て起れる爲替會社蹉跌して經濟界に大動搖を來し明治六年之を解散して國立銀行條令の發布を見るや時の大藏少輔澁澤氏の意趣を入れ小野組と共に率先第一國立銀行の設立に盡力して同年其の業務を開始し本邦金融史上の新紀元を劃せるが如き近世に於ける三井家の一大功勳として後世史家看過すべからざる點なるべし。斯くて第一國立銀行の設立を見るや三井家にては國力の進暢財界の發展に伴ひ從來の爲替營業を以て満足すべからずとなし新に時代の要求する金融機關を創設せんと欲し斷然舊來の組織を革めて天下の人材を招聘し明治九年七月一日三井銀行を設立するに至れり、之れ我國に於ける普通銀行の濫觴たると共に所謂銀行なる名に依りて新たに興れる同行の紀元なりとす。其後同行の業務は着々と進展し信用聲望早くも都下數十の同業者を壓して金融市場の中堅となり一般銀行業務の外公金取扱をも受命し官民各方面の諸事業に貢獻する一方、金融業務の發展向上に資せるの甚だ大なるものあり、就中明治二十三、四年の財界恐慌時代に際し各地金融業者の休業破綻續いて殆ど收拾す可らざる一大慘狀に陥らんとせる時に當り終始一貫克く大銀行たるの面目を

維持し毫も平時と異ならざる營業振りを示して斯界の動搖混亂を鎮靜せしめたる偉業の如き苟くも金融の事を口にする者の忘却す可らざる所なるべし。斯くて動搖時代漸く鎮靜に歸するや同行は深く眼前の實物教訓に鑑みる所あり故井上侯爵を最高顧問とし其推舉に依りて近世財界の奇傑たる中上川彦次郎氏を聘し、銳意内部の刷新改革を圖ると共に新人材を網羅し或は業務の擴張を企て、眞に文明的模範銀行たるの實を擧ぐるに至れり之所謂第一次の改革にして同行の基礎を確立し業務の進展ながら順風に帆を張るの概ありたり、然るに明治三十四年不幸にして専務理事中上川氏病を得て長逝せるが爲め新たに其後任として早川千吉郎氏を専務理事たらしめ早川氏又一意専心業務の發展と内部の整理統一とに努力し皆に中上川氏の先業を恥しめざりしのみならず更に隆々たる大發展を遂げ起えて明治四十二年十一月從來の合名會社を株式組織に改め資本金を一躍二千万圓の金額拂込濟みとなし同時に池田成彬米山梅吉兩氏を抜擢して常務取締役たらしめ其他要部に新進氣鋭の士を配置して理想的革新の實を擧ぐるに至れるもの之れ所謂第二次改革なりとす。而して同行最近の業績を見るに第二次改革に依り著しく其實力を増加し來ると共に其營業狀況も亦自ら面目一新の觀あり或ひは外國爲替事務の開始又は信託業務の擴張等一般銀行業務は勿論の事彼の桂内閣時代に於ける四分利公債の發行を始めとして再來政府公債の引受發行又は對外投資等海の内外に互れる國家的事業にも日夜不斷の努力を致せる結果各方面の信頼と共益々厚きを加へ來たり例へば明治四十二年末に於て八千六百萬圓なりし預金總額が第二十一上半年期即ち大正八年度には早やくも三億四千五百萬圓臺に躍進するなど過去十ヶ年間に確實に五倍の増加を示すに至りぬ、之れ同行が昨年度増資決行に際し其増加額を五倍の一億圓となせし根據たるべし。翻つて第二十二期即ち大正九年上半年に於ける成績を見るに資本金一億圓、拂込濟資本金六千万圓、法定準備金千九百八十万圓、別段積立金四百四十萬圓にして預金總額は四億二千餘萬圓に上り、此期純益金は七百六十餘萬圓を示す同行發展率の偉大にして活動振りの目覺し推して知るべきなり然も今後年々増進を來すべきは明らかなる事實にして實力の至大なる眞に發嘆に堪へざるなり。更に同行組織大要を擧ぐれば明治九年始めて三井銀行なる名稱の下に新組織

の營業を開始せる當時の資本金は二百萬圓にて之れを資本金一億圓拂込資本六千萬圓の巨資を擁し雄姿堂々海の内外に調歩せる現状に比較せば其差實堪も當ならざるの觀なき能はずと雖も其創業當時に於ける我國には單り二百五十萬圓の第一國立銀行を除き五十萬圓以上の資本金を有せる銀行は全くなく恰も特殊銀行たる横濱正金を除いては他に一行の克く比肩するものなき今日の現状と其趣殆ど相一致せるものありたり。夫れと同じく銀行内の組織も創業當時と今日とは勿論幾多の刷新改革を経來りて其外形こそ到底同日に論じ得べからざるものあれ、其内容に於ては意外にも相類似せる點少なからざるを覺ゆるなり。創立當時に於ける同行の職制は重なる番頭を以て出資者となすの外、銀行員を一等以下十五等に別ち一等より三等までは大元締、四等より七等までは名代席、八等より十五等までを平役と稱し最高幹部として三井八郎右衛門氏總長に三野村利左衛門氏副長の椅子に就き西村虎四郎氏出でて大阪支店長たりき。此職制は重役三野村氏の發案に係り本邦銀行界有力なる規模となれるものなり而して之を現行職制に對照せんに現在同行は其内部を分つて本部及び營業店の二とし本部は營業全部の策源地として所謂總司令部の地位に在り之れに參畫するものは各重役の外秘書、業務、調査、地所、外國の五課長並に検査役とす、次に營業店は本部の命令指示に従ひ直接營業の衝に當る所にして本店營業部並に各支店より成り座長の下に次長又は支店長代理並に計算、貸付、預金、出納、調査、庶務、外國の各係長を措き各局部の事務を總理統裁するの任に當らしむるの組織なり即ち今日の常務取締役は當時の一等大元締平取締役は二三等元締の格に當り今日本部の機密に參畫し得る各課長又は營業店長以下の各係長は其地位の高下に從ひ夫々當時の四等乃至七等の名代席に該當すべく其他の行員は當時の所謂平役たり。往昔の總長及び一等大元締に該當する現在の代表取締役を擧ぐれば左の如し。

取締役社長三井源右衛門氏常務取締役に池田成彬氏米山梅吉菊本直次郎間島弟彦の四氏取締役に三井守之助、福井朝三郎、原富太郎、岸本兼太郎、龜島廣吉の五氏監査役に金塚仙四郎、大橋新太郎、門野鍊八郎、杉山虎雄の四氏就任す。創業當初より頻りに天下の人材を招聘して或は組織の改善刷新に或は業務の擴張發展に寸刻の油断もなく始終一貫克く積極進取

の主義を以て勇往邁進して來れる四十有餘年の努力は自ら結晶して遂に現在の如く同行をして實力外觀相共に世界的大銀行たる偉大なる發展を遂けしむるに至り其の整々完備せる組織と生氣發洩たる營業振りとはい眞に斯業の最高龜鑑たらしむるに足ると雖も而も其内部には二百四十年來の由緒正しき歴史に依りて玉成せられたる奥床しき氣風の今尙炎々として躍動せるものあり。根柢の強大なる推して知るべきのみ同行の現在所有する支店及出張所を列記すれば左の如し。

深川支店。同箱崎出張所。小樽支店。名古屋支店。京都支店。大阪支店。同中島出張所。大阪西支店。大阪川口出張所。神戸支店。廣島支店。下關支店。若松支店。福岡支店。長崎支店。門司支店上海支店等なり。

三井礦山株式會社

戦後の財界は各國とも金融梗塞に伴ふ事業不振の悲境に在り今や此が挽回に産業復興の機運に向ひ徐々回復の曙光を認めんとするの時に當り突如英國炭坑罷業の勃發は此れが全く供給を受ける伊佛の影響大にして伊國の如き已に此れを支那と我に求めむとす斯くして文明の進歩は石炭の需要を大にして礦山業の前途多からんとす如是時に當り戦後の經營、好しきを得着々斯界に發展しつゝあるは我が三井家に於て同家が礦山事業に着手せしは明治十九年北海道岩登礦山を買収せしに始まり翌二十年神岡礦山を買収し漸次礦區を擴張して明治二十六年獨立せる三井礦山會社を設立せるものなり明治二十二年政府より彼の有名な三池炭礦拂下を受けし已來同社の面目一新し各礦山共新文明新新の利器を活用し一方從業者の愛撫は實に一家庭の親有り斯くて異體同心専ら能率増進に勉めしかば成績順に上り終に我國屈指の大礦山會社として斯界に雄飛せり設備の一斑として同社の現在所有礦山は(福岡)三池炭礦、田川炭礦本洞炭礦山野炭礦(北海道)岩登礦山砂川炭礦釧路炭礦登川炭礦(岐阜)神岡礦山(岡山)佐野礦山(樺太)川上炭礦(朝鮮)長津礦山金剛礦山。なりとす

代表的事業及人物

内地北海道樺太朝鮮各地に十數ヶ所鑛區總面積數億萬坪に達せり以て同會社の發展や他の豫想以上なるを知る可き也其の代表的三池鑛山を舉げんか吾人已に知らん三池炭山は本邦第一にして之れ同社が斯界に重きを成したる所謂なりとす鑛區は福岡縣三池郡及大牟田市より熊本縣玉名郡に跨り東西一里南北四里の幅員を占む同炭山の發見は遠く四百年の昔なるも明治六年官有となり面目を一新しく二十二年同社の所有に屬してより眞價を顯現するに至れり而して採掘上六坑に區別して何れも蒸電氣水壓を動力とする排水汽罐を内外に裝置し電車鐵道を以て三池港大牟田驛に運搬する等本邦鑛山界の一大偉觀たるなり。

此外同社は大規模の精鍊所を太牟田に新設し西村小治郎氏工場長として亞鉛製鍊に力を致し又別に染料工場所に工學博士中井四郎氏あり染料事業に手を染め著々其の成功を見る等以て同社經營の事業範圍の廣大なるやを知るべきなり。

如是同鑛山の今日隆盛を見しは其の功勞者多き中最も大なるは三井三郎助、團琢磨、山田直夫、牧田環、岡本貫一、山田文太郎植木平之允の諸氏なるべし三井氏は明治二十五年社長に擧げられ團琢磨氏は三池炭鑛經營の衝に當り九州炭鑛長として三井家所屬の各炭山を管理し兩山田牧田の諸氏及岡本氏は多年團琢磨氏を補佐し植木工學博士又三池港灣築港渠工場長として大工事を主管竣成せしめたる功勞者なり今同社の現在の幹部は社長代表三井元之助氏取締役代表三井壽太郎氏、常務取締役山田直夫氏同牧田環氏、同植木平之允氏、同山田文太郎氏、同岩田謙三郎氏同七海兵吉氏、取締役團琢磨氏、福井菊三郎氏、監査役三井高修氏、小野友次郎氏等にして大正八年其資本を一億圓に増資せり。

南滿洲鐵道株式會社

沿革

南滿洲鐵道株式會社は明治三十九年六月七日勅令に基づきて、創立せられたるものにして、同年七月設立委員八十名の任命あり、兒玉陸軍大將其の委員長を仰付けられたるが、間もなく棄去せらるに及び、寺内陸軍大臣其後を襲ひ、委員と共に



前記勅令及政府命令に遵ひ、會社設立に關する事務を處理し、同年八月十七日定款の認可を受け、九月十日より十月五日迄に第一回の株式募集を終り十一月一日に至り逡信大臣より會社設立の認可を得、同十二月七日設立の登記を了し野戰鐵道提理部其他より財産の引繼を受け、本社を東京に支社を大連に置き明治四十年四月一日より營業開始したるが後本社を大連に支社を東京に置く事となりたり同社の資本金二億圓にして之を株式一百万株に分ち、内一億圓は政府の出資に係り滿洲に於ける既成の鐵道及之に附屬せる一切の財産並に撫順、煙臺の炭坑を以て、之に充

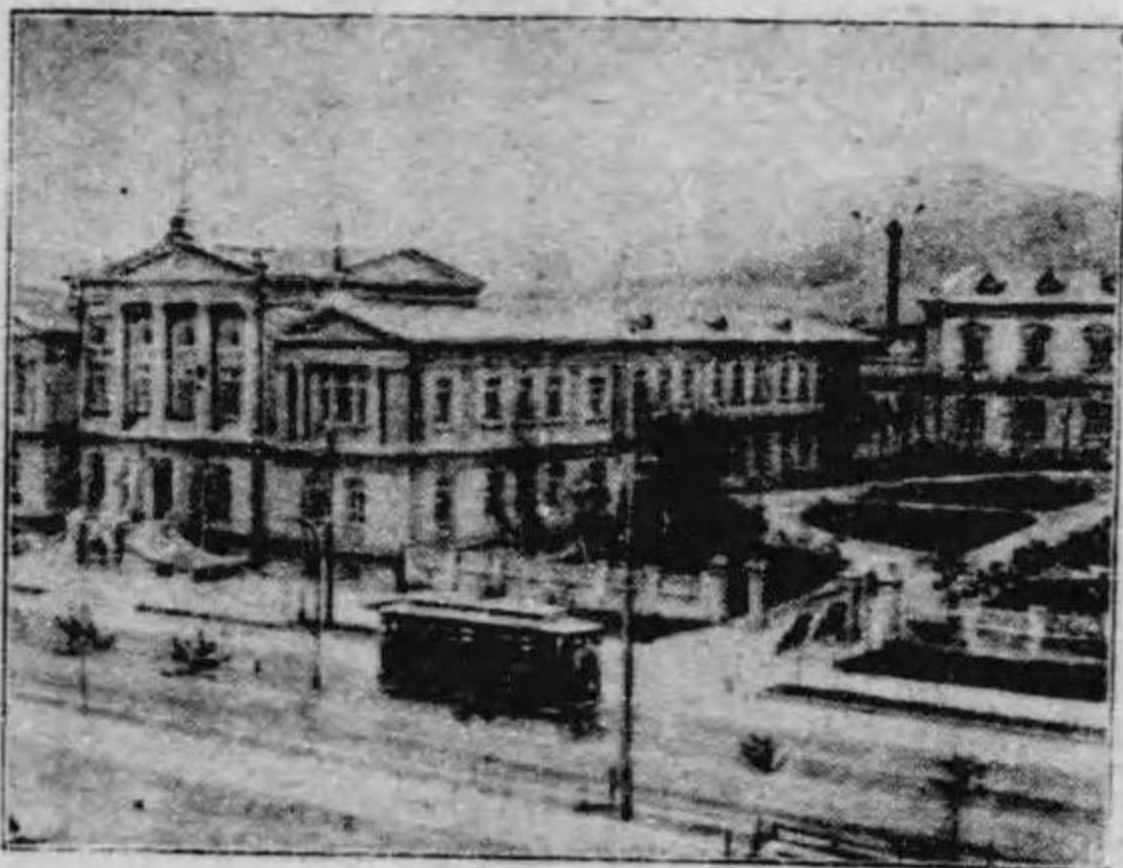
て殘額一億圓は之を日清兩國人より募集することとなり、而して明治三十九年第一回十萬株(二十萬圓)を募集してより大正六年九月に至るまでに前後二回に互り募集をなせり、之れより先き大正四年十二月定款を改正し一株の金額金百圓と定めた

第一回 二十萬圓 全部拂込済 二十萬圓

募集済株式

第二回	四千万圓	拂込済額	二千八百万圓
第三回	二千万圓	同	六百万圓
計	八千万圓	同	五千四百万圓

即ち拂込済の株式二千六百万圓と未募集株二十万株の二千八百万圓なりとす。



本社

ケ所に發電所を置いて電燈電力を供給し、大連及撫順に於ては電氣鐵道を經營し又瓦斯を製造して燈熱及動力の需要に供し大連埠頭にては着離船艀及貨物を取扱ひ、工場を沙河口に設けて車輛機械器具の製修を爲し傍ら社外注文品を引受け旅館を大連、星ヶ浦、旅順、奉天及長春に置き以て内外旅客の宿泊に便にし、附屬地の土地建物は之を一般公衆に貸付け、中央試驗所にては殖産工業並衛生上の試驗研究を兼ね廣く試験分析鑑定の依頼に應ずる等、各種の事業を經營し、其他公共的施設としては沿線鐵道附屬地權要の場所に市街を設定し道路の築造、水道の敷設、排水溝の設備を初め、公園、墓地等を設け、小學校及公學堂南滿中學校を置いて前者は日本人子弟を教育し、後者は支那人子弟の養成に力む、外に大連に中等教育程度の南滿洲工業學校を、奉天に專門學校程度の南滿醫學堂を設置し、又大連其他沿線主要各地に醫院を設け廣く公衆の治療を爲し其他諸般の衛生的施設及び消防等の各事業に努む、以上の各種事業は今日に至り施設完成し、且つ滿洲内地の開発に伴ふて、逐日好況に赴きつゝあるは同社として欣幸措く能はざる處なるべし、同社は又鐵道の附屬地に於ける日本人の子弟の爲に大正八年の四月より

奉天に中學校を設置するに至る。

鞍山製鐵所 同社の事業中特に一言するを要するは鞍山製鐵所にして、今より數年前同社の技師木戸忠太郎氏に依り發見せられたる鞍山站一帶の鐵礦は中日合辦振興無限公司の手に依りて採掘せらるゝこととなり、同社は其鑛石及石灰石を全然一手に買受くるの契約の下に立山驛附近に一大製鐵所を建設し、將來一ヶ年純鐵百萬噸(製品八十萬噸)を製出する計畫に基き大正六年度中用地約四百萬坪を買收し、差當り第一期計畫として鑛爐二基を建て鐵鑛年額十五萬噸及之れを原料として屑鋼等を補足し一ヶ年製品十五萬噸を得る様計畫し、大正六年度より工事に著手して、大正八年の春火入せり、今や廣漠たる、彼の一帶の地に煙突林立し、黒烟天に漲り東洋に於ける「ピツパーク」の現出されたる感あり。

附屬地 同社鐵道の各驛には同社が自由に施設をなし得る土地あり、之れを鐵道附屬地と稱す、其の廣さ各驛毎に異れども少きは二、三萬坪にして大なるは二百万坪にも達する處あり、同社は此の土地に市街を設計し學校病院を建て或は其他、各種の施設を爲し居れり、若し夫れ長春、奉天等の附屬地の整々たる街巷と堂々たる建築物を見るときは如何に大和民族が將來ある活動をなしつゝあるかを知るべきなり。

委任經營事業 朝鮮國有鐵道 大正六年七月帝國政府は朝鮮の國有鐵道を滿鐵會社に委託して經營せしむるの勅令を發布し、同社は之れによりて同年七月卅一日朝鮮總督と契約をなし諸般の引繼を了し、翌八月一日より同鐵道の經營及其附帶業務の取扱を開始したり、同社は右事務を處理せしむる爲め京城に京城管理局を置く、斯くて滿洲と朝鮮との鐵道は同一の手に依り經營せらるゝことになりたり。

支那國有吉長鐵道 從來同社と關係ありし吉長鐵道は大正四年五月締結せられたる日支新條約によりて同社と支那政府との交渉の結果、同社に於て大正七年一月一日より向ふ三十ヶ年支那國政府に代りて本鐵道の經營を引受くる事となり同社より代表者以下數十名を派遣して經營しつゝあり。

線路 本線は南は關東洲の一角大連驛より起り奉天省を縦貫して遼陽、奉天、鐵嶺、開原等の郡邑を過ぎ公主嶺に至り、此處に遼河、松花江流域の分水嶺を越え、進んで北吉林省の長春驛に達するものにして其の延長四百三十七哩六分あり、支線には旅順線(臭水子驛より三十一哩六分)營口線(大石橋驛より十三哩九分)撫順線(蘇家屯驛より三十哩九分)柳樹屯線(大房身驛より三哩六分)あり、外に炭坑専用鐵道として煙臺驛より摩厓山脚の坑口に達する約九哩の煙臺炭坑線あり、又長春驛より東折して陶家屯及石碑嶺の兩炭坑に通ずる約二十三哩の輕便鐵道線あり。以上の幹支線は日露戰役の結果、明治三十八年九月の所謂ポーツマス條約に依り我帝國に屬したる線路にて、もと露國東清鐵道南部線の一部なり、此の東清鐵道南部線は西曆一八九八年三月露國清國兩間に締結せられたる「パヴロフ」條約に據り急設せし鐵道にして、一九〇二年一月には幹支線ともに完工せしが、爾後多く軍事輸送に使用せられ、未だ十分に一般貨物を取扱の運びに立ち到らざりしにより、内外の貨主其の利便に浴する事能はざりき既にして日露の國交破れ兩國の軍隊交々鐵道を専用すること前後三年の久しきに及び次で帝國政府の露國より譲り受けたるものなり、明治三十九年の晩秋に至り、我野戰鐵道提理部所管の下に於て、從來の軍事輸送の傍ら公衆用として試みに客貨車を運轉し、初めて地方的交通機關となりたり、されど兵馬惶惶の際軌幅五呎の露國式鐵道を三呎六吋に狹縮せしめたる狹軌鐵道は、積載力甚だ乏しく、爲めに沿道の貨物に對し充分なる輸送を爲すこと能はざりしが、四十年四月同社に於て本鐵道を繼承するや、政府の命令に基づき急ぎ軌幅を擴めて四呎八吋半とし、翌四十二年六月を以て早くも全線廣軌車輛を運轉し、且同時に蘇家屯大連間二百三十八哩間を複線となし、四十二年十月全部の開通を見るに至り、沿道の地勢概して平易にして一の隧道なく、全線中の最急勾配は百分の一又曲線の最小半徑は十五釐なり、次に安奉線は日露戰役の初年八月軍需品輸送の爲め臨時鐵道大隊に依りて起工せられたる軍事専用の軌幅二呎六吋の輕便鐵道にして第一期工事安東、下馬塘間百十里は奉天會戰前に竣成し、第二期工事下馬塘、奉天間七十八哩は撤兵期四箇月前即ち明治三十八年十二月に完成す、全長百八十八哩にして當時線路は最小半徑三十米突の曲線を描きて紆餘曲折し列車は

最急勾配二十五分の一の急坂を上下し、就中、荒地嶺、黑坑嶺、分水嶺、福金嶺の如き、蜿蜒として山雲に没し、輕捷として懸崖を降るの狀、人をして覺えず肌粟せしむるものあるなり、咄嗟の間此の如き線路を建設せしは其功誠に偉なりと謂ふべし、されど延長百八十餘哩に亘る輕便鐵道は交通機關として遺憾の點甚だ多かりし故に同社は明治四十二年八月七日之が改築工事に着手し、四十四年十一月一日に至り全線廣軌車輛を通ずるに至り、同鐵道の通ずる所其境多くは峯巒東西に連亘して河流縱横に索廻せるを以て或は隧道を鑿つて險嶺を越え或は橋梁を架して川流を渉らざるを得ず、其工事の難世間稀に見る所にして、改築後線路の延長百七十哩八分全線中の最急勾配は八十分の一、又曲線の最小半徑は十五釐あり橋梁の總數二百五十箇所總延長二万二千七百五十四呎にして其最も長きものを本溪湖附近太子河橋梁の一千七百八十六呎とす、隧道の總數は二十四箇所總延長二万六千五百七十九呎あり、其最長を福金嶺隧道の四千八百八十四呎とし雞冠山隧道の三千二百五十四呎は之れに次ぐ。

安奉線と本線との聯絡は從來種々の行懸り上現在の如き線路を探りたるものなるが運轉上其他不便多かりし故同社にては大正六年中支那側と圓滿なる協定を遂げ現在の安東線なる陳相屯驛より眞直に本線の蘇家屯驛に接續する事とし既に用地の買収を了し大正八年度より工事を始めたれば聯絡上多大の利便あらん。

車輛 車輛は主として米國式に期り内外著名の會社に注文し或は同社工場に於て製作す、大正六年三月末に於ける車輛數を擧ぐれば、機關車二七〇輛、貨車三四三三輛、客車三三三輛なり、客車乘載定員は百廿二人を最多とし十八人を最少とし貨車は積載量三十噸と五十噸とあり。

他線との連絡 同社線は大連港を控へて神戸、門司、仁川、上海諸港に連絡あり、奉天驛に於ては京奉線に由りて天津、北京に到り更に南清地方に達すべく、長春驛に於ては東吉長鐵道に由りて吉林に至り、北は東清鐵道に由りて哈爾濱に達し、東すれば浦港に、西すれば後貝加爾、西比利亞諸鐵道を経て歐露に達すべく、又安奉線を経るときは朝鮮を貫きて釜山に達

し海峡連絡船に乗じて母國に通ずる誠に世界交通の樞軸と云ふべきなり、尙四平街鄭家屯間約五十哩の四鄭鐵道も大正七年一月既に營業を開始し、蒙古方面の開発に資する處あり、是を以て同會社は夙に此等關係諸鐵道及汽船會社と協定し、其連絡時刻は因より各重要驛港間に相互連絡券を發賣して旅客手小荷物連帶運輸の便を講じ居る事なれば旅客は船車乗換毎に切符を購入し若くは手荷物を預け換ふるの煩なくして萬里の驛程に上るを得べし、次に同社の重役は大正八年四月十三日を以て工學博士野村龍太郎氏は社長に中西清一氏は副社長に孰れも勅令により就任したり現在の役員を明記せんに左の如し。

- | | | | |
|-----|-------------|----|------------|
| 社長 | 工學博士野村 龍太郎氏 | 理事 | 工學博士島安 次郎氏 |
| 副社長 | 中西 清一氏 | 理事 | 中川 健藏氏 |
| 理事 | 川上 俊彦氏 | 監事 | 河上 謹一氏 |
| 理事 | 龍居 頼三氏 | 監事 | 馬越 恭平氏 |
| 理事 | 川村 紳次郎氏 | 監事 | 大橋 新太郎氏 |
| 理事 | 久保 要藏氏 | 監事 | 小山 健三氏 |
| 理事 | 法學博士松本 丞治氏 | 監事 | 佐々木勇之助氏 |
| 理事 | 法學博士片山 義勝氏 | | |

同社資本現在實に四億四千万圓にして前述せる如く本社は大連に、支社を東京に置き總務部、運輸部、興業部、地方部技術部、經理部等に分ち理事、部長として之れに當り別に大連、京城の二箇所に管理局を設置して秩序整然たるは他に比類なしと云ふべし。

業務一班

鐵道 滿洲本線五二四哩六、安奉線一七一哩四、朝鮮線一、二〇〇哩一、(滿鐵委任經理)直通列車(大連長春間 毎日三回)

船 釜山奉天間) 東京より朝鮮經由(釜山迄一日半京城迄二日奉) 毎日二回) 天迄三日ハルビン迄四日) 大連青島上海間定期船、船九(三、四〇〇噸)神戶丸(二、九三二噸)每週二回火金大連出航、(青島迄二十 一時間上海迄二日間)

旅館 在滿洲ヤマトホテル、大連、星ヶ浦(大連市外)旅順、奉天、長春等、在朝鮮、京城(朝鮮ホテル)釜山、新義州(停車場ホテル)金剛山(長安寺避暑ホテル)等

港 灣 大連、營口、安東、上海に埠頭倉庫の施設を有す
炭 礦 撫順炭礦、含有炭量約十二億噸、出炭量一日約一萬噸販路は日本各地東洋港等外に煙臺支礦あり
製 鐵 鞍山站製鐵所、出鉄量一日約二百五十噸
其 他 工場及電氣、瓦斯等の事業を經營す
地方事業 地方事務所奉天、長春、安東、外八箇所
醫院 大連、奉天、長春、安東、外十箇所
分院 六箇所

教育 南洲醫學堂、實業公學堂、奉天中學校、奉天高等女學校、南洲中學校、南滿工業學校、長春商業學校一、小學校二、幼兒運動場二、公學堂九、日語學堂三、實業補習學校三三、實科女學校一〇、圖書館一

試驗所 中央試驗所、農事試驗所、業業試驗所、地質調査所等
滿鮮案内 日程の作成、旅館の紹介、地方狀況、船車連絡狀況、大小荷物の運送、滿鮮、中華民國鐵道寢臺の豫約、東京發直通切符各種の發賣、急行列車券寢臺車券の發賣等也
代表的事業及人物

高 島 屋

飯田株式會社と吳服店

大にして之を言ふ、則ち帝王の都府、小にして之を言ふ、則ち詩人の天地たるもの、海内廣きも唯京都之れに當るべし其街衢は東西南北に貫通して棋盤の如く、東方比叡山を主峯となし其山脈蜿蜒して南し、更に分れて稻荷山となる。是れより西すれば則ち逢阪山脈は逶迤して愛宕、鞍馬に及び、著名の嵐山亦た其中にあり。東山の朝暾西峯の夕照。千態萬狀各佳趣に富む。桂川は漾々として流れて淀に合し鴨河の清且澗なる、大堰川の美にして豔なる、蓋し京都の山水、盡く秀麗の集る所、春は則ち鶯花に宜く、夏は則ち新緑に、秋は觀月に冬は則ち賞雪に、而して四時の風光其一をも缺さざるは以て天下に絶冠するに足る。由來京都人士の質美にして文なる蓋し此の山水の鎮鎮する所に依らざるか。清水焼に八ッ橋、鴨の流れの布酒、優にやさしき名産も亦相當しと云ふべし。早やくも此の鴨河友禪に身を致して一家を成し馳名夙に海外に迄で馳せて功なりたるを吾高島屋とす。抑々高島屋の祖先初代新七氏は江州高島郡の出身にして天保八年出で、京都に至り零細なる資金を以て些かなる吳服店を開業し持据賜。店運の隆盛に努むる事年ありき。蓋し高島屋の屋號は此處に淵源するものとす。新七氏は其業務には誠實誠意、顧客に接しては貧富貴賤の別を設けざりしと、惟ふに商人として天性最適の素質を有せる人と云ふべし。既にして奮闘の甲斐あり當時其權威に於て所謂御三家と並び稱せられたる一橋家より御用達を命ぜらるゝに至りたるが如き、氏一代の努力は遂に萬世動かざる高島屋の基礎を確立するに至りたり。次で二代新七氏家業を繼ぐに當り、維新當時の産業は類聚を離し同業者間の競争は激甚を極め倒産者相繼ぐの時たり而も能く此の難關を切り抜け當時の惡風潮

たる粗製濫造の弊を矯め獨り良品を擲いで家業を固守して先考の遺志を辱めざりしは之れ初代の氣魄と其成功的脈血とを受けたるに依らざるか、斯くて此の士魂商才の人二代目新七氏は乃父の遺訓を體し能く守成の功を全ふし愈々家運を鞏固ならしめて明治九年終に逝く。當時五人の遺子あり長子新兵衛氏廿五才を以て後を襲ひ家業に當る事五年、之れを當代新

高島屋吳服店



七氏に譲る。去れば高島屋の世代を以てすれば當主新七氏は四代目に當り而も高島屋今日急激の發展を見たるもの當代新七氏の力量に依るものとす。新兵衛氏は長兄新七氏即ち三代目と代つて高島屋を主宰するや先づ面目を改め西陣に一大工場を設置して大いに將來に備ふ。恰もよし宮内省より御用達を命ぜられ畏くも

陛下御召の絹服地類調進の命あり加之各宮家御用達をも承る光榮を負ふに至る。先之き高島屋は既に三代の努力を経て其基礎頗る固く京都に於ける地位は牢として抜くべからざるものあり而も當代家道に任ずるや先づ第一に友禪染の改良に著手したりしが偶々一外人同店に來たり友禪の帛紗を見て甚だ其高雅なるを賞し遂に模様を異りたるもの全部數十枚を購ふて歸る、機を見る事甚だ敏なる新七氏は將來必らず外人との取引盛んなるべきを思ひ殊に之れを盛んならしむるには友禪帛紗の如きを製造するに如かずとなし茲に長兄新兵衛氏と相謀り岸派の大家岸竹堂翁に意匠圖案の一切を托すこととせり。然も此舉は從來殆ど一定の形式模様を拘泥して毫も新機軸を出すこと能はざりし友禪界に一大革新を促したるものなりとす。新七氏此計を立てるや實に其苦心一方ならざるものあり即ち職工を選び原料を精選し學理と實驗とを應用して漸く其の希望を達し友禪染に一大進歩の蹟を垂れたるは皆之れ氏の資にして明治年間に於ける斯界發展の努力者として其功勞大いに賞すべきなり。氏は又此友禪染の改造に功を奏して、はしなくも指を海外貿易に染

代表的事業及人物